

令和 6 年 3 月定例会 総務常任委員会記録

令和 6 年 3 月 14 日（木）

令和 6 年 3 月 18 日（月）

令和 6 年 3 月 19 日（火）

令和 6 年 3 月 21 日（木）

場所：鳥栖市議会 第 1 委員会室

目 次

令和6年3月14日（木）		7 頁
令和6年3月18日（月）		47 頁
令和6年3月19日（火）		103 頁
令和6年3月21日（木）		165 頁

令和 6 年 3 月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 14 日（木）	審査日程の決定 政策部審査 議案乙第 3 号 〔説明、質疑〕 総務部（総務課・財政課）、選挙管理委員会事務局審査 議案甲第 3 号・第 4 号、議案乙第 3 号 〔説明、質疑〕 総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室、議会事務局、 監査委員事務局審査 議案乙第 3 号 〔説明、質疑〕 市民環境部審査 議案乙第 3 号～第 5 号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案甲第 3 号・第 4 号、議案乙第 3 号～第 5 号 〔採決〕

第 2 日	3 月 18 日（月）	政策部審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕 報告（総合政策課） 第 7 次鳥栖市総合計画令和 6 年度実施計画について 第 7 次鳥栖市総合計画重点戦略の対象事業追加について 市民満足度調査の結果について 〔報告、質疑〕 総務部（総務課・財政課）、選挙管理委員会事務局審査 議案乙第 9 号、議案甲第 13 号 〔説明、質疑〕 総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室、議会事務局、 監査委員事務局審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕
第 3 日	3 月 19 日（火）	市民環境部審査 議案乙第 9 号～第 11 号、議案甲第 5 号・第 9 号・第 10 号 〔説明、質疑〕 報告（税務課・国保年金課・市民協働推進課・環境対策課） 鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について （専決予定） 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要 について（専決予定） パブリック・コメントで提出された意見の内容と意見 に対する市の考え方について 鳥栖市とパナソニック株式会社エレクトリックワークス社 との脱炭素社会の実現に向けた連携協定について 〔報告、質疑〕

第 4 日	3 月 21 日（木）	現地視察 佐賀東部クリーンエコランド（真木町） 自由討議 議案審査 議案乙第 9 号～第 11 号、 議案甲第 5 号・第 9 号・第 10 号・第 13 号 〔総括、採決〕
-------	-------------	--

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和 6 年 3 月 13 日付託〕

議案乙第 3 号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）	〔可決〕
議案乙第 4 号令和 5 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	〔可決〕
議案乙第 5 号令和 5 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	〔可決〕
議案甲第 3 号鳥栖市ふるさと「とす」応援寄附金基金条例	〔可決〕
議案甲第 4 号鳥栖市競馬事業収入活用基金条例	〔可決〕

〔令和 6 年 3 月 14 日 委員会議決〕

議案乙第 9 号令和 6 年度鳥栖市一般会計予算	〔可決〕
議案乙第 10 号令和 6 年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算	〔可決〕
議案乙第 11 号令和 6 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算	〔可決〕
議案甲第 5 号鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 9 号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 10 号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 13 号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例	〔可決〕

〔令和 6 年 3 月 21 日 委員会議決〕

2 報 告

第 7 次鳥栖市総合計画令和 6 年度実施計画について（総合政策課）

第 7 次鳥栖市総合計画重点戦略の対象事業追加について（総合政策課）

市民満足度調査の結果について（総合政策課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について（専決予定）（税務課）

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について（専決予定）（国保年金課）

パブリック・コメントで提出された意見の内容と意見に対する市の考え方について
（市民協働推進課）

鳥栖市とパナソニック株式会社エレクトリックワークス社との脱炭素社会の実現に向けた連携協定について（環境対策課）

令和 6 年 3 月 14 日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

2 欠席委員氏名

委員 池田利幸

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課企画推進係長兼環境対策課施設調整係総務主査 安永伸也

総合政策課秘書係長 有馬豊和

政策部次長兼情報政策課長 山本英規

情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三

情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳渕英樹

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

総務課防災係長 前田良介

総務課文書法制係長 小森敏幸

総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐

財政課長 古賀庸介

財政課財政係長 平島隆臣
財政課管財係長 西山美沙
契約検査課長 有馬秀雄
契約検査課長補佐兼契約検査係長 真子寛盛
総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也
庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博
庁舎建設課庁舎建設係総務主査 牛島直茂
会計管理者兼出納室長 古賀和教
出納室長補佐兼審査出納係長 高島香織
議会事務局長 武富美津子
議会事務局次長兼庶務係長 西木純子
議会事務局議事調査係長 大塚隆正
選挙管理委員会事務局長 三橋和之
選挙管理委員会事務局次長 縄田明久
監査委員事務局長 山津和也
監査委員事務局次長 飛松研二

市民環境部長 吉田忠典
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄
市民協働推進課地域づくり係長 小柳桂子
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼
消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子
市民協働推進課男女参画国際交流係長 大石文枝
市民課長 田中秀信
市民課長補佐兼整備係長 栗山英規
市民課市民係長 佐藤臣久
市民課整備係総務主査 永井英子
市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫
国保年金課健康保険係長 下村志保
国保年金課年金保険係長 徳渕文子
税務課長 佐々木利博
税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

税務課固定資産税係長 有馬健次

税務課管理収納係総務主査 田中美香

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 鹿毛晃之

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

環境対策課環境対策推進係長 井本慎太郎

環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

政策部審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔説明、質疑〕

総務部（総務課・財政課）、選挙管理委員会事務局審査

議案甲第3号鳥栖市ふるさと「とす」応援寄附金基金条例

議案甲第4号鳥栖市競馬事業収入活用基金条例

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔説明、質疑〕

総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室、議会事務局、監査委員事務局審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔説明、質疑〕

市民環境部審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第4号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第5号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第 3 号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）

議案乙第 4 号令和 5 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案乙第 5 号令和 5 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案甲第 3 号鳥栖市ふるさと「とす」応援寄附金基金条例

議案甲第 4 号鳥栖市競馬事業収入活用基金条例

〔採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 59 分開会

中村直人委員長

ただいまから、令和6年3月定例会の総務常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

中村直人委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案6件、甲議案7件です。

審査日程につきましては、本日14日は補正予算関係議案の審査及び採決を行いたいと思います。

18日は政策部、総務部の当初予算関係議案の審査、19日は市民環境部の当初予算関係議案の審査を行いたいと思います。

21日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明いたします。

審査日程については、以上のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察について御説明をお願いいたします。

伊藤克也副委員長

それでは、21日の現地視察について委員の皆さんで御希望のところがあれば今教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。（発言する者なし）

特にないということですが、今回真木町のごみ処理施設が４月から正式稼働をされますので、実際稼働はしているんですが、よかったらごみ処理施設に行きたいなというふうに思っているんですが、皆さんいかがですか。（発言する者多数あり）

ありがとうございます。

そうしたら、真木町のごみ処理施設を3月21日に現地視察として行いたいと思いますので、

以上です。

それでは、現地視察は以上のとおりとさせていただきたいと思います。

午前10時 2 分休憩



再開いたします。



議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

これより政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

それでは、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、政策部関係について御説明いたします。

説明は総務常任委員会資料によりいたします。

歳入について御説明いたします。

委員会資料の 2 ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料の減額補正につきましては、情報センター改修工事期間中に係る施設駐車場部分賃貸料の見直しに伴うものでございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金のうち、デジタル田園都市国家構想交付金の減額補正の主な要因といたしましては、維持管理課で執行いたしました道路台帳の電子化に係る入札残に伴うものでございます。

デジタル基盤改革支援補助金の減額補正の主な要因といたしましては、鳥栖地区広域市町村圏組合が行う自治体情報システムの標準化・共通化に係る介護保険業務の現行システムと国の仕様書との比較作業業務の入札残に伴うものでございます。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金の補正の主な要因につきましては、市民課が行うマイナンバーカードへのローマ字表記等に伴うシステム改修において、国から追加で詳細の仕様が示され、その追加分についても補助対象となったため補正するものでございます。

マイナンバーカード交付事務費補助金の減額補正の主な要因といたしましては、市民課が任用している会計年度任用職員の報酬及びマイナンバーカード交付に係る郵送費などの決算見込みに伴うものでございます。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金113万円につきましては、保育所の臨時休園に伴う利用者負担軽減分として追加交付されたものでございます。

資料の3ページを御覧ください。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金について申し上げます。

土地利用規制等対策費交付金、権限移譲交付金につきましては、額の確定に伴う補正でございます。

その下、地方創生移住支援金から、さが暮らしスタート支援事業費補助金、K I Z U K I ・看板改修支援事業費補助金に関しましては、決算見込みに伴う補正でございます。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総管理費委託金のうち、国土利用計画法関連調査委託金につきましては、額の確定に伴う補正でございます。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

節5統計調査費委託金の減額補正につきましては、国勢調査準備調査委託金など、国の基幹統計調査などに係る委託金の額の確定に伴うものでございます。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

資料4ページを御覧ください。

款19寄附金、項 1 寄附金、目 1 総務費寄附金、節 1 総務管理費寄附金について申し上げます。

企業版ふるさと寄附金につきましては、ICTコンストラクション株式会社から、子育て支援に資することを目的として寄附を頂いたものでございます。

その下、まち・ひと・しごと創生包括連携協定寄附金につきましては、本市と包括連携協定を締結しております明治安田生命保険総合会社からの寄附を頂いたものでございます。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

款22諸収入、項 6 雑入、目 4 雑入、節 4 雑入の減額補正につきましては、情報センターに係る光熱水費の決算見込みに伴うものでございます。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

地方創生移住支援金の返還による補正につきましては、地方創生移住支援金を受領された方が受領後に辞退されたことに関しまして返還を受けたものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

資料の 5 ページを御覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 秘書費につきましては、決算見込みに伴う補正でございます。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

目 3 広報費、節 1 報酬から節17備品購入費までの減額補正につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

6 ページをお願いいたします。

目 4 情報管理費、節 8 旅費、それから、節18負担金、補助及び交付金までの減額補正につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

減額補正の主な要因について御説明いたします。

節12委託料につきましては、今年度構築しております市民ポータルシステム導入等に係る入札残に伴うものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、パソコンの賃貸借契約に係る入札残に伴うものでございます。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

7 ページを御覧ください。

目 9 企画費について申し上げます。

グランドクロス広域連携協議会負担金、佐賀地域経済研究会会費につきましては、額の確

定に伴う補正でございます。

その下、地方創生移住支援金、がん先進医療費助成金、さが暮らしスタート支援事業費補助金につきましては、決算見込みに伴う補正でございます。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

項5統計調査費、目1統計調査総務費、節8旅費、節10需用費及び節11役務費の減額補正につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。

目2基幹統計費、節1報酬から節13使用料及び賃借料までの減額補正につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

以上、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、政策部関係についての説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

7ページの負担金、補助及び交付金のグランドクロス広域連携協議会負担金が補正後ゼロになっているんですけど、これはやっていないってことですか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

協議会自体の繰越し予算の中で事業が実施できたということで、予算措置しておりましたが、負担金の請求がなかったものでございます。

#### **松隈清之委員**

分かりました。

それと、同じくですけど、地方創生移住支援の決算見込みの減額ですけど、さっきの説明でよく聞き取れなかったかもしれないですが、受け取られなかったっていうのは、これなのか、さが暮らしなのか。（「地方創生のほう」と呼ぶ者あり）

受け取られなかったって、どういうことですか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

条件を満たされた方が移住をされまして、一旦受領されたんですが、すぐに、やっぱり戻るということで再転出をされました。

鳥栖市に移住されたんですけども、お子さんを帯同されて移住された方ではあったんですが、やっぱり元の暮らしのほうに戻りたいという事情がおありになりまして、やはり東京圏のほうに帰ると。

ということで、一旦受領された支援金を返還されたものでございます。

松隈清之委員

分かりました。

あと、そのさが暮らしスタート支援っていうのは、結局それだけ申請がなかったということでしょうか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

そのとおりでございます。

松隈清之委員

あと、4ページの寄附金のところで、まち・ひと・しごと創生包括連携協定寄附金。これってどういう理由で寄附されるんですか。

今の説明では明治安田生命だったですね。この中途半端な金額って何か意味があるんですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

包括連携協定を締結しております明治安田生命株式会社が、全国的にそれぞれの営業所ごとに、従業員の方とかからも寄附を集められまして、それぞれの支店ごとに当該自治体に対して、寄附をされているという取組でございます。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

準備のため暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩



午前10時21分開会

中村直人委員長

再開いたします。

~~~~~

総務部（総務課・財政課）、選挙管理委員会事務局

議案甲第3号鳥栖市ふるさと「とす」応援寄附金基金条例

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

まず、総務課、財政課及び選挙管理委員会事務局関係議案の審査を行います。

初めに、議案甲第3号鳥栖市ふるさと「とす」応援寄附金基金条例を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

小柳秀和総務部長

令和6年3月定例会総務常任委員会総務部関係の審査に当たり、御挨拶をさせていただきます。

今回御審議いただく総務部関係の議案といたしましては、甲議案が4件、乙議案が2件、合計6件でございます。

甲議案につきましては、条例関係及び工事請負契約の締結でございます。

乙議案につきましては、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算です。

それぞれの議案の詳細につきましては、各課長から説明をいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

緒方守総務部次長兼総務課長

それでは、お手元の令和6年3月市議会定例会議案に沿いまして御説明をいたします。

9ページ目をお願いいたします。

議案甲第3号鳥栖市ふるさと「とす」応援寄附金基金条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

ふるさと「とす」応援寄附金基金を設置し、ふるさと「とす」応援寄附金基金の管理に関する必要な事項を定めるものでございます。

施行日につきましては、公布の日といたしております。

以上でございます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

江副康成委員

御説明ありがとうございました。

今回、ふるさと「とす」応援寄附金の基金を設けるということで、その目的として、寄附者の思いを具体化する事業を実施するためということですが。

具体的な事業ごとに細分化して基金を管理されるわけですか。

お金には色はついていないでしょうけれども、管理の仕方として、どういう管理がされるのかというのを教えていただけますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

使途につきましては、現在11項目の使途を選定しておりますけれども、今回のふるさと寄附金基金をつくるに当たりまして、今後、内容についても精査を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

江副康成委員

それで基金に積み立てるじゃないけど、入れるタイミングっていうのは、当然、ずっと個々に寄附金を募ってくるんでしょうけれども、年に何回で、どのタイミングとか、まとめて入れられるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りはどうされるんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

基金に入れる部分ですが、歳入と歳出が確定しまして、9月の決算時期を考えているところでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

基金条例についてですが、寄附者の金額と、当然、返礼とか経費がかかるわけですね。

で、基金に積み立てる額としては、寄附をしていただいた金額全ての金額を寄附するものなのか。

それとも、いろいろな経費を差し引いた金額を基金として積み立てていくのか、その辺の確認をさせてください。

緒方守総務部次長兼総務課長

寄附をしていただいた分から、かかりました経費を引いて、その分を決算で確定しますので、そこで基金に積み上げる形になります。

以上でございます。

松隈清之委員

以上です。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

江副康成委員

この基金で、基金の積み上げる金額の根拠になる、算定の式みたいなやつはあるんですか。

古賀庸介財政課長

江副議員の御質問にお答えさせていただきます。

毎年、佐賀競馬組合から競馬事業収入を、収益の一部を頂いております。

ここ3年、1億円程度頂いております。今回、甲議案で条例案、それから補正議案で1,000円の頭出し。で、当初予算で1億円計上させていただいております。

近年、1億円程度頂いているということで、見込みにはなりますが、1億円ということで計上させていただいております。

江副康成委員

恐らく今の話からすると、競馬組合のほうから鳥栖市に対して寄附しますよというところが承認されて、その金額がっていう話でもない？

例えば、競馬の事業の収益の何%はこれに当てるとか、そういうところがあるのかなと思ひまして。

古賀庸介財政課長

江副議員の御質問にお答えします。

競馬組合の収支の基準ということになるかと思うんですが、もちろん収益のプラスが出て、佐賀県が82%、それから鳥栖市が18%というふうに配分されると決まっております。

ただ、その収益の全部ということではなくて、今、競馬組合のほうも施設が老朽化していた分について改修を行っておりますので、そういったものを改修した上で、収益っていうのが出てきます。全額ではなくて、その分の一部ということで聞いております。

ですので、何%ということの基準はないというふうに聞いております。

以上です。

尼寺省悟委員

条例ですけど、これは今度新たに条例をつくるっちゃうことでしょうか。

この目的から見ると――何で今になるのかと。佐賀競馬っちゅうのは、ずっと前からあったんだし、これが必要だとするならば、もっと前に条例をつくらなかったのかなと。

そういう疑問です。

古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど近年というふうに申し上げましたが、1億円は本当に近年でございまして、やはり1億円も頂いているということで、あと、競馬組合の収益の確定時期が、どうしても競馬組合の3月議会で、3月20日になりますので、鳥栖市の予算計上が間に合わなかった、決算の中で処理をしていたということがあります。

そこも含めて、きちんと議会のほうで説明をさせていただいて、使途もきちんと、目的を定めて、3年ぐらい1億円ということになりますので、そこをきちんと定めてということで、今回条例を提案させていただいております。

以上です。

尼寺省悟委員

私が言うのは3年前とか5年前とか、何で前につくらなかったのかと。こういう目的ならば、もっと前に——競馬っちゅうのはずっと前からあったんだし。だから何で今なのかという質問。

古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えします。

補足ということになりますが、平成20年代後半から、競馬組合の収益が出ておりましたが、先ほど言いました、競馬組合も老朽化した施設について、収益が出ていなかったのも、長い間改修をしておりませんでした。

それを収益が出た後に、計画的に改修をしておりまして、すぐさま佐賀県と鳥栖市に配分できるような配分金が出来たということではなくて、ここ近年1億円ということで、それまでは、あっても数千万円というような金額でございましたので、今回1億円が数年続いているということで、きちんとそこは使途について明確にしていけないといけないだろうというところと、タイミングも踏まえて今回提案をさせていただいております。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

江副康成委員

この社会福祉の増進、教育文化の発展、スポーツ振興等の目的。これは、使うに当たって、制限というか、ほかにもあるんですか。

古賀庸介財政課長

江副議員の御質問にお答えします。

競馬事業でございまして、競馬法が国のほうでございまして、これは県のほうの使途を

定めるもので、市の使途を定めるものではないんですが、畜産の振興であるとか、競馬法では、条例にも書いてある社会福祉の増進、それから教育文化の振興、スポーツの振興というふうな文言になっております。

市もこの法の趣旨を理解して、準用して今回——畜産は鳥栖市ではあまり農家のほうがございませんので、社会福祉の増進、教育文化の発展、それからスポーツの振興等ということで定めさせていただいております。

以上です。

江副康成委員

あと1つ、鳥栖市の事業にこのお金を使わせてもらったときに、競馬事業収益金を使った事業であるというようなレッテルを貼るとか、周知させながらやるとか、そういう縛りじゃないけど、そのぐらいやってくださいねという話があるのかなという話です。

古賀庸介財政課長

また当初予算での説明にはなるかと思いますが、競馬事業収入の使途については、令和6年度で新たに取り組みます、これは継続事業ですけど、学校給食費臨時支援事業、それから多子世帯に対する学校給食費の助成事業、それから小学校施設のインクルーシブ遊具を中心とした遊具の設置事業、それからスポーツ振興と文化の頑張る子供たちへの激励金。

こういった事業に充当しまして、そして主要事項説明書に財源が分かるように記載をさせていただいているところでございます。それで周知に代えさせていただいています。

以上です。

江副康成委員

ぜひ市民の方にも分かるような形でやられて、せっかく維持、発展、佐賀競馬がこんな形で市民の福利厚生に役立っているんだというやつも周知しながらやられたらいいのかなと思ったところでございます。

古賀庸介財政課長

御指摘いただいてありがとうございます。

それで、ホームページ等で主要事項説明書も出して説明をさせていただきたいと思っております。

中村直人委員長

いいですか。

森山林委員

以前も言ったと思いますけれども、18%——それこそ昭和47年7月に第1回を開催して、今はもう52年よね。そして最初から18%。その割合を見直しできないのかと、私も前言った

それと、これはほとんど収益になったときには、この要綱はなしに、学校の教育、あれに大分使ってきたもんね。平成21年、22年、23年はマイナスだったですもんね。だからあそこ、何年か収益化できとらんもんね。

今もう52年目ですよ、昭和47年に出来てから。

18%ということで、過去に前任の競馬組合議員さんたちにいろいろ働きかけていただいて、今のパーセンテージになっていて、その後が18%から、なかなか、ということでございます。

森山林委員

もちろん競馬場も基金ばしよるけん。収益ね。八十何%かしているですけども。

中村直人委員長

〔発言する者なし〕

~~~~~

中村直人委員長

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

#### **古賀庸介財政課長**

それでは、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務課、財政課、選挙管理委員会関係について説明をいたします。

なお、説明は総務常任委員会資料、総務常任委員会参考資料により行います。

まず、総務常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

令和5年度3月補正予算概要として、歳入について説明をいたします。

款2地方譲与税につきましては、本年度決算見込みにより、項2自動車重量税が1,000万円、項3森林環境譲与税が5万円増額いたしております。

次に、款4配当割交付金につきましては、本年度の決算見込みにより1,000万円の増額をいたしております。

款6法人事業税交付金につきましては、本年度の決算見込みにより4,000万円の減額をいたしております。

次に、款7地方消費税交付金につきましては、本年度決算見込みにより1億円の増額をいたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

款10国有提供施設等所在市町村交付金につきましては、額の確定により27万5,000円の減額をいたしております。

款11地方特例交付金、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、中小企業者の償却資産に係る固定資産税の減免相当額が補填されるものでございまして、本年度の決算見込みにより、450万円の増額をいたしております。

次に、款13交通安全対策特別交付金につきましては、本年度決算見込みにより200万円の減額をいたしております。

次に、款15使用料及び手数料、項1総務使用料、目1総務管理使用料につきましては、本年度決算見込みにより、105万2,000円の増額をいたしております。

#### **三橋和之選挙管理委員会事務局長**

続きまして、4ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節4選挙費委託金につきましては、令和5年4月9日に執行予定でありました、佐賀県議会議員選挙県委託金の額の確定に伴う減額補正でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

次に、その下の款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、京町ビル等の敷

地貸付け料12万9,000円の減額でございます。

目2利子及び配当金は、財政調整基金利子や減債基金利子をはじめとする基金利子の決算見込みにより、8,000円の減額となっております。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金につきましては、ふるさと寄附金の増額補正でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

次に、5ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、600万円の繰戻しを行っております。

目2公共施設整備基金繰入金につきましては、事業費の調整により、900万円の繰戻しを行っております。

款22諸収入、項5収益事業収入、目1競馬事業収入につきましては、佐賀県競馬組合の令和5年度の収益に係る事業収入でございますが、佐賀県の収入に合わせ、令和6年度に収入することといたしましたため、1,000円の減額となっております。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

6ページ目をお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節3消防雑入につきましては、消防団員の退職報償金等でございます。

共済基金からの受入れ額の決算見込みによる補正でございます。

次に、節4雑入のうち、総務課関係分の主な分といたしましては、上から1項目めの全国市町村職員研修助成金につきましては、額の確定によるものでございます。

その3つ下の生活習慣病予防検診助成金につきましては、額の確定による減額補正でございます。

3つ下の退職手当企業会計負担金につきましては、今年度退職者のうち、企業に在籍した者の在職期間中分の退職手当の負担金を受け入れるものでございます。

#### **古賀庸介財政課長**

続きまして、雑入の財政課分について申し上げます。

資料6ページの下から4番目をお願いいたします。

新市町村振興宝くじと市町村振興宝くじの収益金の交付金の確定に伴う補正を行っております。

次に、その下の建物総合損害共済災害共済金24万5,000円につきましては、施設の落雷被害

などによる共済金の受入れを行ったものでございます。

続きまして、資料 7 ページをお願いいたします。

款 23、項 1 市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明すること  
といたしておりますが、一括して報告いたします。

参考資料 3 ページから 7 ページと併せて御覧ください。

まず、目 1 総務債、節 1 総務管理債 280 万円の増額につきましては、麓まちづくり推進セン  
ター改修事業及び新庁舎整備事業の決算見込みに伴うものでございます。

次に、目 3 商工費、節 1 商工債 430 万円の増額につきましては、四阿屋周辺整備事業の決算  
見込みに伴うものでございます。

次に、目 4 土木債、節 3 都市計画債 150 万円の増額につきましては、公園整備事業の決算見  
込みに伴うものでございます。

次に、目 6 教育債、節 1 小学校債 2,820 万円及び節 2 中学校債 210 万円の減額につきまし  
ては、小中学校大規模改造事業の決算見込みに伴うものでございます。

節 3 保健体育債 310 万円の減額につきましては、体育施設改修事業の決算見込みに伴うも  
のでございます。

次の目 8 民生債、節 1 社会福祉債 40 万円の減額につきましては、障害児通園施設改修事業  
の決算見込みに伴うものでございます。

次に、目 9 農林水産業債、節 1 農業債 1,290 万円の増額につきましては、県営経営体育成基  
盤整備事業の補正に伴うものでございます。

節 2 林業債 30 万円の減額につきましては、市民の森整備事業の決算見込みに伴うもので  
ございます。

次に、目 10 災害復旧債、節 1 農林水産施設災害復旧債 600 万円の減額につきましては、令和  
5 年の災害復旧事業の補正に伴うものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

9 ページ目をお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございます。

主なものといたしまして、節 1 報酬は会計年度任用職員の報酬などの決算見込みによる減  
額補正でございます。

節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費につきましては、特別職 2 名及び職員 79 人分の決  
算見込みに伴います人件費の補正でございます。

節7報償費につきましては、ふるさと寄附金謝礼品代の決算見込みによる補正でございます。

節11役務費につきましては、手数料等の決算見込みによる補正でございます。

節12委託料につきましては、謝礼品管理等委託料等の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、10ページ目をお願いいたします。

節24積立金につきましては、退職手当基金積立金の補正と、新たに新設いたしますふるさと「とす」応援寄附金基金積立金の補正でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

目5財政管理費につきましては、新設する競馬事業収入活用基金の積立金として頭出し1,000円の補正を行うものです。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

目7財産管理費、節10需用費につきましては、決算見込みによる補正でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

次の目12財政調整基金費、節24積立金でございます。

財政調整基金積立金4,000円の増額につきましては、運用利子の決算見込みによるもので、次の減債基金積立金につきましては、これも運用利子の決算見込みによる5,000円の減額及び現在実施しております、各種起債事業の後年度負担に備えるための任意の4億6,000万円の積立て分、合わせて4億5,999万5,000円を補正するものでございます。

次に、目13公共施設整備基金積立金につきましては、運用利子の決算見込みによる6,000円の減額補正及び任意の4億円の積立て分、合わせて3億9,999万4,000円を補正するものでございます。

#### **三橋和之選挙管理委員会事務局長**

12ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費並びに目2選挙啓発費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

目3県議会議員選挙費につきましては、先ほども申し上げましたが、令和5年4月9日に執行予定であった佐賀県議会議員選挙の準備に要した諸経費の額の確定に伴う減額補正でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

続きまして、14ページをお願いいたします。

款9消防費でございます。

目1総務管理費は、鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金等の額の確定による補正ござ

います。

目 2 非常備消防費につきましては、決算見込みによる補正でございます。

目 3 消防施設費のうち、節18負担金、補助及び交付金につきましては、消火栓の増設等に係る補正でございます。

目 4 防災費につきましても決算見込みによる補正でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

次に、15ページをお願いいたします。

款12公債費でございます。

目 1 元金、節22償還金、利子及び割引料でございます。

地方債元金の償還金の額の確定に伴います50万6,000円の補正を行っております。

また、目 2 利子、節22償還金、利子及び割引料のうち、財政課分としましては、地方債利子の額の確定により1,066万円の減額補正を行っているところでございます。

次に、款13諸支出金、項 1 土地開発基金費につきましては、基金用地の貸付け料の決算見込みに伴う額を繰り出すものでございます。

以上で、議案乙第 3 号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）中、総務課、財政課、選挙管理委員会関係予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **江副康成委員**

15ページですか、先ほどの利子のところで、地方債利子の額の確定による減額補正で1,066万円という御説明があったじゃないですか。これは見込みの利子の率とボリュームと、どちらのほうが要因ですか。

要は、お金がかかる額が少なくて済んだのか、あるいは利子が思っていたよりも安かったのか。

#### **古賀庸介財政課長**

江副委員の御質問にお答えします。

今、江副委員がおっしゃられたように、事業費の縮小による起債額の借入れ、それと予算でございますので、利率については、実績よりもちょっと高めに組んでおった分についても、実際の利子については下がっているものもございまして、その分の合わせた減額でございます。

以上でございます。

**中村直人委員長**

ほかにございせんか。

**伊藤克也委員**

9 ページの報酬の約2,300万円についてですが、会計年度任用職員の決算による減額ということで、この減額が当初予定していたよりも再任用の方をお願いするということになかったものなのか、もしくは募集をしたけれども、入らなかったっていうか、採用ができなかったとか、何か理由がありますか。

**緒方守総務部次長兼総務課長**

会計年度任用職員については、基本的に採用ができたと思っております。

この中には、もともとが育休だとか、職員が休んだ場合とか、そういうところも含めた形での予算措置をしておりますので、そういうところで、現状で進んでいったところで、今回3月補正で落とさせていただいているということでございます。

**伊藤克也委員**

もう一点、10ページ。需用費が3,100万円の減額になっていますが、光熱費関係になると思うんですが、新庁舎になったことによって、それだけ省エネ化が進んだことによる減額なのか、ほかにもいろいろ理由があるのか、その辺、教えていただければと思います。

**緒方守総務部次長兼総務課長**

もともと新庁舎に移転するということでしたので、積算をする際に、もともと電気保安協会等の聞き取り等を踏まえまして、電気料を試算して、それを基に予算化していたところでございます。

当初と比べまして、各部署の職員が帰庁する際の消灯、あるいは庁舎自体が屋根、サッシ等の断熱効果——温度を一定に保つ等のことに伴いまして、低く抑えることができたと思っております。

また、1月以降がウォームビズを試行することによりまして、室内の温度設定も低く抑えています。

このことにより、当初より安く抑えることができたと思っているところでございます。

以上でございます。

**中村直人委員長**

ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

準備のため、暫時休憩します。

午前10時58分休憩



午前11時3分開会

中村直人委員長

再開いたします。

~~~~~

総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室、議会事務局、監査委員事務局

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

中村直人委員長

次に、契約検査課、庁舎建設課、出納室、議会事務局及び監査委員事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、議案乙第 3 号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、契約検査課、庁舎建設課、出納室、議会事務局及び監査委員事務局関係分について御説明をさせていただきます。

総務常任委員会資料 3 ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金につきましては、旧庁舎本館の解体工事に対する補助金の額の確定に伴う補正でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

武富美津子議会事務局長

続きまして、歳出について申し上げます。

委員会資料 8 ページをお願いいたします。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費でございます。

節 2 給料から節 17 備品購入費につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

古賀和教出納室長兼会計管理者

続きまして、委員会資料 10 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 会計管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節 11 役務費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

有馬秀雄契約検査課長

次に、11 ページをお願いいたします。

目 8 契約検査費につきましては、決算見込みにより補正をするものでございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

目 14 新庁舎整備費の主なものについて申し上げます。

節 12 委託料につきましては、不用物品等の収集運搬委託料、節 14 工事請負費につきましては、旧庁舎解体工事費の減額補正でございます。

16 ページをお願いいたします。

新庁舎整備事業の継続費の補正でございますが、庁舎敷地南側の外構工事等として令和 5 年度、令和 6 年度の継続費を設定しております。

令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、庁舎敷地北側の外構工事を行う計画でございますので、事業実施年度及び年割額の変更に伴い継続費を補正するものでございます。

山津和也監査委員事務局長

続きまして、委員会資料の 13 ページをお願いいたします。

項 6 監査委員費、目 1 監査委員費につきましては、全て決算見込みによる減額補正でございます。

以上で、議案乙第 3 号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、契約検査課、庁舎建設課、出納室、議会事務局、監査委員事務局関係分の説明を終わらせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時13分開会

中村直人委員長

再開いたします。

市民環境部

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

中村直人委員長

これより市民環境部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信をいたします。

では、執行部の説明を求めます。

吉田忠典市民環境部長

こんにちは。市民環境部長の吉田でございます。

審査の前に御挨拶を申し上げます。

本日御審議いただきます市民環境部関係の議案といたしましては、一般会計及び2つの特別会計の補正予算でございます。

一般会計は歳入歳出ともに決算見込みに伴うもので補正しております。

また、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計につきましても、歳入歳出とも決算見込みに伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となっております、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、市民環境部関係について御説明いたします。

総務常任委員会補正予算説明資料の2ページをお願いします。

まず歳入となります。

款1市税につきましては、12月議会において、個人市民税、固定資産税、都市計画税の現年課税分について補正をしておりましたが、その後の個人の修正申告、各税目の本年度11月までの調定と収納額の実績、また、12月から3月までの調定収納見込みによりそれぞれ補正を計上いたしております。

款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、均等割200万円、所得割300万円の計500万円の増額補正をし、節2滞納繰越分につきましては、徴収実績から400万円の増額補正をいたしております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、土地分を700万円、家屋分を400万円、償却資産を800万円の計1,900万円を増額補正いたしております。

項3軽自動車税、目1環境性能割、節1現年課税分につきましては、課税台数の増加と収納見込みにより200万円、目2種別割、節1現年課税分につきましても380万円の増額補正をいたしております。

次に、項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては、たばこの販売実績により3,000万円の増額補正をいたしております。

3ページをお願いします。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、土地分100万円と家屋分を200万円の計300万円を増額補正いたしております。

田中秀信市民課長

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2戸籍住民基本台帳費国庫補助金につきましては、振り仮名表記の法制化に伴うシステム改修の補助金でございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

4ページをお願いいたします。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金につきましては、後期高齢者医療制度における保険料軽減分に対して交付される保険基盤安定負担金の決算見込みに伴い補正をしております。

佐々木利博税務課長

項3委託金、目1総務費県委託金の節2徴収費委託金につきましては、県民税徴収等の委

託金の決算見込みに伴う増額補正でございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

5 ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入のうち、2行目の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業委託料につきましては、決算見込みに伴い補正をいたしております。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、ごみ処理施設組合に係る部分で、令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合及び佐賀県東部環境施設組合への派遣職員の人件費の確定による補正及び減額補正分でございます。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、麓まちづくり推進センター大規模改修事業の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

委員会資料の6 ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費につきましては、決算見込みによる減額補正でございまして、主なものといたしましては、鳥栖・ツァイツこども交流事業が中止になったほか、入札に伴う市民活動保険料の減額など、決算見込みにより減額するものでございます。

資料7 ページをお願いいたします。

次に、目11まちづくり推進センター費につきましても、主には決算見込みによる補正でございまして、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センターに勤務いたします会計年度任用職員の人件費などの決算見込みによる減額補正でございます。

佐々木利博税務課長

次の8 ページをお願いします。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費の節2給与から節4共済費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

次の目2賦課徴収費のうち、節11役務費につきましては、各税の納付書や督促状などの郵送料である通信運搬費の決算見込みによる減額補正でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましても、法人税などの市税の還付金が例年より少なかったため、減額補正するものでございます。

田中秀信市民課長

資料の9 ページをお願いいたします。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費の節1 報酬から節11 役務費までにつきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

節12 委託料につきましては、戸籍法改正に伴う振り仮名表記に関する戸籍情報システム及び住民基本台帳システム等の改修委託料でございます。

資料13 ページをお願いいたします。

第3 表繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、事業名戸籍情報システム改修事業及び住民基本台帳システム等改修事業として計上いたしております。

繰越しの理由といたしましては、今回、全国一斉に行われたシステム改修のため、調整等に日数を要したものでございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

10 ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 後期高齢者医療費の節1 報酬から節13 使用料及び賃借料につきましては、それぞれ決算見込みに伴い補正をいたしております。

節18 負担金、補助及び交付金につきましては、令和4 年度の療養給付費負担金の精算額の確定に伴い補正をいたしております。

節27 繰出金につきましては、本年度の県後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みに伴い補正をしております。

続きまして、11 ページをお願いいたします。

項4 国民年金事務取扱費、目1 国民年金費の各節につきましては、それぞれ決算見込みに伴い補正をいたしております。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

款4 衛生費、項2 環境衛生費、目1 環境衛生総務費のうち、節12 委託料につきましては、町区で実施いたします残土回収の処理委託料の決算見込みによる減額補正でございます。

資料12 ページをお願いいたします。

項3 清掃費、目1 清掃総務費、節12 の委託料につきましては、調査設計委託料の額の確定による減額補正。

それから、節18 負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基西部環境施設組合並びに佐賀県東部環境施設組合負担金の額の確定による減額補正でございます。

次に、目3 し尿処理費、節18 負担金、補助及び交付金につきましては、し尿処理に係る下水道事業会計の本市負担金額の決算見込みによる減額補正分でございます。

次に、項4 環境対策費、目2 公害対策費、節12 委託料につきましては、水質汚濁測定委託

料の決算見込みによる減額補正分でございます。

以上で議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）中、市民環境部関係分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

11ページの環境衛生費の委託料で残土処理委託料の減額。

これは町区でっていうことですが、大分少なくなっていますよね。

どういう要因があったんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

町区で実施いたします残土回収分に係る分の委託料ですけれども、当初委託を検討しておりましたけれども、結果的に直営で事業を実施したということもありまして、この分の減額をしております。

なお、残土している場所の整地だとかの分に流用をしたものでございます。

以上です。

松隈清之委員

委託より直営にしたほうがよかったってことですか。

委託の予算を組んでいて、直営でやるっていうのはあんまりないですよ。

ちなみにこの残土処理っていうか、これはもう恐らくしゅんせつですよ。

それぞれ町区の水路とかのね。

この残土かどうか知らないけど、例年と比べて出ている量自体はどうなんですか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

議員のおっしゃるとおり、町でしゅんせつした際に出てくる残土を回収する業務でございます。量といたしましては例年と同じぐらいの量であります。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

江副康成委員

10ページの繰出金。

県後期高齢者医療広域連合納付金決算見込みによる減額補正のところで、減額補正されていますけど。

中村直人委員長

続きまして、議案乙第4号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第4号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

資料は補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず歳入の主なものにつきまして説明を申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1医療給付費分現年課税分から節3介護納付金分現年課税分につきましては、歳出の決算見込みと歳入の特別交付金の増額補正などに伴いまして、財源調整としてそれぞれ減額補正をしております。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金につきましては、歳出の療養給付費の決算見込みに伴う財源として減額補正しております。

節2特別交付金につきましては、保険者の医療費適正化に向けた取組等に応じて交付される保険者努力支援制度分が、県の事業評価分として交付される県繰入金2号分の決算見込み、並びに特定健康診査及び特定保健指導に対し交付される特定健康診査等負担金の額の確定に伴い補正をいたしております。

3ページをお願いいたします。

款5繰入金、項1一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、歳出の総務費の決算見込みにより減額しております。

次の保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金につきましては、額の確定に伴い補正しております。

産前産後保険料繰入金につきましては、本年1月1日施行の出産被保険者の産前産後に係る国保税軽減措置に対する繰入金として計上しております。

項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金につきましては、歳出の国保市町村事務処理標準システム導入業務の財源として繰り入れておりましたけれども、本業務の決算見込みに伴い減額をしております。

款8国庫支出金、項1国庫補助金につきましては、皆増で、目1健康保険組合等出産育児

一時金臨時補助金につきましては、令和5年4月1日施行の出産育児一時金支給額が42万円から50万円へ改正されたことに伴い、財源の一部として1人当たり5,000円の交付見込額を計上いたしております。

目2 社会保障税番号活用推進費補助金につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知チラシ作成費に対する交付金を計上しております。補助率は10分の10となっております。

4 ページをお願いいたします。

次に、歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち、節12委託料の国保事務処理標準システム導入等委託料の減額につきましては、ガバメントクラウド環境構築のためのソフトウェア購入等の関連業務を予定しておりましたけれども、ガバメントクラウド利用開始時期の未確定により、購入数が定まらないため、次年度に作業することとして減額補正をしております。

5 ページをお願いいたします。

2 段目の項2 徴税費、目1 賦課徴収費のうち、節12委託料のシステム改修委託料につきましては、現在進めております国保事務処理標準システム導入に合わせて、滞納整理システムを改修する予定としておりましたけれども、令和6年10月の運用開始直前に改修作業を行うこととして、皆減といたしております。

6 ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、本年度の給付実績と給付見込みにより減額しております。

次に、項4 出産育児一時金、目1 出産育児一時金、節18負担金、補助及び交付金につきましては、本年度の給付実績と給付見込みにより減額をしております。

7 ページをお願いいたします。

款6 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費のうち、節12委託料につきましては、特定健診委託業務の決算見込みにより減額補正をいたしております。

8 ページをお願いいたします。

項2 保健事業費、目3 健康推進事業費のうち、節12委託料につきましては、人間ドック及び脳ドックの決算見込みにより減額をしております。

また、節27繰出金、健康増進課等で実施する保健事業に対して、県特別交付金の決定を受けたため、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、議案乙第4号についての説明を終わります。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

5ページの徴税費の節12委託料のシステム改修委託料で、直前に改修するので落としているということですが、直前じゃないとできないってことですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

今回標準システムを導入いたしますけれども、基幹系システムから国の標準システムに移行します。

その際、被保険者の管理番号が変わりまして、管理番号が変わるために、現在、税務課で取り扱っている滞納整理システムについて、今変えると、過年度分と現年度分と入り混じって、管理がしづらいということもありまして、本来、今年度行う予定でございましたけれども、ベンダーとも協議しまして、標準システム稼働前にやったほうが円滑に移行作業ができるということで、標準システムの稼働前に行うことにしたところでございます。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

「発言する者なし」

質疑を終わります。



議案乙第5号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

中村直人委員長

続きまして、議案乙第5号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第5号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

資料は9ページでございます。

まず歳入について申し上げます。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第3号鳥栖市ふるさと「とす」応援寄附金基金条例

中村直人委員長

初めに、議案甲第3号鳥栖市ふるさと「とす」応援寄附金基金条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第4号鳥栖市競馬事業収入活用基金条例

中村直人委員長

次に、議案甲第4号鳥栖市競馬事業収入活用基金条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

中村直人委員長

次に、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、議案第 3 号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）中、当総務常任委員会
上託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

議案乙第4号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案乙第5号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

– 45 –

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

以上で本日の日程は終了いたしました。

午前11時49分散会

令和 6 年 3 月 18 日（月）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課企画推進係長兼環境対策課施設調整係総務主査 安永伸也

総合政策課秘書係長 有馬豊和

政策部次長兼情報政策課長 山本英規

情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三

情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

総務課防災係長 前田良介

総務課文書法制係長 小森敏幸

総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐

財政課長 古賀庸介  
財政課財政係長 平島隆臣  
財政課管財係長 西山美沙  
契約検査課長 有馬秀雄  
契約検査課長補佐兼契約検査係長 真子寛盛  
総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也  
庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博  
庁舎建設課庁舎建設係総務主査 牛島直茂  
会計管理者兼出納室長 古賀和教  
出納室長補佐兼審査出納係長 高島香織  
議会事務局長 武富美津子  
議会事務局次長兼庶務係長 西木純子  
議会事務局議事調査係長 大塚隆正  
選挙管理委員会事務局長 三橋和之  
選挙管理委員会事務局次長 縄田明久  
監査委員事務局長 山津和也  
監査委員事務局次長 飛松研二

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

#### 5 日程

政策部審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

報告（総合政策課）

第7次鳥栖市総合計画令和6年度実施計画について

第7次鳥栖市総合計画重点戦略の対象事業追加について

市民満足度調査の結果について

〔報告、質疑〕

総務部（総務課・財政課）、選挙管理委員会事務局審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第13号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室、議会事務局、監査委員事務局審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

## 6 傍聴者

1人

## 7 その他

なし

午前 9 時 58 分開会

中村直人委員長

本日の総務常任委員会を開きます。

~~~~~

政策部

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

これより、政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

資料につきましては、書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

それでは、議案乙第 9 号令和 6 年度鳥栖市一般会計予算のうち、政策部関係について御説明いたします。

説明は、総務常任委員会資料及び主要事項説明書により御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

委員会資料 2 ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料、節 1 総務管理使用料688万円につきましては、民間事業者への電算業務のアウトソーシングに伴う、市庁舎南側の情報センターの貸付けに伴う土地、建物の使用料でございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、令和6年度実施予定の食の自立利用者支援事業、多子世帯学校給食費助成事業、学校給食費臨時支援事業に充当するものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

デジタル基盤改革支援補助金7,033万6,000円につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合

が行う介護保険業務の自治体情報システムの標準化・共通化に係る経費に対する補助金でございます。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金387万6,000円につきましては、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用保守経費に対する補助金でございます。

マイナンバーカード交付事務費補助金2,409万3,000円につきましては、市民課が行うマイナンバーカード交付事務などに要する経費の補助金でございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

目4土木費国庫補助、都市計画費国庫補助金、都市再生推進事業費補助金1,600万円につきまして、令和6年度に都市計画課において実施予定の3D都市モデル整備等委託料に充当するものでございます。

資料3ページを御覧ください。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金につきましては、それぞれの事業実施に伴う県からの受入れに伴うものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総務管理費委託金中、県広報紙配布委託金273万円につきましては、県広報紙、県民だよりの配布事務に係る県委託金でございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

国土利用計画法関連調査委託金につきましては、年4回実施しております、無届土地取引調査事務費の受入れに伴うものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

節4統計調査費委託金420万3,000円につきましては、令和7年度実施予定の国勢調査に係る準備調査及び学校基本調査などの基幹統計調査に係る事務並びに統計調査員確保対策事業に係る委託金でございます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、ホームページ広告収入、市報広告収入及び情報案内板広告収入につきましては、それぞれの年間見込額を、光熱水費雑入は電算業務アウトソーシングに係る情報センターの光熱水費として655万3,000円を計上いたしております。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

市制施行70周年記念事業シンポジウム助成金につきましては、本年6月実施の70周年記念式典第2部として開催するパネルディスカッションの開催に関し、一般財団法人地方自治情報センターのシンポジウム助成事業補助金の採択を受けましたことから、その受入れに伴う

ものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

資料4 ページを御覧ください。

款2 総務費、項2 秘書費につきましては、秘書業務に関する経常的な経費でございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

目3 広報費の主なものについて申し上げます。

節1 報酬、節3 職員手当等につきましては、情報政策課で任用しております会計年度任用職員に係る人件費でございます。

節10 需用費につきましては、市報とすの印刷に要する経費が主なものでございます。

節12 委託料につきましては、毎月第3週の日曜日から土曜日まで1日5回放送しております、市政等に関する情報番組テレビ広報とすの収録放送に係る経費が主なものでございます。

節13 使用料及び賃借料につきましては、市ホームページのサーバーシステムの使用料が主なものでございます。

次に、目4 情報管理費の主なものについて申し上げます。

節10 需用費につきましては、情報関連機器のプリンターのトナーなどの消耗品費及び情報センターの光熱水費が主なものでございます。

節11 役務費につきましては、庁外施設とのネットワーク通信料、インターネット接続料が主なものでございます。

節12 委託料及び節13 使用料及び賃借料につきましては、まず、令和6年度当初予算主要事項説明書の5ページをお願いいたします。

事業名自治体DX推進事業でございます。

事業の目的といたしましては、国の自治体DX推進計画により、自治体情報のシステムの標準化・共通化や、行政手続のオンライン化を推進し、業務の効率化や住民の利便性の向上を図るものでございます。

事業内容は、デジタル技術を活用し、自治体DXの推進を図るものでございます。

それぞれの内容について御説明いたします。

市民ポータル管理運営に係る経費として、2,831万4,000円を計上いたしております。

内訳といたしましては、補修委託料660万円、システム使用料2,171万4,000円となっているところでございます。

今年度導入し、3月末の稼働を予定しております市民ポータルを窓口としたオンライン手続システムや公開型GIS地理情報システム、プッシュ通知等のサービスの運用を拡充させ、

市民サービスの向上を目指すものでございます。

次に、A I ― O C R、R P Aの利用拡大に係る経費として712万7,000円を計上いたしております。

内訳といたしましては、職員研修や職員のR P Aシナリオ作成に係るS Eサポート等に係る委託料367万4,000円、R P A等のシステム使用料345万3,000円となっているところでございます。

A I ― O C RやR P A等のデジタルツールを活用し、利用を拡大することにより、事務負担の軽減を図るものでございます。

委員会資料にお戻りください。

5ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料につきましては、電算業務、アウトソーシング経費を含む基幹系システム使用料、内部情報系システム使用料、基幹系システム及び内部情報系システムの端末やプリンター、ネットワーク機器及びそれらの関連機器、新庁舎L G W A N無線環境機器、ネットワーク強靱化の環境構築に必要な機器などの賃借料が主なものでございます。

節17備品購入費につきましては、市庁舎において会議等に使用する会議室用モニター7台分が主なものでございます。

6ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、県や県内市町等を結ぶ県公共ネットワークの管理運用に要する負担金のほか、県及び県内市町で共同利用しているセキュリティークラウドの負担金及び自治体中間サーバー・プラットフォーム運用保守経費に係る地方公共団体情報システム機構への交付金が主なものでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

目9企画費について、節12委託料中、70周年記念事業委託料は主要事項説明書6ページと併せて御覧ください。

6月2日に予定しております記念式典に関する事業の詳細を記載しておりますが、そのほか、8月に予定しております、ラジオ体操公開収録に要する経費などと合わせて計上いたしております。

予算説明書に戻っていただきまして、システム導入等委託料につきましては、議会答弁書の調整にかかる時間短縮と効率化を目的としたシステムを新たに導入することといたしたいので、その導入に要する経費を計上いたしております。

定住交流促進情報発信事業委託料につきましては、K B C九州朝日放送によるW i s h鳥栖市として、1週間にわたる放送を行うものでございます。

7 ページを御覧ください。

節18負担金、補助及び交付金のうち、地方創生移住支援金につきましては、主要事項説明書 7 ページを併せて御覧ください。

東京圏への一極集中の是正や地方の担い手不足解消を目的として、一定の条件を満たす就業や起業等を行った者に対して支援金を交付する国の制度でございます。

さが暮らしスタート支援金につきましては、主要事項説明書 8 ページと併せて御覧ください。

佐賀県内における移住・定住を促進することを目的として、県が定める就業や起業等の条件を満たす者に対して支援金を交付する佐賀県独自の制度でございます。

70周年記念事業補助金につきましては、70周年を記念して開催される各種イベント等に対しまして補助を行うものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

項 5 統計調査費のうち、目 1 統計調査総務費の主なものについて申し上げます。

節 2 給料、節 3 職員手当等及び節 4 共済費につきましては、広報統計係の担当職員 2 名分に係る人件費でございます。

節 8 旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費及び統計書作成などに係る経費でございます。

8 ページをお願いいたします。

次に、目 2 基幹統計費の主なものについて申し上げます。

節 1 報酬につきましては、農林業センサス及び全国家計構造調査に係る調査員への報酬などでございます。

節 7 報酬費以降につきましては、基幹統計調査に係る謝礼品代や説明会への出席に係る旅費、各種調査票の郵送料などの経費でございます。

以上、議案乙第 9 号令和 6 年度鳥栖市一般会計予算のうち、政策部関係についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

5 ページの情報センター管理運営の予算ですけど、市役所の目の前ですよ。

前も言ったんですけども、形態としてはクラウドかもしれんけど、実質、建物は目の前じゃないですか。

この庁舎と、どちらが耐震あるのかって考えたときに、絶対こっちのほうが耐震はあるん

ですね。

何かあったときに、その情報センターのサーバーが潰れたときのリスクって、どうなるのかなってということもあって。この間、空調とか改修していたから。

今後、情報センターとかをどう考えていくのかなって。

リスクヘッジを考えたら、こんな直近のところにないほうが多分いいと思うんですよ。多分、この庁舎の中に造れば、スペースもないだろうし。

今後、情報センターの――特に、能登の地震みたいに、地震が起きたときとかのことを考えると、このままあそこで運用を続けていくべきなのかって、どう考えておられますか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

現在、基幹系システムについては、民間のデータセンター、内部情報系システムについては、目の前の情報センターのほうでサーバー機器を設置し、運用を行っているところでございます。

基幹系システムについては、ガバメントクラウドに移行する予定でございまして、内部情報系システムについても、委員言われるようにリスク面、コスト面等の観点から、民間のデータセンター利用が効果的であると考えております。

現在、具体的な案の作成までには至っておりませんが、クラウド運用を基本とする検討を行っているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

分かりました。

続きまして、6ページ企画費のシステム導入委託料。

説明がいま一つ把握できなかったんですけど、議会との……。システム導入委託料のことなのか、もう一回説明をお願いできますか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

毎議会、一般質問の答弁書等を作成いたします際に、各課と市長、副市長の答弁書の調整ですとか、部署間の答弁書のやり取り等、時間短縮と精度を上げることを目的といたしましてシステムの導入を検討いたしてるところでございます。

松隈清之委員

具体的にどういうふうにしようと思っているんですか。

どこがどうなるんですか。

小柳洋介総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

今回導入をいたしたいシステムは、これを導入することによりまして、庁内各課で現在答

弁書をそれぞれ作成しておりますけれども、これがシステムで一元管理ができるというのが1点ございます。

それから、答弁書を作成しました際に、いろいろな修正が各所で行われるわけですが、この修正を一元管理することによって、リアルタイムに修正が反映できる。

このことによりまして、その都度ペーパーを出しておりましたけれども、この出力枚数が減るというメリットがございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

もう少し補足いたします。

過去の答弁内容につきましてもシステムのほうには全て登録をする形で考えておりまして、類似する答弁に関する過去の答弁の内容等も速やかに参照しながら、今回新たに作成する答弁書の内容との整合を取ることも可能になるシステムでございます。

松隈清之委員

つくる過程とか早くなるんだろうと思うんですが、あと修正は早いんだと思うんですよ。

で、1つは議員のほうにそういう形で出てくるまでの時間なんですよ。

最終的には、副市長とか市長決裁が恐らくあって来るんでしょうけど。

そこまでの時間っていうのが、今回のシステム導入で大分短縮されると思っていいですか。

松雪努政策部長

我々がつくる答弁書自体は、おっしゃるように、一元管理をしますので、今まではそれぞれの部署のフォルダの中に入っていたものが、1つのフォルダの中にどんと入ってくるような形になりますので、それこそ一元管理で、我々もよその課がつくったものを見ることができるし、つくった人もそれを見ることができる。

なおかつ、それを修正かけたら、その修正もその場でできるし、その場で修正の確認ができる。担当課も見ることができるというようなことで、我々がつくるスピードは上がると思いますが、そこから後のやり取りの中で、議員からの再質問や質問の修正などあったら、今までとあまり変わらないのかなというふうに思っております。

松隈清之委員

質問の修正っていうのはあんまり想定していないんですけど、要は、今の議会と執行部の一般質問のやり方、答弁書が出てくるやり方で考えると、出てから、じゃあ再質問を言うみたいな形になるじゃないですか。ということは、出るまでできないですよね。答弁書が来るスピードが早ければ早いほど、限られた期間の中でやり取りできると思うんですけど。

今回のシステムで答弁書が返ってくるまでのスピードが、つくるのが早くなるってことは、返ってくるスピードも速くならなきゃいけないんだけど。

例えば、市長とか副市長が出先からでも確認して決裁できるというようなことでもあるんですか。そういうことはできるんですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

答弁書作成にかかる時間を短縮することを目的にはしておりますが、現状、そこまでの機能の実装の予定がございません。

松隈清之委員

分かりました。

それはこっちでまた検討いたします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

主要事項説明書の5ページ、自治体DX推進事業に関してですけど、丸が2つあって、AI—OCR、RPAの利用拡大っていう部分で、これは毎年ずっと更新していただいていると思います。

今回、一般質問でもしたんですけど、職員さんが基本的に考える時間とか、いろんな研修を受ける時間を創出していただくことが市民サービスへ一番直結することだと思っているんですけど。

今ずっと進めてきてもらっている中で、具体的に何が入って、どういうふうに活用というか、時間短縮だとか、利便性が向上しているのか、中身を教えていただいていいですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

RPAにつきましては、令和4年度に試行という形で、健康増進課の高齢者インフルエンザ予防接種システム入力、あと地域福祉課の避難行動要支援者名簿情報入力を皮切りに、令和5年度につきましては、それに加えて、こども育成課の保育所入力システム作業等をRPAで行っているところでございます。

作業時間の短縮につきましては、インフルエンザ予防接種システムについては約76%、地域福祉課の避難行動要支援者名簿への情報入力が約90%、こども育成課の保育所入力システムにつきましては、作業中でありまして、約70%の削減を見込んでいるところでございます。

池田利幸委員

令和4年度と5年度を御説明いただいたんですけど、令和6年度としては新たな取組というのは何か始められる予定があるんですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

令和6年度につきましては、先ほど申しあげました業務に加えまして、教育総務課の特別支援教育就学奨励費申請データ入力作業、あと健康増進課の1歳6か月、3歳児健診受診票のデータ入力作業、あと、高齢障害福祉課の更生医療の後期高齢者情報の入力作業の3業務を追加したいと考えているところでございます。

池田利幸委員

削減されたという部分は、職員さんが個人でされとった分をまとめられるっていうことになるんですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

委員おっしゃるとおり、先ほど言いました業務につきましては、これまで手入力で行っていたところでございます。

申請データを一括してRPA等を用いて自動的に入力しますので、委員おっしゃるように入括して入力作業を行う流れでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

基本的には職員さんが手入力をしなくていい部分はしない。もうそれが間違いを断つものでもあるし、基本的な入力はどうしなくて、ほかのことを考える体制っていうので評価をよろしくお願いいたします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

永江ゆき委員

5ページの目3広報費で、節12委託料のテレビ広報とす放送委託料ですけど、何年ぐらい続いていて、効果っていうのはどういうふうに見られているのか教えてもらえますか。

徳渕英樹情報政策課長補佐兼広報統計係長

テレビ広報とすにつきましては、毎月第3日曜日から1週間、1日5回放送で、鳥栖市のいろんなイベントごとの紹介等を行っているところでございます。

開始日につきましては、手元に資料が今ないので申し訳ないんですけども、くーみんテレビが発足し、スタートしたときから当然、放送のほうはやっているというふうに認識しているところです。

以上です。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

効果の部分ですけども、具体的にどれぐらいその番組を見られているのかっていうのは

数値的には持ち合わせておりませんが、くーみんの本市での加入状況といたしましては、令和2年2月時点ではございますけれども、サービス提供可能世帯2万3,204世帯に対し、加入世帯8,449世帯で、加入率36.41%で約3分の1の方が見られているという状況でございます。

永江ゆき委員

それは増えていますか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

加入世帯の状況の数字は持ち合わせておりませんので、状況については、お答えが難しいところでございます。

永江ゆき委員

番組があって、その後にユーチューブにアップされているんですね。

そのユーチューブを見たときに、アップされる日付が遅くて、締め切られた後とか、コンサートが終わった後とか、ぎりぎりだったりとかしたんですよ。

そういうところで、もうちょっと早くアップできないかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

徳渕英樹情報政策課長補佐兼広報統計係長

永江委員おっしゃるとおり、なかなかホームページのユーチューブのアップが遅れてしまうことも過去にございました。

そういったことも踏まえまして、極力、可能な限り早く上げられるように、今後もくーみんさんと協力しながら努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

永江ゆき委員

だんだん若い方ってT i k T o kみたいな、パッとできるようなものになっていっていると思うんですよ。

ですので、そっち方向に、若い方への広報とかもしていただけたらなと思っておりますけど、どうでしょうか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

先ほど言われたT i k T o kについては、隣の基山町さんも掲載している情報はこちらも認識しておりますので、うちのほうもそういった形で、映像提供できないかというのは、内部で検討したいと考えております。

以上でございます。

永江ゆき委員

よろしくお願いします。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

江副康成委員

4 ページの交際費で、市長交際費200万円計上されているじゃないですか。補正で、この間80万円落としたばかりだったんですよ。それで、同じことが今年起こるのはあんまり面白くないなと。補正で80万円落として、また200万円。枠が足らなくなったら困るということもあるかもしれないけど、鳥栖市で市長交際費を使えるのは1人だけですし、鳥栖市のためにであれば、積極的に使うべきだと私は思っていますけれども。

去年の反省を踏まえて、今年はどういう使い方をしようかなという何かあるんでしょうか。

有馬豊和総合政策課秘書係長

交際費に関しましては、昨年同様200万円上程させていただいております。

この使い方として、例えば、市政功労を表彰された方がお亡くなりになられた際の御霊前でありますとか、そういった使途がございまして、どうしても見込みが立てにくい側面がある関係上、200万円ということで予算をつけていただいております。

令和5年度に関しましては、年度ごとにばらつきがあるものですから、かなり余りそうだとということで、3月で減額補正をさせていただいております。

使い方に関しましては、例えば、お祝いだとか記念行事とか、地域の祭りだとか、そういったところにも使っておりますので、当然、使えるのは市長だけですので、使い方に関しましても適宜取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

江副康成委員

別のやつですけども、6 ページ。先ほど御説明あったんですけど、負担金、補助及び交付金の中の地方公共団体情報システム機構の負担金。負担金は分かります。基本的にはそれに参加する方々で、鳥栖市も負担するんだろうなと。

次の交付金ってやつは、その機構が出す交付金を鳥栖市が受け取って、どなたかに交付して、何か事業をやってもらうという話ですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

こちらの交付金につきましては、マイナンバーで使う自治体中間サーバー・プラットフォームの運用保守経費に関しての交付金でございまして、市から地方公共団体情報システム機構への交付を行うものでございます。

以上でございます。

江副康成委員

最後ですけれども、先ほどからシステム導入費ですか、導入等委託料で一元管理する答弁書という話だったですね。それはそれでいいなと思うんですけれども。

今、相模原市とか、それこそAIを使って答弁書をつくるぞというような、それがもう一つ先に行っているのか分かりませんが。相模原市というと100万人都市の先進地でありますけれども。

当然、鳥栖市も先進地あるいは鳥栖市もすごいベンダーさんというか、強力なところとお付き合いもあるわけだから、できないこともないだろうなと思うんですけれども。私が引用した相模原市さんも当然、御存じだと思うけれども、その辺りの違い。あるいは、そこまでに到達するために乗り越えるべき課題とか、そういったやつがあれば教えていただきたい。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

答弁書作成作業を行うに当たってのチャットGPTとかの活用のことだと思いますけれども、実際、チャットGPTにつきましては、業務効率化に適したソフトの一つであると十分認識しているところでございます。

一方で、プライバシーに係る不透明な部分もございまして、機密情報等入力して、それが学習とかに利用され、思わぬところで情報漏えいしてしまうんじゃないかというリスクの部分もございまして、そういった部分もございしますことから、チャットGPTについては慎重に検討する必要があると考えているところでございます。

実際、他の自治体も試行導入を含めて導入されていますので、うちのほうとしても調査・研究を今行っているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

7ページの地方創生移住支援金980万円、それから、さが暮らしスタート支援金540万円についてですが、地方創生移住支援金のほうには、18歳未満に1人当たり100万円加算をいただいているんですね。

一方、さが暮らしスタート支援金にはこの加算金がないわけですが、その辺の明確な理由があれば教えていただきたいと思います。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

地方創生移住支援金につきましては、国策として東京圏の人口を地方へということが目的としてございますので、そういうお子さんを帯同する方に対するインセンティブといいます

か、設定されているのかなというふうに考えております。

一方、さが暮らしスタート支援金につきましては、東京圏に限らず、佐賀県外広く、働き手を県内に呼び込もうという制度でございまして、対象者の分母の問題等もあって、お子さんを帯同する方に対する追加の給付というものが想定されていないのかなと想定をするところでございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

国策として、東京一極集中を何とか少しでも地方にっていうふうなところは十分理解はできるんですね。

ただやっぱり、同じ子育て世帯が鳥栖市に移住を決めていただくということを考えた場合、同じように1人当たり何とかその辺も加算していただくとありがたいのかなというふうに私は思うんですが。

例えば、県の補助金と市からっていうことですが、今後、県といろいろそういう話がもしできるのであれば、例えば、100万円を佐賀県移住のほうにも50万円持ってくるとか、そういったことができるのであれば、今後検討していただきたいなというふうに思いますので、その辺を検討していただければと思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

森山林委員

7ページですか、70周年記念事業。総額的にどれぐらいこれ関連で要るんですか。助成金としては300万円ほどだそうですけど。

6ページの70周年記念事業委託料が452万円と、それから、こっちが補助金と合わせて639万円ぐらいになるでしょう。

それ以外に、ほかのいろんな冠をかぶせるだとか、それから各部署でやるっちゃうことからすると、総額的にどれぐらいなるのかなと。

安永伸也総合政策課企画推進係長兼環境対策課施設調整係総務主査

70周年事業の全体の額で申します。

様々な部署の所管事業もございしますが、今回全体で5,400万円ほどという規模で考えております。

以上でございます。

森山林委員

中村直人委員長

ほかにございませんか。

質疑を終わります。

報告（総合政策課）

第7次鳥栖市総合計画重点戦略の対象事業追加について

市民満足度調査の結果について

中村直人委員長

次に、議案外の報告について、まとめてお受けいたしたいと思います。

小柳洋介総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

それでは、議案外報告資料を御覧ください。

今回の内容といたしましては、第7次鳥栖市総合計画令和6年度実施計画について、鳥栖市総合計画重点戦略の対象事業追加について、市民満足度調査の結果について、一括して御報告いたします。

第7次鳥栖市総合計画の実施計画につきましては、毎年見直しを行うこととしておりまして、今回は令和6年度版について御報告いたします。

第7次鳥栖市総合計画は、目指すべき将来都市像や基本目標などを位置づける基本構想、基本構想に位置づける将来都市像や基本目標を実現するための施策の方向性などを定める基本計画。そして、今回御報告いたします実施計画で構成しております。

実施計画は、前期基本計画に基づきまして、今後３年間に実施すべき事務事業を計画的に取り組んでいくために策定するものであり、令和６年度実施計画では令和８年度までの３年間に取り組む事務事業の内容などについて記載しております。

それでは、前年度からの主な変更点などについて御説明いたしますので、資料の 2 ページをお願いいたします。

令和6年度の実施計画におきまして、新規で計上する事業はゼロカーボンシティ宣言推進事業を含め、8事業でございます。名称変更する事業は4事業でございます。

国や県の事業名の変更に伴うもの、事業の進捗により、名称を変更するものが主な理由でございます。

さらに、都市公園事業（国スポ・全障スポ関連）を含め、3事業につきましては、完了事業としています。

資料の3ページをお願いします。重点戦略対象事業の追加についてでございます。

令和5年度から8年度までの4年間に特に進捗を図る施策である、これまで33事業を重点戦略対象事業としておりました。今回、これに13事業を追加し46事業といたしました。

資料3ページから4ページの表に、追加した事業を重点戦略の体系ごとにお示ししております。

重点戦略対象事業で事業の入替えを行ったものが2事業ございます。なお、重点戦略は総合計画の実施計画と同様に毎年度見直しを行うとともに、進捗状況を把握し、適正な進捗管理を実施しているところでございます。

次に、資料の5ページを御覧ください。

ここでは、実施計画及び重点戦略の各事業に係る表の見方について御説明いたします。

表の一番上の事業名欄から、関連する個別計画欄までは、重点戦略事業を含む実施計画に記載の全事業に共通しておりますが、重点戦略対象事業につきましては、その下の太線で囲った部分がございます。

太線で囲った部分の①についてですが、ここには重点戦略の7つの体系を記載しております。

その下の②の部分は令和8年度までに特にスピード感を持って取り組む目標を、右側に行きまして、③の部分は②で記載しました目標の達成に向けた各年度の実績や目標を記載しております。

④につきましては、事業手法が決定され次第、記載することとしておりますので、事業によっては空欄としているものもございます。

資料6ページ以降でございますが、今回重点戦略に追加しました13事業と入替えを行いました2事業を個別にお示ししております。

別途、タブレットに令和6年度実施計画の全事業を載せましたファイルをお送りしておりますので、御確認をお願いいたします。

なお、実施計画に記載しております事務事業の個別の内容につきましては、各担当課にお尋ねいただきますようお願いいたします。

最後に、市民満足度調査の結果について御報告いたします。

資料の21ページをお願いいたします。

市民満足度調査は、第7次鳥栖市総合計画で掲げる6つの基本目標に基づく取組に対する市民の意識を調査し、調査結果は、今後、策定を予定しております総合計画の後期基本計画の施策に生かしていくことを目的に行っております。

調査は無作為抽出いたしました18歳以上の市民2,000人に回答をお願いし、909人から回答を頂きました。回答率は45.5%となっております。

回答は、これまでの郵送による回答のほか、今回からウェブでの回答も可能とし、ウェブでの回答を282人頂きました。

同じく21ページの（4）年代別回答方法についてですが、特に20代と30代のウェブ回答率が50%を超える結果となり、ウェブ回答の導入は全体の回答率の向上に一定の効果があったものと考えております。

資料の22ページをお願いいたします。

今回、調査結果表資料を載せております。

総合計画に掲げる6つの基本目標ごとに関連する質問をグループ化し、そしてまとめたダイジェスト版としております。

基本目標1.「自然との共生を図り、未来へつなぐまち」につきましては、市民のリサイクルとCO2削減に対するお聞きしました。

その結果、リサイクル活動は、市民に定着しているものの、CO2削減に対する活動につきましては、今後さらに啓発していく必要があるということが分かりました。

基本目標2.「快適な生活を支えるまち」につきましては、道路に対する意識と鳥栖駅周辺に対する意識についてお聞きしました。

道路につきましては、生活道路よりも幹線道路で渋滞が起こっていると考える市民が多く、生活道路の安全について、弥生が丘地区、旭地区で課題があることが分かりました。

資料23ページになりますが、鳥栖駅周辺につきましては、発展の余地がある、発展していないので不満と答えた市民が多く、将来像としては、商業施設が充実した地区を望んでいる市民が多いということが分かりました。

基本目標3.「安全で安心して暮らせるまち」につきましては、防災に対する意識についてお聞きしました。

その結果、市民の防災に対する意識は高い一方で、防災対策の準備ができていると考える市民は少ないことが分かりました。

資料の24ページをお願いいたします。

令和５年度決算見込み等により、前年度と同額で計上いたしております。

次に、３ページをお願いいたします。

款４配当割交付金につきましては、前年度と同額で計上をいたしております。

次に、款５株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度と同額で計上いたしております。

次に、款６法人事業税交付金につきましては、県の法人事業税の一部が市町村に交付されるもので、令和５年度決算見込み等により前年度より４,０００万円減の２億円を計上いたしております。

款７地方消費税交付金でございます。

令和５年度決算見込み等により、前年度当初より１億円増の１９億円を計上いたしております。

次に、４ページをお願いいたします。款８ゴルフ場利用税交付金でございます。こちらにつきましては、前年度同額で計上いたしております。

次に、款９環境性能割交付金につきましては、令和５年度決算見込み等から、前年度より１００万円増の１,８００万円を計上しております。

款１０国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、令和５年度決算見込み等により前年度から１００万円減の１,８００万円を計上いたしております。

款１１地方特例交付金、項１地方特例交付金につきましては、住宅取得特別控除に係る減収補填に伴うものが９,０００万円と、個人市民税の定額減税分約３億円が、地方特例交付金で減収補填されることとなりましたため、合わせて３億９,０００万円で計上いたしております。

次に、５ページをお願いいたします。

項２新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、１,０００円の頭出しを行っております。

次に、款１２地方交付税は今年度１３億円の予算を計上しておりまして、内訳は普通交付税１０億円、特別交付税３億円でございます。昨年度から４億円の増となっております。

次に、款１３交通安全対策特別交付金につきましては、令和５年度決算見込み等により、昨年度から２００万円減の１,４００万円を計上いたしたところでございます。

次に、款１５使用料及び手数料、項１使用料、目１総務使用料、節１総務管理使用料の電柱敷地料等５１５万円は九電やＮＴＴの電柱などの使用料等でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

６ページ目をお願いいたします。

款１７県支出金、項２県補助金につきましては、消防団員確保対策事業補助金でございます。

古賀庸介財政課長

次に、款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、京町ビル敷地等の貸付け料でございます。

続きまして、目2利子及び配当金でございます。

節1利子及び配当金といたしまして、6万9,000円を計上いたしております。

内訳といたしましては、財政調整基金の利子、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子によるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入から目3証券売払収入までにつきましては、それぞれ1,000円の頭出しをしております。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、款19寄附金、項1寄附金は、ふるさと寄附金になります。主要事項は29ページ（次ページで「26ページ」に訂正）のとおりとなります。

5億円を計上しているところでございます。

今回の組織機構の見直しに伴いまして、令和6年度より現在の商工振興課に事務を移管することとなります。

古賀庸介財政課長

次に、8ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、2億9,287万8,000円の取崩しを行っております。

次に、目2公共施設整備基金繰入金でございますが、新庁舎整備事業の財源として5億円を繰り入れるものでございます。

次に、目3競馬事業収入活用基金繰入金につきましては、子育て支援策として、令和6年度から新たに取り組みます、多子世帯の第3子以降の学校給食費を全額助成する事業などの財源として、5,378万9,000円を繰り入れるものでございます。

また、この基金の財源は佐賀県競馬組合からの競馬事業収入でございます。

次に、款21繰越金は頭出しを行っているところでございます。

次に、款22諸収入でございます。

項5収益事業収入、目1競馬事業収入につきましては、競馬事業の収入として、近年の実績から1億円を計上しているところでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

項6雑入、目3違約金及び延滞利息につきましても、頭出しを行っているところでござい

ます。

緒方守総務部次長兼総務課長

先ほどの主要事項のページを29ページと言いましたけれども、26ページの誤りでしたので、訂正させていただきます。

続きまして、目4雑入、節3消防雑入につきましては、消防団員の退職報償金等ございまして、共済基金からの受入れ予定額を計上しております。

節4雑入のうち、全国市町村職員研修助成金につきましては、職員研修に係るもので、佐賀県市町村振興協会からの助成金でございます。

その下の検診助成金につきましては、職員の検診に係るもので、佐賀県市町村職員共済組合からの助成金でございます。

また、光熱水費雑入を計上いたしております。

古賀庸介財政課長

続きまして、一番下の段になりますが、競馬事業雑入として100万円を計上いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。款23市債でございます。

歳入の市債につきましては、事業ごとに係る常任委員会で説明いたしますが、歳入に関わる分でございますので、一括して報告させていただきます。

別冊の参考資料の3ページから6ページ目の起債一覧表と併せて御覧いただければ幸いです。

まず、目1総務債、節1総務管理債、若葉まちづくり推進センター改修事業として90万円、新庁舎整備事業として1,270万円を計上いたしております。

次に、目2民生債、節1児童福祉債1,620万円につきましては、子ども・子育て支援施設整備事業に係るものでございます。

目3衛生債、節1清掃債7,760万円につきましては、溶融資源化センター解体事業及びリサイクル施設整備事業に係るものでございます。

次に、目4農林水産業債、節1農業債1,440万円につきましては、老朽農業用水路改修及び河内河川プール、四阿屋の整備事業でございます。

次に、目5の土木債でございます。

節1道路橋梁債につきましては、道路改良事業として2億8,490万円を、節2河川債につきましては、河川浚渫改良事業として1億4,600万円を。

次に、節3都市計画債につきましては、公園整備事業として4,400万円を計上いたしております。

次に、目 6 消防債につきましては、防災基盤整備事業として890万円を計上いたしております。

次に、11ページをお願いいたします。目 7 教育債でございます。

節 1 小学校債につきましては、基里小学校擁壁改修事業として810万円、麓小学校トイレ改修事業として2,450万円を。

節 2 中学校債につきましては、田代中学校運動場改修事業として3,310万円、鳥栖西中学校駐輪場整備事業として1,870万円、基里中学校大規模改造事業として 3 億8,800万円を。

節 3 社会教育債につきましては、市民文化会館改修事業として780万円を。

節 4 保健体育債につきましては、体育施設改修事業として5,170万円を計上いたしております。

次に、目 8 災害復旧債でございます。

令和 5 年 7 月に発生した蔵上井堰の予算を令和 6 年度予算として改めて計上し、対応するもので、財源として市債600万円を計上いたしております。

次に、目 9 臨時財政対策債でございます。こちらは地方交付税制度の振替措置として計上するものでございまして、5,000万円を計上いたしております。

歳入については、以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、歳出を説明させていただきます。

13ページ目をお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費でございます。

目 1 一般管理費の主なものについて申し上げます。

節 1 報酬は、情報公開個人情報保護審査会など、各種審議会委員の報酬及び育児休業代替会計年度任用職員の報酬等でございます。

節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費につきましては、特別職 2 名及び部長以下職員78名の人件費等でございます。

節 7 報酬費につきましては、顧問弁護士、産業医等への謝金や報酬でございます。

節 8 旅費につきましては、職員の研修旅費や育児休業代替会計年度任用職員の費用弁償などでございます。

続きまして、14ページ目をお願いいたします。

節11役務費につきましては、職員等の健康診断等の手数料などでございます。

節12委託料につきましては、嘱託員委託料や職員の研修委託料、過去文書のPDF化業務委託料などでございます。

節13使用料及び賃借料のうち、システム借上料は例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、職員研修等負担金、防犯協会補助金や職務を遂行するために資格を取得した市職員に対して、資格取得等の助成を行うものなどが主なものでございます。

古賀庸介財政課長

続きまして、16ページをお願いいたします。

目5財政管理費、節8旅費から節18負担金、補助及び交付金までにつきましては、予算編成等に係る経費を計上したものでございます。

節24積立金につきましては、競馬事業収入1億円を競馬事業収入活用基金に積み立てるのでございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

17ページをお願いいたします。

目7財産管理費のうち、総務課の主なものについて申し上げます。

節10需用費につきましては、共用車のガソリン代や庁舎の電気代などになります。

節11役務費につきましては、庁舎等に係る電話料などになります。

節12委託料につきましては、庁舎清掃や当直警備に関する委託料などでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、ゼロカーボンシティ宣言等を踏まえ、公用車を計画的に電気自動車に更新する電気自動車等借上料などでございます。

節17備品購入費につきましては、自動車の購入などでございます。

古賀庸介財政課長

同じく目7財産管理費のうち、財政課分の主なものといたしましては、節11役務費のうち、建物共済保険料や公用車の自動車任意保険料のほか、節18負担金、補助及び交付金中の土地開発公社負担金として土地開発公社への管理負担分を計上いたしております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

目12財政調整基金費、節24積立金につきましては、基金利子相当額として、財政調整基金、減債基金へ積立てを行うものでございます。

目13公共施設整備基金費、節24積立金につきましても、基金利子相当額の積立てでございます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

20ページをお願いいたします。項4選挙費、目1選挙管理委員会費の節1報酬につきまし

ては、選挙管理委員4名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、選挙管理委員会事務局職員4名分の人件費でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、選挙投開票管理システムのリース料でございます。

次に、目2選挙啓発費につきましては、選挙啓発に係る諸経費を計上いたしております。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、22ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費につきましては、ふるさと寄附金に関するものでございます。

節1報酬、節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員の報酬等でございます。

節7報償費は、ふるさと寄附金の謝礼品代などでございます。

節11役務費につきましては、ふるさと寄附金収納手数料でございます。

節12委託料につきましては、謝礼品管理等委託料になります。

続きまして、23ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費でございます。

目1総務管理費の主なものにつきましては、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、消防防災担当職員3名分の人件費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金、県防災航空隊負担金はそれぞれ構成団体のうち、鳥栖市の負担金でございます。

目2非常備消防費のうち主なものにつきましては、節1報酬につきましては、消防団員の報酬でございます。

節7報償費につきましては、消防団員退職報償金等が主なものでございます。

節10需用費につきましては、消防団員の活動服の購入費などでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、公務災害補償組合への負担金や退職報償金負担金などでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

目3消防施設費の主なものにつきましては、節10需用費につきましては、各消防団格納庫、消防車の維持管理費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、消火栓の増設に係る上下水道局への負担金でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

目4防災費の主なものにつきましては、節10需用費につきましては、職員の防災服の購入などでございます。

節11役務費のうち、通信運搬費につきましては、コミュニティ無線システム65局分の利用

料などがございます。

節12委託料につきましては、気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務等委託料で
ございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、県防災行政無線連絡会負担金や自主防災組
織補助金などがございます。

古賀庸介財政課長

続きまして、26ページをお願いいたします。

款12公債費、項 1 公債費、目 1 元金、節22償還金利子及び割引料でございます。

地方債の元金償還金の見込額16億8,729万4,000円を計上いたしております。

同じく、目 2 利子でございます。財政課分といたしましては、地方債の利子 1 億2,727万
4,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、款13諸支出金、項 1 土地開発基金費、目 1 土地開発基金費、節27繰出金につきまし
ては、基金の預託利息と基金用地の土地貸付け相当額を計上いたしております。

次に、項 2 公営競技収益金貸付基金支出金、目 1 公営競技収益金貸付基金支出金、節23投
資及び出資金は公営競技収益金貸付基金支出金として頭出しを行ったものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

款14予備費でございます。予備費として、昨年と同額5,000万円の予算を計上いたしましたも
のでございます。

以上で、議案乙第 9 号令和 6 年度一般会計予算のうち、総務課、財政課、選挙管理委員会
関係についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

説明資料の 8 ページをお願いします。8 ページの競馬事業収入活用基金繰入金っていうも
のと、その一番下のところの競馬事業収入の 1 億円。これは前年度ゼロベースだったものの
2つだと思います。

16ページの歳出を見ますと、今回、全額積立金として競馬事業収入活用基金積立金に入れ
られるようになっているんだと思いますけれども。基金に積み立てるということは、別途、
これに対する使用目的があるのかなと。

今回のボートだとか競輪だとかいう場合、事業収入が上がってきたものを積み立てるとか、

そういう部分から、公共施設に対する投資とかを基本やられていると思うんですよ。

その部分で今、佐賀競馬場の収益が上がっているってことで、これが入ってきている現状だと思うんですけど、どのように使うのか。

まず、前年度ゼロから、今年度予算立てになった理由と、あと、積立てをする理由と目的ってものを教えていただいていいですか。

古賀庸介財政課長

まず8ページの競馬事業収入1億円が、去年1,000円の頭出しで、今回1億円なぜなったのかということでございます。

先日、甲議案、また補正議案のときに説明をさせていただいておりますが、ここ2年、それから今年を入れると、今年は見込みになりますが、3年間1億円程度の収入が決算で出てきている、あるいは見込めるということで、1億円を計上させていただいております。これは競馬場の収益に係る事業収入でございます。

それと使途につきましては、甲議案のときに説明をさせていただきました、多子世帯への補助、それとか給食費の物価高騰による値上がり、去年から行っておりますが、それを抑えるための繰入れ、そういったもの。それから、小学校の遊具の改修、1,000万円ほどありますが、そういったものに活用をさせていただくということを考えております。

以上です。

池田利幸委員

この前欠席したので、その説明があっていたこと自体分かっていなくて、二重になって大変申し訳ないなと思うんですけども。

基本、この積立て、これをやっていきますって、要は事業収入になりますんで、毎年入ってくる見込みがあるお金とは限らないものを給食費とかに充当していく。物価高騰の分の間だけっていうのは分かりますけれども、基本的にはそういう事業系とかに使うっていうのは、不安定なのかなっていう部分が、やっぱり施設とかインフラ整備、そこにせっかく入ってくる分なんで、ぜひ充てるようにしていただきたいなと思います。そこはお願いしたいなと思いますんで、よろしくお願いします。

そのまま続けて、7ページにふるさと寄附金の部分があります。これは基本的に主要事項説明書でも御説明があつていまして、今年度から商工振興課のほうへ移るっていう部分になると思うんですけども。

今まで総務課のほうで結構ふるさと寄附金をどうやっていこうか、どうやって増やしていこうかっていうのをずっと協議をされてきて、ここ近年もそこをしっかりと考えてきてもらってると思うんですよ。

その中で、商工振興課へ移るっていうふうになりますんで、その辺の連携、引継ぎ、今まで考えてきた分とか、十分連携や引継ぎはできているんですか、大丈夫ですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

今回、商工観光課になりますけれども、そちらに業務を移管するというので、その引継ぎについては丁寧にやっていきたいと思っております。

今回、商工観光課に業務を移管する理由といたしましては、これまで以上に市内の製品のPRを図ることと、謝礼品の開発や事業者の訪問、謝礼品等の提供事業者との協力関係を進めていく中で、さらに業務の相乗効果があるのではないかというふうに考えております。

また、商工のほうでは観光のほうも絡めておりますので、より効果的なプロモーションができるということで、移管をするようにしております。

ただ、移管後につきましても、総務課のほうも関わっていくように考えておりますので、連携は密にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

永江ゆき委員

20ページの選挙管理委員会費のところの啓発費ですね。

目2に22万7,000円ついていますが、この効果をどういうふうに見られているか、教えてください。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

正直、目に見えた効果ということについては、数値が出ているわけじゃないんで、はっきりしたことは言えませんが、このポスターコンクールについては、中学校中心ですが、学生さん、未来の有権者になられる方に、選挙の位置づけといいますか、そこを認識していただくための一環として県下一斉に行っている行事といいますか、対策といいますか、でございます。

特に、選挙の投票年齢が18歳に引き下げられたということで、市内3つ高校がございすが、鳥栖高校と商業と工業ということで、不思議なもので、しばらく選挙もやっていませんけれども、中身を見ると、投票の年、意外と18歳は投票していただいておりますが、その翌年、19歳になったときはやっぱり落ち込んでいきます。

今、ポスターの話をしているので話が飛んじゃうんですけども、当然、現役の学生さん以外に高校卒業された方、就職もしくは進学されると思いますが、その方たちへの対応とい

うことでも、県の選管、それから全国的に選挙管理委員会事務局連絡会というのがございますので、その中で具体的な対応をしていかなきゃいけないと思うんですが、なかなか、これだというのがないというのが現実です。

ただ、このポスターコンクールにつきましては、もう長年取り組んでいる事業でございますので、1人でも多くの方に参加していただくように今後も取組を続けていきたいと考えているところでございます。

御質問の趣旨とは離れた答弁になって申し訳ございませんが、今のところそういうふうに考えております。

以上でございます。

永江ゆき委員

やっぱり若者の投票率っていうか、全体的な投票率が半分ぐらいしか今ないっていうことなので、本当、若い人たちを少しでも巻き込むようなことをしていかないと、やっぱり上がっていかないと思うんですよ。

例えば、選挙立会人で、若者を募集してあるところが結構多いんですよ。

だから、18歳から20代に向けて、日当1万4,000円ぐらいですか、出してやって、半日で8,000円とかで設定されて、東京で何区かあったんですよ。

そういうふうに、もうちょっと若者を巻き込むようなことを考えてもらうとか、あと去年でしたっけ、私も一般質問させていただいたときに、ちょうど新しい職員さんが見学に来てあったんですよ。で、こういうパンフレットが配られますけど、見ましたかって聞いたら、見ていないっていうふうに言われたんですね。

だから、効果っていうか、アンケートまではあれかもしれないけど、どちらかというと、例えば、高校に候補者が全部載っているやつがありますよね。ああいうものを配布するとか、どういう人がどういう考えを持って、選挙に立っているっていうのが分かるような、本当に新しい、初めて行く子たちに対して、この子たちに出す手紙とかあったらいいなと私は思っているんですよ。ぜひ、よかったら検討していただけたらなと思っています。

よろしくお願いします。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

今、御指摘いただいた中で、例えば、立会人さんの拘束時間が長いということで、その在り方。御紹介いただきましたとおり、若い方を導入されてある自治体もあるのを承知いたしております。

それからあと、御指摘いただいたように、学校への広報のやり方、そこについてもどこまでやれるのか。当然、堅苦しいですが、上位法に公職選挙法という縛りもございますので、

どこまでできるのかということについては、他市の状況等を鑑みながら、鳥栖市に合うやり方というのを模索してまいりたいと考えております。

御指摘ありがとうございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

江副康成委員

5 ページの地方交付税ですけれども、歳入のところで、直近の補正の決算見込み、あるいは前年並みというような見込みの立て方が多かった中で、地方交付税だけ4億円増で、普通交付税が10億円、特別交付税3億円。こういうふうな数字を出す根拠、あるいは見通し、状況判断。どういったことがあって——この時点で、当然、今後想定している状況が変われば、また変わるかもしれませんが、現時点こういう形の見込みを立てた理由を教えてください。

古賀庸介財政課長

江副委員の御質問にお答えします。

地方交付税の見込みについてですけれども、まず、国のほうが示す地方財政計画のほうで、近年、交付税については、税収等の上振れの関係から年々増額になっております。

そういったところを見たところ、鳥栖市の近年の実績、それと基準財政収入額と需要額の差額ですので、そこを推計いたしました結果、普通交付税については10億円。特別交付税もここ数年は3億円を頂いているということで、13億円を計上させていただいております。

ちなみに、令和5年度の3月補正後の交付税につきましては、約15億円。特別交付税は国から内示が来ておりませんが、予算を合わせますと、15億円ということになっております。

以上でございます。

江副康成委員

ありがとうございます。どっちかという、控え目に立てられているというような感じなのかなと。プラス、最近、鳥栖市で事業が多いじゃないですか。多い中で基準財政需要額と収入額、そういったところに影響じゃないですけど、事業が多くなると、需要額か基準額が増えて、そういったところで返ってくる分も見込みよりはと。

そういうような、ある意味好循環ですよ、うちは交付金をもらっている団体じゃないですか。そういうような積極的な姿勢をされているのかなというふうに思った部分があったもので。そういう観点から何かありますか。

古賀庸介財政課長

江副委員の御質問にお答えします。

地方交付税、特に普通交付税の——江副議員が言われたのは、どちらかというと特別交付

税のほうで、鳥栖市が取り組んでいるような事業を見られていくのかと。普通交付税は、国全体で、あまねく同じようなサービスを国がしてほしいということで、基準財政需要額の単位費用とか、そういったものを定めておりますので、そういったお答えになるのかなと思います。

以上です。

江副康成委員

別のやつですけども、ふるさと寄附金で7ページと22ページを引用されて質問されておりましたけれども。その中で、今回、鳥栖市の事業者あるいは企業者を一緒になって応援していくと、鳥栖を盛り上げるという形で商工観光課に移管されたということは非常に私としては理にかなっているかなというか、いいのかなと思う反面、今まで鳥栖市の政策目標で、市民がこんなことをやってほしいとか、いろいろ実施項目、いろんな目標に基づいてやっていて、総務課が主管して、それぞれの担当の課を束ねるじゃないですけども、そういった形で取り入れてやろうとしていた。

新たな需要がふるさと寄附金、あるいはクラウドファンディングも似たようなやつがあるかもしれませんけど。そういったところでやろうというような需要があったとき、今まで総務課のほうを受け入れやすかったと思うんですけども、その辺りを含めて商工観光課に移管されて、どこまで移管させるのか分かりませんが。

その辺りのところはどう考えて移管されているんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

江副議員からお話がありましたように、現在11項目に絞って使途については対応しているところでございます。

今後、基金をつくったということで、使途については、移管する商工観光課も含めて財政課も当然入りながら協議を行って、そういう中でどういう使途に使っていくのかっていうところは、また絞り込んでいきたいと考えているところでございます。

その連携は十分に取れるというふうに考えております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

永江ゆき委員

25ページの目4防災費、節10の一番下の被服費が令和5年で19万円ぐらいですけど、いきなり1,055万5,000円っていうことで、すごい高くなってますけど、これはなんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

今まで職員に対しましては作業服とか長靴の配付はしていたんですけれども、近年、能登半島地震だとか、災害が頻発して、どこでいつ災害が起こるか分からない状況だというふうに考えております。

そのような中で、いつ災害があっても対応できるように、職員に対しまして防災服という形で配付するような形で今回予算計上させていただいているところでございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

ほかに。

伊藤克也委員

先ほどからふるさと納税の件について委員のほうから出ているんですけれども。

今回、商工観光課に移管をされて、より力を入れていこうというふうな意気込みは感じるんですが、ただ、この金額を見てみると、7ページですが、5億円というのは、これは目標になりますよね。

この目標ですが、例えば、今年度は5億4,000万円の見込みになっていますよね。

過去にも5億円以上寄附金を頂いているんですが、力を入れようとされている割には目標の5億円というのは低いんじゃないかなというふうに思うんですね。

その辺はどのような考えを持って5億円を設定されているのか教えてください。

緒方守総務部次長兼総務課長

伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

昨年度と比べて寄附金の収入が減額する理由ですけれども、今回業者の見直しを行っているところでございます。プロポーザルを行っています。

令和6年度から委託先を変更することに伴いまして、当初については、事業者の調整だとか、写真とか、いろんなところの登録を一から行い直す必要が出てきます。

ほかの自治体等も見たときに、やはり業者を変えた場合は、初年度はどうしてもそういう手続が出てきますので、一旦少し減少して、その後、数年かけて増えていっていると。

そういう状況にありましたもので、今回の予算については、そういうところも加味して上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

業者をかなり入れ替えるじゃないけれども、今まで取り扱われていた業者から、新規の業者の入替えも含めて検討しているということだと思うんですが。

それにしても、既存の業者が悪かったから、入れ替えて新しい業者を入れるのに、何で金

額がそれだけ目標としてももう少し上の設定ができないのかなと。今の説明だけでは何となく分からないんですけど。もう少し分かりやすくその辺の設定を教えてくださいませんか。

斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長

先ほど緒方次長が申ししたのは、寄附金の提供の事業者ではなくて、あくまで、今までが観光コンベンション協会のほうに寄附金の中間事業者としてお願いをしていた事業者を変更しています。

それに当たりまして、謝礼品を提供していただく事業者さんが600ちょっといらっしゃるんですけれども。

それを一から契約をし直すということになります。

提供の商品を一から登録をしていくということで、引継ぎに係る期間というのがどうしても発生してきますので、その分については、どうしても何か月かは、600品目ぐらいまで上げるまでは時間がかかってしまうということでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

その辺は理解をさせていただきました。

それに関連するかどうか分かんないんですけども、新しい事業者とか既存の事業者を考えていく上で、例えば、インボイスとかっていうことが関連するとか、そういったことはありますか。そこは全く関係ないですか。

斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長

インボイスについては特には関係ございません。

伊藤克也委員

分かりました。

せっかくコンベンションさんから新しいポータルサイトっていうか、そういう商品開発も含めて、商工振興課も含めて力を入れていくということですので、やっぱり商品開発とか、新しいものを提供していくには例えば、ほかのポータルサイト任せでは、なかなか新しい商品って出てこないのかなというふうに思うんですよ。

ですので、やっぱり商工観光課のほうに移行されて、やっぱり今の総務課も含めて商品開発とかについては、せっかくですので、力を入れていただければというふうに期待をしていますんで、よろしくお願いいたします。

それと引き続きですが、15ページの資格取得等助成金50万円っていうことですが、今回新しく資格取得に関して助成をしていただくような感じだと思うんですね。

で、どういった資格を想定されているのか教えていただければと思います。

緒方守総務部次長兼総務課長

今回の資格取得助成金を入れるに当たりまして、国の資格とか、そういうのに準拠することを想定しております。

現在、各課のほうに業務を行っていくとか、資質を向上するためにどういう資格が必要かということでアンケート機能がありますので、それで各課に投げかけまして、そこからいろいろ出していただいているところでございます。

例えば、建築士だとか、そういう方たちっていうのは現在の業務を行うときに、一級建築士とか、そういう資格を取られたりするんですけども。

そのときにやはり学校に行くとか、かなりの負担を強いられてるところもあります。

そういうところを改善していきたいというところと、やはり職員の質の向上を図ってきたいというところで、今回こういう制度設計をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

職員さんのそういった資質を向上していくっていうふうな目的でこういった補助金っていうか、助成をされると非常にいいことだというふうに思うんですね。

で、一級建築士とか、例えば宅地建物取引とか、そういった資格を取得していくってのは本当にいいことだというふうに思うんですが、ただ、どういったところまで助成っていうか、補助をしていただけるのか。

試験の試験料だけなのか、それとも、いろいろやっぱりテキストとか、学校とかも含めて資格取得するにはあると思うんですね。

そういったところをどの程度お考えなのか教えていただければと思います。

緒方守総務部次長兼総務課長

資格を取得するための受講料、受験料、合格後の登録料とかを考えているところでございます。

上限を2万円として、取られた資格についても更新が必要な資格もあります。

そういうときは更新について1万円ということで考えています。

例えば、大学とか通信教育とか、そういうところで勉強される方もいると思います。

そのような部分につきましては、長期的な展望を持って職員の資質の向上を図っていくために、その分も必要だと考えていまして、職務の遂行に寄与するために認められるような専門的知識を習得するための経費、学費、受講料等について、10万円を上限としてそういう制度も併せてつくるように考えてるところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

ぜひよろしくをお願いします。

それと例えば、資格試験受講日ですね。

そういったときって平日が多いのかなというふうに思うんですが、こういったときって一般的には有休を取って受講するのか、それとも、それ以外に何か特別にそういった日を設定されているのか、その辺の考えを聞かせていただければと思います。

緒方守総務部次長兼総務課長

平日に受験をするような場合については有休を取っていただくような形になっております。

おっしゃるように大学やいろんなところもそうですけど、例えば、社会福祉士とか精神障害福祉士とかの資格を取る場合もそれこそ施設に1週間とか2週間ぐらいですか、そういう研修があるというふうに聞いてるところです。

ただ、その辺についても全部有給になるんですけれども、課内で協力をしていただいて、そういう資格を取りやすいような職場環境を醸成していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

ぜひそういう環境づくりに努めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

今の点で資格取得助成金、いいことだと思います。

直接的に業務に有効なやつもあれば、直接的ではないけれども、取ったほうがいいって幾つか種類があると思うんですね。

だから、その強弱はあっていいと思うんですけど。

助成ってというのは、受けられる方に補助金を払うっていうイメージでいいですね。

緒方守総務部次長兼総務課長

受験をしていただいて、試験に通った方っていう形になります。

松隈清之委員

それでいいと思うんですけれども、一つ気になるのが、一生懸命勉強して、支援をしてい

ただいて、資格を取りましたって、やめましたとか、これはあり得ない話じゃないですよ。

仕事をしながら勉強して、資格を取って、勉強できるし、支援もしてもらって、それで資格取ったら辞めましたってなったら、何のために助成したのかっていうところが出てくるので。

そこは例えば、最低でも助成金もらって何年以内とかに辞めるんだったら返還せないかなとか。

そういったところも考えといたほうがいいのかなと思ひまして。

緒方守総務部次長兼総務課長

今回の資格取得の助成制度をつくる際に、先進地にいろいろお話をお伺いしたところでは。

私たちも最初、そういう制度設計をするときに年数縛りをするというのも一つの考えかなと思ひて、そういうところも御質問させていただいたんですけれども、その分についてはそういう縛りを入れることは、法律に引っかかってくるということでお話がありまして、そこは今回の制度設計の中には入れないように考えています。

ただ、資格を取った方が鳥栖市に残っていただいて、その資格を生かして、それこそ公務に当たっていただくような、そういうふうな魅力ある市にしていけないといけないというふうに総務のほうでも話をしているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

14ページで過去文書PDF化業務委託料の1,100万円がありますよね。

まずは去年幾らだったのかということと、私の今回の一般質問の中で数千枚あった過去の保存文書が間もなく終了するというような話も聞きまして、この金額が多いのか少ないのか私も判別つかないんですけれども、そういったところも含めて御説明していただけないかなと思ひます。

緒方守総務部次長兼総務課長

今回の一般質問で江副議員から御質問があったように現在、対象文書が268万枚ありまして、その分については、本年度中にPDF化が終わるような形になっております。

何年か前に決裁文書等の電子化等も行っておりますが、ただそれだけで全て電子化になっているということではなく、やはり残りの8%前後については、紙等で残っているところもあります。

そういうところを対象に、今後の分についてPDF化をしていくというところになります。

それとあと、各課からの追加要望等、そういうところを加味しながら担当係のほう枚数等については試算をしているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

ちなみに昨年度の予算は幾らだったのか。

小森敏幸総務課文書法制係長

江副議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度の予算につきましては、4,441万1,000円が予算額となっております。

以上でございます。

江副康成委員

よく分かりました。

今からマイナンバーで、あるいは書かない窓口とか、いろいろ手書きがだんだん少なくなっていくということも当然、考えられるから、4,400万円が1,100万円、それが少なくなっていくのかなというふうに思いました。

以上です。

松隈清之委員

今の件で、文書の保存ということで行くと、以前マイクロフィルム化していましたよね。

マイクロフィルムの資産って今どうなっているんですか。

小森敏幸総務課文書法制係長

松隈委員の御質問にお答えいたします。

平成12年から平成15年ぐらいにかけてマイクロフィルムにした文書というものがございましたけれども、現在、マイクロフィルムを閲覧するソフトというものがほぼ絶滅してきております。

そういう状況でございますので、以前のマイクロフィルムに移していたデータについては、今回、令和4年と令和5年の事業の中で、全てそれをPDF化させていただいております。

で、今回PDFを閲覧するシステムを導入させていただいておりますので、その中でマイクロフィルム化したデータについても見られるような環境づくりにさせていただいているところでございます。

松隈清之委員

当時はデジタルのやつももちろんあったんですよ。

ただ、デジタルのやつっていうのは媒体の劣化とか、仕様の変更とかで見られなくなる可能性がある。そういう意味では、紙は残っていくから保存性っていうのはある程度あるんだけど、それだと場所を取るんで、当時はマイクロフィルム。もう時代が変わっても、小さくしているんで、見ようと思えば見られると。そう言っていたのに、見られないって、

時代を感じるころはあるんですけど。

ということは、逆に言うと、もう原本性っていうのがやっぱりもうデジタルだけになってくるんで、さっき情報政策課にも話をしたんですけど、総務課としてはいわゆる保存というか、それってやっぱり情報政策課の話になるんですか。文書を保存というところで考えると。

緒方守総務部次長兼総務課長

保存年限だとか、そういうのは総務課でしておりますけれども。

今後の文書保存の在り方については、やはり先ほどの話じゃないですけど、時々で変わってきたりしていますので、そこら辺をお互いに協力をしながら、情報については共有しながら、保存に必要な分については保存に努めていきたいというふうに考えております。

小森敏幸総務課文書法制係長

今の緒方課長の説明に補足させていただきますと、国の公文書の考え方も変わってきておりまして、数年ほど前に公文書管理法という法律の中で、公文書の定義の中に紙文書だけではなくて、電子媒体で保存しているものも公文書に含むというふうに考え方が変わってきております。

それに伴いまして、昨年鳥栖市の文書規程におきましても、公文書につきましては、電子媒体を含むということで、原本性の部分について、電子文書についても公文書という取扱いをするような変更をしているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

そうなんですよ。だから、デジタルでも公文書なんで。ただ、紙とかって物が残っているし、マイクロフィルムも物があるじゃないですか。でも、デジタルって何かあったら一瞬で飛ぶ可能性って出てきますよね。そうしたときに、もう紙で保存しなくなっているんで。

だから、保存の在り方って重要だと思うんですよ。だから当然、国も電子文書自体がもう公文書で原本はそこしかないとする、どうやってそれを管理していくのかっていうのは、今まではバックアップじゃないけど、紙があったから、何かのときは探せばいいやとあっていうのはあるんだけど。

それができなくなって、現実的にはもうしなくなるじゃないですか。

だから、そこは考えておいたほうがいいのかなと思うんですけど。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

永江ゆき委員

17ページの財産管理費についてですけど、燃料費が370万円ぐらいアップしているんですね。

次に、契約検査課、庁舎建設課、出納室、議会事務局、監査委員事務局関係議案の審査を行います。

初めに、議案第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信をいたします。

では、執行部の説明を求めます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、契約検査課、庁舎建設課、出納室、議会事務局及び監査委員事務局関係分について御説明をさせていただきます。

総務常任委員会資料の10ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債の新庁舎整備事業につきましては、新庁舎の外構工事に係る市債でございます。

歳入については以上でございます。

武富美津子議会事務局長

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

委員会資料の12ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の主なものについて御説明いたします。

節8旅費につきましては、議員随行旅費等及び常任委員会、議長会関係の議員旅費並びに本会議等の出席費用弁償を計上いたしております。

節11役務費につきましては、タブレット端末に係る通信費が主なものでございます。

節12委託料につきましては、議場設備保守点検業務委託料、インターネットによる議会映像配信業務委託料が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、議事録検索システム等の借上料が主なものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

節17備品購入費につきましては、各委員会室の議事録作成支援システムの機器設備が、導入より10年以上経過するため、部品の取り寄せ、修理等、維持管理が困難となっておりまして、新しい機器設備を購入するための費用を計上いたしております。

節18負担金、補助金及び交付金につきましては、全国市議会議長会等の負担金のほか、政務活動費交付金を計上いたしております。

古賀和教出納室長兼会計管理者

続きまして、委員会資料の16ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6会計管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節10需用費のうち、印刷製本費につきましては、決算書、監査意見書等を作成する経費でございます。

次に、節11役務費のうち、手数料につきましては、金融機関における市民税などの口座引き落としや窓口収納手数料、令和6年10月から新たに発生する公金の支払いに伴う手数料及び指定金融機関である佐賀銀行の公金取扱い事務に係る手数料などがございます。

有馬秀雄契約検査課長

続きまして、18ページをお願いいたします。

目8契約検査費648万9,000円につきましては、契約事務に要する経費として、節8旅費、節10需用費、節11役務費、節13使用料及び賃借料、節18負担金、補助金及び交付金をそれぞれ計上いたしております。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

19ページをお願いいたします。

次に、目14新庁舎整備費の主なものについて申し上げます。

節12委託料につきましては、雨水排水路に係る開発行為変更許可申請業務委託料でございます。

節14工事費につきましては、駐車場や多目的広場等の外構工事、また、庁舎周りの植栽帯への落下防止のための手すり設置工事等の工事でございます。

28ページをお願いいたします。28ページにつきましては、新庁舎整備事業の主要事項説明書でございます。

2、事業内容には、令和6年度の事業内容、継続費に係る事業計画等を記載しているところでございます。

また、外構工事の完了後にグランドオープンセレモニーを開催する計画でございますので、セレモニー開催に係る業務委託料について、令和7年度分の債務負担行為を設定しているところでございます。

山津和也監査委員事務局長

続きまして、委員会資料の21ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費の主なものについて御説明いたします。

節8旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償であり、その主なものといたしましては、全国、西日本、九州の各監査委員会等の定期総会や研修会へ出席するための経費でございます。

節12委託料につきましては、専門的な工事監査を行うため、工事監査支援技術士等に監査業務を委託するものでございます。

以上で、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、議会事務局、出納室、契約検査課、庁舎建設課及び監査委員事務局分の説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

江副康成委員

確認ですけれども、庁舎建設課の工事で、外構工事とかの件ですけれども、今回議案に上がっているものがどういった施工になるのか、もうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

外構工事のことですけれども、最初に庁舎の東側に来庁者、公用車の仮駐車を整備いたします。その仮駐車場の整備の完了後に、市役所の敷地の南側の駐車場のほうに新たに駐車場、駐輪場を整備する計画です。

この市役所の南側敷地の整備が済んだ後に庁舎敷地の北側のほうに車椅子等の屋根つきの駐車場、それに多目的広場を整備する計画でございます。

以上でございます。

江副康成委員

広大な面積にアスファルトを張ると、最終仕上げとしてのアスファルトの部分と仮のアスファルトの部分とあるということで、水がどういった形で排水を制御されているのか気になるんですけれども。そういったところを教えていただければと思います。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

排水の計画ですけれども、大きく分けて2系統ございます。1つは轟木川のほうに直接排水する分。それと現在も排水していますけれども、市役所の敷地の南側の道路を渡って水路がございすけれども、そちらのほうに排出する分と2系統ございます。

大きくは、この庁舎、北別館、それに庁舎の東側の敷地の部分、それに今度、敷地の南側に整備いたします、おおむね半分――東半分、川沿いの半部分を轟木川のほうに排水する計画です。

あと残りの部分、この庁舎の南側、それに南別館辺りの雨水が南側に流れていくというふうな計画をしております。

江副康成委員

それで南側のほうにアスファルトで非常に密になっていうか、シールド性が高いというか、

そういうふうな——5センチとか聞きましたけど、そういうふうな厚いアスファルトをすると。その下に碎石のクラッシャーか何かで路盤を固めるということを調べて聞いたんですけど、そのアスファルトの上を当然、表層水というのはすーっと流れてしまうじゃないですか。

一方、近年非常に暑いんですよね。アスファルトもかっかかっか暑くなる気がするんですけども。採石のクラッシャーのところを水分が伝わって、アスファルトの下のほうにある程度、水分とか保った状態になるのか、その辺りは技術的にどうなんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今の計画ではアスファルトにつきましては、浸透性のアスファルトを舗装するような計画ではございません。普通のアスファルトの舗装計画でございます。

江副康成委員

当然、上から降った雨は下には浸透しないでしょうけれども、今回、仮駐車場という形で北側のところ、多目的にする前に取りあえず仮駐車場をやると。多目的のところは次の議案でしょうか。ここの議案じゃないですよ。ここでいいんですか。

基本的には芝生か何か張るといような、多目的になって、雨が浸透したら、当然、芝生のところに水が走ると。そこから南のほうに傾斜して、流す。

その下は同じく傾斜になった路盤、クラッシャーがびしっと敷き詰められた路盤が構築されまして、そこに自然流下っていうか、水があって。

要はアスファルトの加熱防止とか、そういったところはどうなのか。そういう少し人に優しいような、結果としてそういうことになるのかというのは想定されていますか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

通常のアスファルトの仕上げというようなことで、そこまでの想定はしていないところで。ただ、排水的には一気に南側まで——南側に勾配ですけれども、南側で流れ込むというふうなことではなくて、途中途中に側溝を入れますので、そこで1回受けて、駐車場の分は轟木川に——何か所か駐車場の中にもございますので、一気に南側まで排水されているような計画ではございません。

江副康成委員

今の段階で北側のところの多目的のところも聞いていいんですか。

多目的のところは、基本的には災害等で重みがあるトラックとか消防車とか、あるいは防災ヘリとか、そういったところが着陸するとか、いろんな重機というか、ある程度重みがあるやつが来るような想定もあるんですよ。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

確かにおっしゃいますように、多目的広場のほうは臨時のヘリポートを予定していますん

で、広場の真ん中にはヘリが止まっても大丈夫なぐらいの仕上げで整備をする予定ですが、大型の車両とかがってというのは多目的広場に直接入り込むことはできるんですけども、多目的広場の中に駐車することは今は想定しておりませんで、南側の駐車場のほうまで抜けてもらって、アスファルトの駐車場の上に駐車していただくような計画でございますんで、一定の重さには耐えられるような整備にはなと思います。

以上です。

江副康成委員

何を言いたいかというと、雨が非常に降り続いたような芝生があった土地、そこに重量車が入ると、波立つとか、轍が生まれるとか、いろいろ問題も出てくるでしょうし、これは想定されていなかったという話だけ。

例えば、鳥栖市の陸上競技場のところの東側とか、芝生の骨材じゃないですけども、固い部分があるとか、あるいはプラスチックとか、何かそういう形があると、災害のときに気にせず集結とか、いろんなことができるんじゃないかなと思って。単に芝生を張るだけというだけであれば、さっきのアスファルトの路盤、恐らく芝生のところもトータル20センチぐらいやられていくんでしょうけれども、全体的に芝生を張っただけじゃ弱いんじゃないかなと思ったもんで。

その辺りの配慮というか、緊急のときに来ちゃいかんというのは——当然、普通ときには割と固いかもしれんけど、長い雨が続いて、その中で地震が起こったとか、複合災害っちゃうか、大きく2つ、3つ重なって、想定外になってしまうじゃないですか。

そういうことを考えると、そういうところの配慮もあったほうがいいんじゃないかなと思ったところですけども。

それは私の意見として留めて、あと1つ、今の庁舎の南側のところは、もう契約で7者が応札されて1者のほうで受注されております。それはそれで私はいいと思っではおるんですよ。

というのは、大きな面積のやつを効率よくやるためには、アスファルトするわけだから、大きな工作機械とか、舗装機でば一つとやるのが効率いいかもしれんけど、北側のところは芝生があるんであれば、効率というよりも幾つかに分けて施工してもあんまりスケールメリットは出にくいところやから、そういうようなことも考えられるんじゃないかなと思うんですけども。その辺りいかがですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今回、外構工事につきましては、北側部分と南側部分と分けて考えておりまして、基本的には、現在の資材価格とか、労務費の高騰とか、分けたことによる経費の増加によって、工

事費への影響とか、分離分割発注することによる全体のスケジュールですね、当初よりも少し遅れているというのがまたそこに影響したりしますし。

また、施工管理とか施工手順への影響も考えられますんで、外構工事については、そういった影響で少しでも少なくしたいということで抑えて、早く全体供用開始をしたいということもございまして、今のところ2つに分けて発注するというような計画でございます。

江副康成委員

今回アスファルトのほうは7者が応札されて1者に決められました。それはさっき言ったようにいいとして、芝生の施工の部分は、どちらかというと、1つのところ——私もそういうことをできる市内の施工業者が主体となって参加されるんだろうなというふうに思っていますけれども。

そういったときに、もう人手が要るところのやつを1つのところにする、反対に言うと、いろいろ考えられて、よかれと思うのかもしれませんが、それでもスケールがあるから、スケールの規模、受けるところの規模に合わせた形で施工を考える。

よく道路とか150メートル、100メートルでずっとやられて、連続してやられていたりするじゃないですか。同じ管路系を求めながら。それと同じような気が私はするんですけど。

その辺りはいま一度、いかがですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

現在のところは、やはり全体事業費とかスケジュール、こういったものをなるべく抑えたいということがございますんで、今のところは早く全体供用開始をするためにも2つに分けて考えたいと思っています。

以上でございます。

永江ゆき委員

同じところですけど、その芝生のところ、マルシェとかができるっていうお話だったと思うんですけど、それはなかったですか。設計は出来ましたか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

基本的な設計は当初ここを設計したとき、外構の計画まで立てております。

以上です。

永江ゆき委員

マルシェとかができるっていう話を伺っていたんですけど、水道とか電気とかが使えるような形にはしてもらえたんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

多目的広場のほうは、屋外でのイベントとか催物とか、そういったものを想定しております。

すんで、電気はございます。水道もございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

それと駐輪場の件ですけど、現在、何台ぐらい止められていて——結構あふれているのを見るんですよ。

今度の新しいところで全体的に何台ぐらい止められるようになっているんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

申し訳ありません。現在何台かというのは把握しておりませんが、新庁舎で今度新しく駐輪場を整備いたしますで、庁舎の南側に1か所と、庁舎と南別館の間に1か所、それと既存の南側の駐輪場、これを活用いたしまして全体で140台程度を確保する予定でございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

CO₂削減とかも、ゼロカーボンシティ宣言されたので、自転車を止める、現在140台ぐらい入るという感じですか。今であふれているのなら、140台ではあれかなと思って。もっと増えるんじゃないかなと思うんですね。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

すいません、今の台数をはっきり把握しておりませんので……。

申し訳ありません、現在やっぱり把握しておりませんので、その辺は何とも。

永江ゆき委員

分かりました。ぜひあふれない程度に確保していただけたらと思います。

よろしくお願いします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

すいません1点だけ、関連ですけれども、轟木川の遊歩道とか轟木川ですよ、庁舎建設課には直接関係はないと思うんです。

ただ一体的に見たときに、あそこも何か手を入れられるとよりいいのかなというふうに個人的にはそういうふうに思っているんですけれども。

その辺の轟木川の遊歩道とか轟木川を含めて、今後新しく何かやり変えようとか、そういう話は庁舎建設課の中ではなくて、そういう話を建設課とかを含めてやり取りがあったりとかは現状あるんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

轟木川沿いの遊歩道の整備というのは今のところそういった話までには至っていないものでございます。

以上でございます。

江副康成委員

21ページの委託料で、工事監査委託料ということで専門性が高い工事に関して、専門家に監査を手伝っていただくということですが、実際どういった工事にこういう専門家の助けといいますか、を得て監査されるのか、その辺りを聞きたいです。

山津和也監査委員事務局長

まず、建築工事と土木工事の2種類を行っております。

今年度で言いますと、建築工事が文化会館の改修工事、土木に関しましては四阿屋の橋の上部工の工事監査のほうをしていただいております。

以上です。

江副康成委員

その部分で、恐らく文化会館でいうとエレベーターの件だろうと思いますけれども、違いますか。その中のどこの部分が専門性のある監査の手助けを受けんといかんのか、もうちょっとここだっていう部分が欲しいんですけど。

山津和也監査委員事務局長

監査委員事務局には技術の専門的な職員がいませんので、その辺りで現在行っております、電気設備、建築の関係の工事について、設計書から積算に至るまで見ていただきまして、現地視察を伴い、公表していただくというような形を取らせていただいております。

江副康成委員

となると、庁内には技術職の方もおられて、電気とか工事とかいろいろできるけれども、監査というお立場上、庁内の手助けを受けて監査するのはあんまりよろしくない。そういうことで、外部の部分は受けるということですか。

山津和也監査委員事務局長

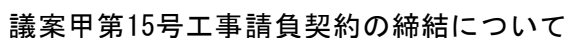
監査といたしましては、市長部局とは独立をしておりますので、監査独自で監査を行いたいと思い、こちらのほうに委託をしているところでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



次に、議案甲第15号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

では、執行部の説明を求めます。

それでは、議案甲第15号工事請負契約の締結について御説明をさせていただきます。

鳥栖市議会定例会議案その２の３ページをお願いいたします。

契約金額につきましては、4億6,244万円。

契約の相手方につきましては、株式会社マツコーでございます。

契約の方法は指名競争入札でございます。

議案参考資料をお願いいたします。

議案参考資料の3ページにつきましては、工事請負仮契約書。

4 ページにつきましては、外構等の工事の工事範囲でございます。

黒い部分は仮駐車場整備の範囲、斜線の部分は駐車場等の外構整備の範囲でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、執行部の説明が終わりましたので、質疑を行います。

御説明ありがとうございます。指名競争入札でっていうことですけど、これは基本的に何

者の中から決まったのか、教えてもらっていいですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

7者に指名を行いまして、7者に入札をいただいております。

以上でございます。

池田利幸委員

7者の入札の中から1者に決めたっていうお話ではあったんですけど、この工事を出しますよっていうタイミングっていうのは、どれぐらいのタイミングでされているんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

指名の通知をした日ははっきり覚えておりませんが、2月の下旬に……。

2月の臨時議会の次の日に起工を行いまして、その後に指名通知を行っております。

以上でございます。

池田利幸委員

小耳に挟むというか、聞き及んだ部分とかでいうと、議会の議決とかがあってからしか出せない部分もあるんでしょうけれども、今、業者さんは震災復興とかで出して、人手が足りんとかいう部分で、急につていうか、出されて受けるまでのタイミングがかなり短いんで、やっぱり受けたくても、人がなかなかそろえられないとか、指名がかかっても、なかなか取れないというか、準備ができないとかいう話もあって。

出して受けるまでの期間っていうものは、議決案件でもありますけど、長く持ったりすることはできんのかなっていう。

この入札を出して決まるまでがベストかどうなのかっていう部分で、市の見解だけ聞いておきたいと思うんですけど。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

指名通知から入札していただくまでの期間につきましては、契約の事務マニュアルに沿ってきちっと期間を定められていますんで、その期間で、入札、見積り期間を設定しております。

以上でございます。

池田利幸委員

それはもちろん役所なんで、それどおりの規定でやられているとは思いますが。

見積りを取って、要は指名競争入札を出しますよっていうのが2月ですね。

で、今回受けるっちゃうたら、1か月ぐらいの間にやるっていう話で、その間に本当にできるのかなって。

受けられるところがもちろん受けるんでしょうけれども、受けたくても、なかなかそのタ

イミングでできないなっていうところの話も若干聞くもんで。

今までもそうしてきましたし、正式ですよと言われればそうでしょうけれども。

実際に結構、人を集めるとか、業者側っていうのが、この工事だけに限らずですけども、企業側に負担が強いんじゃないかっていうお声もちらほら上がってきている、そういうことを聞くっていうことだけお伝えしておきます。

江副康成委員

乙議案の質疑の中の答弁の中で、この外構整備のほうで、轟木川のほうに水を抜かすような側溝といいますか、溝を造るという答弁があったと思うんですけど、何本ぐらい造るんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

市役所敷地の南側の駐車場の中に5本側溝を計画しております。

以上でございます。

江副康成委員

5本というのは轟木川に向かって、西から東のほうに、端から端まで？ どういうふうな水を入れるんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今の出入口ですけど、そこの北のほうに通路を1本造りまして、それから東側のほうが駐車場になるんですけども、その駐車場の通路を除いた駐車するスペースの部分から東側のほうに側溝を伸ばしていくような形で計画しております。

駐車場のちょうど停めるスペースのところから延ばすような形です。

江副康成委員

中に5本ということは、6つのブロックというか、6つの区画に分かれるようなイメージを持ってよろしいんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

駐車スペースとしては大きく5つ程度に分かれるような計画でございます。

江副康成委員

工事のやり方として、側溝を造った後に、最終的に仕上げとして5センチのアスファルトで舗装するということなんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

そのとおりでございます。

江副康成委員

先ほど、私が大きなスペースで、大きな舗装の機械を持ってきて、が一んとやると、効率

現実的に分けるかどうかは別として、工区として分けることは可能かといったらどうなんですか。

先ほど分かれると言ったのは駐車スペースが分かれるだけでございまして、なかなか個々に分けるのは難しいかなというふうに思っております。

令和 6 年 3 月 19 日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課地域づくり係長 小柳桂子

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 大石文枝

市民課長 田中秀信

市民課長補佐兼整備係長 栗山英規

市民課市民係長 佐藤臣久

市民課整備係総務主査 永井英子

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

国保年金課健康保険係長 下村志保

国保年金課年金保険係長 徳渕文子

税務課長 佐々木利博

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

税務課固定資産税係長 有馬健次

税務課管理収納係総務主査 田中美香

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 鹿毛晃之

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

環境対策課環境対策推進係長 井本慎太郎

環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

市民環境部審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第5号鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の
一部を改正する条例

議案甲第9号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第10号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（税務課・国保年金課・市民協働推進課・環境対策課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について（専決予定）

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について（専決予定）

パブリック・コメントで提出された意見の内容と意見に対する市の考え方について

鳥栖市とパナソニック株式会社エレクトリックワークス社との脱炭素社会の実現

に向けた連携協定について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 58 分開会

中村直人委員長

本日の総務常任委員会を開会いたします。

~~~~~

市民環境部

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信をいたします。

では、執行部の説明を求めます。

吉田忠典市民環境部長

おはようございます。審査の前に、一言御挨拶を申し上げます。

本日、御審議いただく市民環境部関連の議案といたしましては、甲議案３本、乙議案３本でございます。

令和6年度の予算案につきましては、一般会計のうち、歳入の主なものとしたしましては、市税のほか、各種証明やごみ処理等の手数料、新旧ごみ処理施設に関する起債等でございます。

また、市税におきましては、令和6年度に住民税減税や固定資産評価の見直しが予定をされております。

歳出といたしましては、総務費、民生費、衛生費等のそれぞれの一部が主なものでございます。

新たな事業といたしましては、ゼロカーボンに向けた取組として、太陽光発電設置調査事業や飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の助成などがございます。

また、コロナ禍で中断しておりました、ツァイツ市との交流事業の再開、鳥栖地区や若葉地区のまちづくり推進センターの改修関連事業などを計上しております。

また、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計につきましては、市民の医療や

健康を支えるための予算を計上しており、国保では歳入歳出とも76億5,920万3,000円を、後期高齢者医療特別会計では、歳入歳出とも11億6,405万1,000円を計上しております。

また、今議会には固定資産税の評価替えに伴います納期の変更、国民健康保険税の改正及び小動物廃棄物の手数料の廃止の議案も提出をしております。

市民生活に深く関連する業務を担っております市民環境部として、引き続き、市民生活に寄り添う施策を実施していきます。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### **佐々木利博税務課長**

ただいま議題となっております、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民環境部関係について御説明いたします。

総務常任委員会資料の当初予算説明資料2ページをお願いします。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、令和4年度までの実績及び令和5年度の収納状況から見込額を計上いたしております。

なお、均等割につきましては、令和5年度をもって、東日本大震災に係る均等割の上げが終わりましたので、減少を見込んでおります。

また、所得割につきましては、住民税の定額減税の影響により、減少を見込んでおります。

節2滞納繰越分につきましては、令和4年度の決算額及び令和5年度の徴収実績による見込額を計上いたしております。

なお、以降の法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の滞納繰越分につきましても令和4年度の決算額及び令和5年度の徴収実績による見込額をそれぞれ計上いたしております。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては、令和4年度までの実績及び令和5年度の収納状況から推定した額を計上いたしております。

款2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、土地分につきましては、地価の上昇や負担調整措置に伴う増額や家屋分につきましては、評価替えによる減少や新築による増額等を考慮した額を計上いたしております。

国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国や県が所有する固定資産の固定資産税相当額に対し交付される交付金の見込額を計上いたしております。

3ページをお願いします。項3軽自動車、目1環境性能割、節1現年課税分、また、目2種別割、節1現年課税分につきましては、令和4年度までの決算額及び令和5年度の実績に

よる見込額をそれぞれ計上いたしております。

項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては、令和5年度の実績から推定した額を計上いたしております。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、固定資産税と同様に評価替えや土地に係る負担調整に伴う増額や家屋等の新築による増額等を考慮した額を計上いたしております。

項6入湯税、目1入湯税につきましては、令和5年度の実績から推計した額を計上いたしております。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

委員会資料の4ページをお願いいたします。款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料につきましては、各地区まちづくり推進センターの使用料収入を計上いたしております。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

目3衛生使用料、節2環境衛生使用料のうち、斎場使用料につきましては、主に市外居住者の斎場使用料で、1件7万5,000円の40件分のほか、死産等分を計上いたしております。

#### **田中秀信市民課長**

次に、項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明等の発行に係る手数料の見込額を計上いたしております。

#### **佐々木利博税務課長**

続きまして、節2徴税手数料につきましては、督促手数料及び納税所得証明などの税関係の証明手数料でございます。

#### **田中秀信市民課長**

次に、節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明や住民票証明などの発行に係る手数料の見込額を計上しております。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

目2衛生手数料、節2環境衛生手数料につきましては、犬の新規登録手数料及び狂犬病予防接種注射済票交付等の手数料でございます。

節3清掃手数料のうち、ごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売収入でございます。

また、廃棄物処理依頼手数料につきましては、家庭から出る一時多量ごみに対する2トン車1台による臨時収集の手数料でございます。

#### **田中秀信市民課長**

5 ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、外国人の住民異動等の事務に対する国からの委託金でございます。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金のうち、国民年金事務費交付金につきましては、国民年金の資格取得喪失などに対する事務費交付金の見込額を計上しております。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度による保険料軽減分の県負担分を計上いたしております。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金の消費者行政推進事業費補助金につきましては、消費者生活相談等の研修費及び消費者教育等に係る経費への助成でございます。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金につきましては、市で実施いたします、不法投棄防止対策事業に対する県補助金で、上限額の125万円となっております。

#### **佐々木利博税務課長**

次に、項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴税費委託金につきましては、県民税徴収等の委託金を計上いたしております。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

次に、6 ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、有限会社鳥栖環境開発総合センターに対しまして、轟木町にあります本市の旧不燃物処理場跡地の貸付けに伴う貸付け料でございます。

次に、款20繰入金、項1基金繰入金、目5地域環境整備基金、節1地域環境整備基金繰入金につきましては、ごみ処理施設周辺活性化交付金として、地域環境整備基金から繰り入れるものでございまして、後ほど歳出のほうで御説明をさせていただきます。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

7 ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入につきましては、県後期高齢者医療広域連合からの受託事業で、後期高齢者健康診査事業委託料につきましては

は、後期高齢者の健診事業に要する保健事業の受診券の作成や郵送料等を計上しております。

次の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施業務受託料につきましては、高齢者の重症化予防などを図るための人件費や事務費を計上しております。

#### **田中秀信市民課長**

次に、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の2行目でございます。

収入印紙等販売代金等につきましては、市民課窓口で販売する収入印紙、佐賀県証紙の販売代金の見込額を計上いたしております。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

5行目の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、県後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1名の人件費相当分を受け入れるものでございます。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入及び佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、両組合に派遣しております職員の人件費をそれぞれ受け入れるものでございます。

次の次期ごみ処理施設建設協力金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い、佐賀県東部環境施設組合から本市に対して支払われるものでございます。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、若葉まちづくり推進センター改修事業に係るものでございます。内容につきましては、歳出で御説明いたします。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

目3衛生債、節1清掃債につきましては、今年度末で稼働を終えます、みやき町の分でございますけれども、溶融資源化センターの解体及び次期リサイクル施設整備事業のうち、本市が負担する費用に係るものでございます。

歳入については以上でございます。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

続きまして、歳出について御説明をいたします。

資料の8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて御説明いたします。

令和6年度の予算額につきましては、4,708万4,000円でございます、前年比237万8,000円の増となっております。

まず、節7報償費につきましては、法律相談を行うための司法書士及び弁護士謝金、消費者教育や外国人のための日本語教室の講師謝金などが主なものでございます。

節10需用費の主なものにつきましては、食糧費でございます。

令和6年度は、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業でツァイツ市の学生を鳥栖市のほうに受入れとなっております、歓迎レセプションなどに要する食糧費が増額となっております。

なお、今回の交流事業では、ツァイツ市の学生のほかに、ツァイツ市長もお見えになり、交流事業に参加される予定となっております。

節11役務費の主なものにつきましては、市民活動保険料でございます。

市民活動保険事業につきましては、市民活動団体の活動中の事故やけがに対応する市民活動保険に市が加入することで、市民活動団体に対する支援を拡充し、市民活動の活性化を図ることを目的として取り組んでいる事業でございます。

節12委託料につきましては、消費生活相談員2名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料及び男女共同参画啓発事業委託料、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業に係る通訳委託料が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業に係るバス借上料、宿舍の借上料などが主なものとなっております。

節18負担金、補助及び交付金の主なものとしたしましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対する自治会活動費補助金のほか、まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

市民活動センター補助金につきましては、人件費の単価を見直しておりますので、これまでと比較すると補助金額が増額となっております。

また、まちづくり一括補助金につきましては、市制70周年記念事業に要する経費分が増額となっております。

次のページをお願いいたします。次に、目11まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。歳出総額は2億1,335万9,000円で、前年比6,338万5,000円の減となっております。これは令和5年度に実施いたしました、麓まちづくり推進センター大規模改修工事が完了したことが主な要因となっております。

節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センター職員34名分の人件費でございます。

節7報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたしております講座や教室などの講師謝金及び放課後子ども教室の指導員の謝金でございます。

節10需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理に係る消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料などでございます。

節11役務費の主なものにつきましては、ケーブルテレビやインターネット利用料、電話料などの通信運搬費、加えて、公民館行事損害保険料となっております。

節12委託料につきましては、まちづくり推進センターの施設管理運営に係る委託料及び令和6年度に予定をいたしております若葉まちづくり推進センター空調設備改修工事に伴う設計業務、鳥栖まちづくり推進センター基本設計等委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、若葉まちづくり推進センター改修工事でございます。

資料の17ページをお願いいたします。節12委託料で御説明いたしました、鳥栖まちづくり推進センター基本設計等委託料につきましては、鳥栖まちづくり推進センター分館の老朽化に伴い、改修工事が必要となっておりますが、公共施設総合管理計画に基づきまして、本館と分館を統合し、新たに鳥栖まちづくり推進センターを建設するために基本設計業務を行うものでございます。

新たな鳥栖まちづくり推進センターにつきましては、現在の分館の敷地に建設したいと考えており、基本設計業務と併せて分館の解体工事に係る設計業務を行いたいと考えております。

次に、資料18ページをお願いいたします。節12委託料で御説明いたしました、若葉まちづくり推進センター空調設備改修工事に伴う設計業務につきましては、若葉まちづくり推進センターの集会室や研修室などの空調設備の老朽化に伴い改修工事を実施したいため、設計業務を行うものでございます。

歳入で御説明いたしました、若葉まちづくり推進センター改修事業に係る市債につきましては、この設計業務に対する起債となっております。

また、節14工事請負費で御説明いたしました、若葉まちづくり推進センター改修工事につきましては、若葉まちづくり推進センター敷地でございますジョギングロードのゴムチップ舗装について、老朽化が著しいため、改修工事を行うものでございます。

資料9ページにお戻りください。節17備品購入費といたしまして、麓まちづくり推進センター改修工事に伴う備品の整備が完了しましたことから大きく減額となっております。

令和6年度につきましては、まちづくり推進センターで使用しておりますワイヤレスマイクが、電波法の改正に伴い、規格に合わなくなりましたので、今回、該当するワイヤレスマイクを更新することといたしましたほか、田代まちづくり推進センターで使用する机を保管しております台車につきまして、老朽化が進んだことにより、今回更新したいと考えております。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、自治公民館建設等補助金といたしまして、弥生が丘中央区公民館の改修工事に対し補助金を交付するものでございます。

資料19ページをお願いいたします。弥生が丘中央区公民館につきましては、今回トイレの増築工事及び屋根の張り替え工事が主なものでございます。

## 佐々木利博税務課長

資料戻りまして、10ページをお願いします。

項2徴税費、目1税務総務費の節2給与から節4共済費につきましては、税務課職員33名のうち、31名分の人件費でございます。

次に、目2賦課徴収費の節1報酬につきましては、国税OBによる市税、国保税の滞納処分指導のための滞納整理指導員の報酬、繁忙期や確定申告会場における申告者の誘導や受付、医療費明細の記載補助などの会計年度任用職員の報酬でございます。

節10需用費のうち、印刷製本費につきましては、特別徴収のしおりや口座振替依頼書、特殊封筒等の作成費でございます。

節11役務費につきましては、納税通知書や督促状など課税、徴収のための通信運搬費、コンビニ収納や地方税共通納税等の手数料でございます。

節12委託料につきましては、固定資産評価業務委託料や住民税の定額減税、軽自動車の小型二輪電子申請対応等のシステム改修費の委託料でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システムのシステム借上料、固定資産土地評価システムのシステム利用料、国税連携に係る地方税電子申告支援サービス使用料、e L T A Xを利用した納税や国保税統一QRコードを利用したインターネットバンキングやスマートフォンによる決済等の地方税共通納税サービス使用料などでございます。

次の11ページをお願いします。節18負担金、補助及び交付金につきましては、地方税に係る電子申告や電子納税の手の続のポータルシステムであるe L T A Xや自動車税等関係手続システムの管理運営を行っている地方税共同機構の負担金などでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、個人や法人の確定申告や修正申告などによる税額の変更、更正に伴う市税の還付金でございます。

## 田中秀信市民課長

次に、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、市民課職員19名及び会計年度任用職員6名分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、市民課窓口で販売する佐賀県証紙や収入印紙等の購入代金が主なものでございます。

節11役務費につきましては、郵送料、コンビニ交付及び電子マネー決済に係る手数料が主なものでございます。

次に、節12委託料につきましては、戸籍法改正によるシステムの改修費でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、戸籍総合システムや、マイナンバーカード交付予約管理システムクラウドサービス利用料及びプリンター等の借上料が主なものでございます。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

12ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費の節1報酬から節4共済費につきましては、後期高齢者医療広域連合への派遣職員1人分並びに会計年度任用職員の人件費を計上しております。

節18負担金、補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、本市の後期高齢者に係る保険給付費の見込額に対する公費負担分として、負担対象額の12分の1相当分を計上しております。

節27繰出金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の業務運営に必要な共通経費などの本市負担分について、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

13ページをお願いいたします。項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費につきましては、国民年金事務に従事する職員3人分と会計年度任用職員2人分の人件費などについて計上しております。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

続きまして、環境対策課分のうち、主なものを説明いたします。

13ページになりますけれども、款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費のうち、主なものでございますけれども、14ページをお願いいたします。節12委託料、このうち残土処理委託料につきましては、各地区の側溝清掃作業等により発生いたしますしゅんせつ残土の処理に関する委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金、このうち飼い主のいない猫不妊去勢手術助成金につきましては、飼い主のいない猫不妊去勢手術助成事業でございますけれども、申し訳ありません、予算科目に誤りがあり、先日正誤表を入れさせていただきました。資料は、款4衛生費及び項2衛生費、目1環境衛生総務費となっておりますが、正しくは款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費でございます。訂正しておわびいたします。

この事業の目的でございますけれども、この事業は、飼い主のいない猫の不必要な繁殖防止、望まれない命の誕生による殺処分の減少、また、猫による生活環境被害の軽減等を目的として、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施する者に対して必要経費の一部を助成するものでございます。

事業の内容といたしましては、不妊去勢手術に当たり、公益財団法人動物基金のチケットを優先活用するとしておりますけれども、それでは不足する場合に、不妊手術、それから去勢手術それぞれ5匹ずつを実施するための費用として予算を計上させていただいております。

本事業に期待される効果といたしましては、飼い主のいない猫の増加を抑制し、地域猫として地域で終生一代の命を見守るとともに、泣き声、ふん尿、車両等へのひっかき傷防止など、市民からの苦情防止、生活環境被害の軽減効果があるというふうに考えております。

資料14ページにお戻りください。次に、目2 斎場費のうち、主なものについて御説明をいたします。

節10需用費のうち、燃料費につきましては、主に火葬の際に使用いたします灯油代でございます。

修繕料につきましては、火葬炉関係の機材、機器類等の年次的な修繕に要する経費でございます。

それから、節12委託料のうち、施設運營業務委託料につきましては、斎場の受付及び火葬業務全般に関する委託料で有限会社筑紫環境サービスと長期継続契約を結んでおります。

それから、施設管理委託料につきましては、警備、清掃、点検といった建物を管理するために必要な委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、火葬台車1台を新造、入替えに伴うものでございます。

資料15ページをお願いいたします。

項3 清掃費、目1 清掃総務費、節2 の給料から節4 共済費につきましては、環境対策課職員の22名分の人件費でございます。

それから、節18負担金、補助及び交付金、そのうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、みやき町にございます、現ごみ処理施設の運営及び解体に係るの本市の負担金。次の佐賀県東部環境施設組合負担金は、次期ごみ処理施設の運営及び建設に係る本市の負担金でございます。

ごみ処理施設周辺活性化交付金につきましては、主要事項説明書21ページをお願いいたします。ごみ焼却施設が立地いたします真木町より、町内の藤棚の維持管理作業に係る安全設備の整備と、あと、町内放送設備のスピーカーの増設についての要望が出されたことから、交付要綱に基づき交付する分でございます。

資料の15ページにお戻りいただいて、節24積立金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い、佐賀県東部環境施設組合から支払われる建設協力金とその利子を基金に積み立てるものでございます。

次に、目2 塵芥処理費のうち、主なものについて申し上げます。

節10需用費のうち、消耗品費の主なものは、指定ごみ袋の作成費となっております。

それから、節11役務費の主なものですけれども、指定袋販売手数料、これは指定販売店に對しまして、指定ごみ袋及び粗大ごみのシール販売価格の10%を支払うものでございます。

節12委託料のうち、指定袋配送等委託料につきましては、指定ごみ袋の保管、管理及び指定販売店への配送に係る経費。

それから、次の塵芥収集運搬委託料につきましては、家庭から出される可燃ごみの収集運搬に係る経費。

次の粗大ごみ収集運搬委託料につきましては、粗大ごみシールによる収集分で町区別の定期収集に伴う委託料。

それから、資源物回収指導等業務委託料につきましては、真木町の衛生処理場内にあります、資源物広場での分別指導及び回収した資源物をみやき町のリサイクルプラザまで運搬する経費。

それから、次の資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区単位で実施いただいておりますコンテナ収集に際してのコンテナの配付ですとか、またその回収、資源物のリサイクルプラザまでの収集運搬に係る経費。

それから、廃棄物特別処理委託料につきましては、町区から出される樹木剪定くずや動物死骸処理困難物の収集運搬に係る経費でございます。

次に、資料16ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、コンテナ収集美化活動推進奨励金につきましては、資源物のコンテナ収集を実施いたします全町区に対する交付金で、1世帯当たり240円分を計上しております。

次の資源回収奨励補助金につきましては、古紙等の資源物回収を行う自治会や子どもクラブ、老人会など、市登録の各種団体に対する補助金で回収量に応じて交付金を交付しております。

それから、目3し尿処理費、節18負担金、補助及び交付金のし尿処理費負担金につきましては、し尿等の処理を下水道浄化センターのし尿等受入れ施設で行っていることから、施設の維持管理費、し尿等処理費を負担金として支払うものでございます。

次に、項4環境対策費、目1環境対策総務費の主なものについて申し上げます。

節12委託料につきましては、主要事項説明書22ページをお願いいたします。

太陽光発電設置調査事業でございますけれども、この事業の目的は2050年度ゼロカーボン達成するため、鳥栖市地球温暖化対策実行計画に掲げます再生可能エネルギーの導入に基づき、公共施設への太陽光発電設備の設置可能性調査及び基本設計書作成を行うこととしております。

事業内容といたしましては、事業費として委託料693万円を計上し、調査対象施設の市庁舎及びまちづくり推進センターについて、1つが導入可能性調査、2つ目が事業性調査、そし

て3つ目基本設計書作成、こういった事業内容で進めることとしております。

資料16ページにお戻りください。次に、目2公害対策費のうち、主なものでございますけれども、節12委託料のうち、水質汚濁測定委託料につきましては、市内主要河川等の定期的な測定に係る委託料でございます。

それから、自動車騒音測定委託料につきましては、市内主要国道、県道の自動車騒音の測定に係る委託料でございます。

以上で議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民環境部関係の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

御説明ありがとうございます。

大きく2点、聞きたい部分がありまして、順を追って聞きたいと思います。

まず2ページです。税務課さんの分です。款1市税、項1市民税、目1個人の節2滞納繰越分2,000万円。その下のほうでも固定資産税の滞納繰越分2,000万円っていう部分が出ています。

滞納繰越しが出るのは出るんだと理解はしております。

まず、不納欠損になっている分とかが例年どれぐらい出てきているのか。あと、10ページのところには滞納整理指導員さんという部分もありますけど、滞納の部分への対処方法は今どのようにされているのか、まず教えていただいていいですか。

#### **佐々木利博税務課長**

不納欠損の額がどれくらいかということですが、一般会計でいくと、年間で2,000万円から3,000万円の不納欠損となっております。

滞納整理指導員の業務というのは、一番やっているのは、差押えのやり方を主に、それと困難案件の相談というのをやっているところでございます。

#### **池田利幸委員**

職員さんの給料の部分で、33名中31名で、2名分を抜いた報酬で説明をされていたので、その2名っていうのが徴収係さんとかになるんですか。

#### **佐々木利博税務課長**

2名分については国保会計から出ておりますので、国保分の事務として、2名分が国保会計ということになります。

## 池田利幸委員

指導員さん、要は世の中でいうGメンさんみたいな感じを鳥栖市として、徴収としてやっている現状があるということになるんですか。

要は、滞納者の個人宅に行って、価値があるものの差押え、そういう部分を現時点で鳥栖市としても行っている現状があるということですか。

## 佐々木利博税務課長

過去は現場に行って、品物を押さえるとかというのもありましたけれども、今は預貯金とか、そういう物を差し押さえる。まずは預金とか給与とかの差押えが主なものになっております。

## 池田利幸委員

給与とかの差押えっていう部分で、直接家に行ってというのは、今はそんなにないっていうことでしょうか。

私が建設経済常任委員会におったときには住宅係さんとかにも言った部分があるんですけども、要は払えないっていう根本原因のところ、どうしてもアセスメント、深掘りする必要があるんだろうなっていうところがあって。最終的にはそういう差押えとか相談とかいう部分から生活支援とかにつないでいる部分はあると思うんですけど。毎年不納欠損がずっと出てくるのは理解できますけど。

不納欠損を出さんために、行政サービスとして、そこへつなげていけるのかっていうものも一つ考えていただくところかなと思いますんで。

そこは範疇じゃないよっていうことになるのかもしれませんが、役所として、いろんな支援とかにつなげる部分は、つなげていただきたいなと。

あとは、財産を持っていて払わないっていうところには、もちろん強制的にしなきゃいけない部分はありますんで。そこのすみ分けはやりながらお願いしたいなと思います。

もう一点が20ページです。飼い主のいない猫不妊去勢手術助成金事業です。

ここ近年、私も携わってきていて、お願いもしとった部分があって、大変ありがたいなと思っておるんですけども。

まず、この表からいまいち読み取りづらくて、申請できる方はどういう人であって、どういう方法で申請ができるスタイルになっているのか。

そこから、去勢手術までやるのがどういう流れになっているのか、一回教えていただいているんですか。

## 井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

申請方法といたしましては、こちらが地域猫ってということで、その表の下にTNRってあ

るんですけれども、まず猫を捕まえて、N e u t e r（ニュートー）ってことで不妊手術をして、R e t u r n（リターン）ということで、元の場所に戻すっていう流れのことをいうんですけれども。

基本的に飼い主のいない猫の苦情があったときに、この活動が、元の場所に戻すというところを同意いただくことをまず説明いたします。この元に戻すところを御理解いただいた上で、右のほうにボランティア団体と地域猫活動団体という2択があるんですけれども、ボランティア団体ということで、市民活動団体に登録していただいているところの活動で、動物基金の補助を利用するか、今回の助成金を利用するかっていう選択をしていただくか、それ以外で、地域猫活動団体ということで、3名以上の方で地域猫活動団体を結成していただいて、そこに対して助成するかという選択肢を相談していただいた方にお話しさせていただくことになります。

#### 池田利幸委員

基本的に、既にボランティア団体として登録されている団体さんのところ、もしくは、新たに地域猫活動をしますっていう団体登録をしていただく方っていうことになるということなんですけれども。

そういう団体さんが増えてきているんだろうと僕も認識しているんで、そこは選択肢が出来ることは大変ありがたいなと思っているんですけど。

2番の事業内容のところ。飼い主のいない猫不妊去勢手術助成金。メスが2万円掛け5匹掛け12か月。去勢手術でオスが1万円掛け5匹掛け12か月。これは積算根拠だと思っているんですけれども、これでいくと、月に5匹、5匹の10匹しかできないっていうことになるんですよね。

皆さんも現状を御存じだと思いますけど、猫は繁殖期に1匹で5匹、6匹産むんですよ。

繁殖期はもうとめどなく相談も上がってきていると思いますし、この助成のシステムだと、なかなか対処ができないですよね。

規定上、佐賀県だとか、他の自治体が2万円、1万円っていうくくりでやっていますが、ボランティア団体さんとかからお伺いすると、病院によっては、もっと安くつくところに連れていけば対処できる頭数も変わるんですよ。ですので、ここに5匹っていう限定があるやつは、積算根拠として考えていいのか。金額ベースで、月間これでいきますよっていう考え方なのか。

あと、繁殖期と普通るときでは対処しなきゃいけない数も違うんですけど、ここの規定どおりの1か月10匹っていうくくりは、基本的に算出根拠と考えていいのか。柔軟に対応できるのかっていうのを教えてもらっていいですか。

#### 鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

池田委員がおっしゃったように、ここで上げている5匹というのは、予算計上の積算根拠として上げておりますが、説明の中で触れましたように、動物基金っていうところのチケット、今そういったものを活用しながら、こういった取組を進めております。

ただ、チケットが利用できる枚数が限られていることもあって、それでは到底追いつかないということもあって、今回こういった予算措置を提案させていただいております。

委員おっしゃるように、繁殖期は1匹が五、六匹産んで、なおかつ年間に3回ぐらい、そういったことがあるということで聞いておりますので、必要に応じてそういったものをしていただきたいと思いますけれども。

今おっしゃるように、病院によって、妊娠とか去勢の費用がここまでかからない、もっと安く施術できるところもあるということなので、そういったところを活用することになれば、対象の数については、もっと利用いただける、手術とかはできるのかなというふうに思っております。

以上です。

#### 池田利幸委員

その分で考えていただくようによろしく願いしておきます。

表の中で、ボランティア団体さんと地域猫活動団体さん——地域猫活動団体さんっていうのは、現時点では登録ないし、申請も受け付けていない状況だと思うんですが、こちらの地域猫活動団体で新たに取り組んでいくことになると思うんです。

ボランティア団体さん等にもお話を聞きよる中で、やっぱり地域猫として正式な活動をしていただくことが重要であって、ある程度統一したルールの中でやっていただく、基本的知識を持っていただく必要があるということで、今後、団体登録をしてもらうときに、研修とかそういう部分の知識の共有っていうのをやる予定はありますか。

また、新たな団体さんとなると捕獲器等もない現状から始めるのだろうと思うんですけど、その辺の準備だとか、対応をどう考えてあるのかなっていうのを教えていただいてもいいですか。

#### 井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

委員おっしゃるとおり、まだ地域猫活動団体としての申請を受けていないところなので、これからそういった御相談があったときに地域猫活動団体として登録していただく形になるかと思えます。

登録していただいて、その方が、そういった地域猫に関しての経験とか知識とかが足りないうってことであれば、そういった研修というものも考えていく必要があるのかなというふ

捕獲器に関しましては、今回の予算の消耗品の中で捕獲器を市でも3台ほど準備させていただきたいということで計上させていただいております。

池田利幸委員

現状の助成金の流れとか、そういう部分でいったら、今、市に相談が来ているのが、ボランティア活動団体さんのほうに話が行って、そこでもう全部使ってしまうような金額の流れになっているのかなっていうのは思っていますし、そう理解していますけれども。

そういう部分も対応できるように始まったら、考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

質疑の途中ですけれども、暫時休憩いたします。



中村直人委員長

休憩前に引き続き、質疑を行います。

まず、主要事項説明書18ページの若葉まちづくり推進センターの改修改修事業ですけど、ジョギングロードについてどのくらい……。もうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

若葉まちづくり推進センターのジョギングロードということでございますけれども、場所としては、敷地の全体的に周囲にジョギングロードを設けております。

こちらのゴムチップ舗装を通常のアスファルトとは違って、古タイヤ等を細かく砕いたものを熱で舗装の状態にするんですけれども。

こちらがウォーキング等をする際には足にも優しいというようなところで、そういうウォーキングコース目的で整備されるところが一般的に多いです。

こちらの状況といたしましてが、周囲にある木の根っこであるとか、経年劣化等でそりがあってきたりしておりまして、亀裂が生じておったりしておる状況です。

こういった状況が見受けられましたので、令和6年度から令和7年度の2か年に分けて改修工事を実施したいというふうに考えております。

全体的にはゴムチップ舗装を一旦剥がして、再度舗装を施すというものです。

先ほど申しましたように、部分的には木の根っこで不陸が生じておりますので、その辺りも対応した上で、舗装替えをやりたいと考えております。

以上です。

**永江ゆき委員**

距離的にはどれぐらいあるんですか。

**原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

現在の計画では130メートルほどを考えております。

全体的には350メートルほど延長はございますけれども、今回の工事では、計画としてはそのくらいを考えております。

以上です。

**永江ゆき委員**

あとの220メートルはそのままっていうことですか。

**原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

2か年に分けて工事をしたいと考えておりまして、残りの部分につきましては、令和7年度に計画をしたいというふうに考えております。

**永江ゆき委員**

このときに例えば、トリムコースじゃないけど、何メートル、何メートルっていう、皆さんに走るとか、歩いてもらえるように目標っていうか、意識して歩けるようなコースにされる予定はありますか。

**原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

今後、計画を進めていく中で、その辺りについては検討してまいりたいというふうに思います。

**永江ゆき委員**

少しでも市民の皆様が走ったり歩いたりできるような、目標になるようなあれがあれば、いいなと思っています。

実際、弥生が丘のほうで公園というか、池の周りにそれを建てられたら、歩いたりされる方が増えたんですよ。

だから、やっぱりそういう意味では健康増進にもつながりますので、ぜひそういうことを意識しながら、よろしくお願いします。

それと主要事項説明書の22ページですけど、市庁舎及びまちづくり推進センターのこれはZ E B化ではないっていうことですか。太陽光って。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

Z E B化を目的とした調査というよりも、ゼロカーボンを達成するために、二酸化炭素を削減していくための方策の一つとして再生可能エネルギーの可能性を探っていくという意味での調査事業と考えております。

以上です。

#### **永江ゆき委員**

それはZ E B化じゃないのはなぜですか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

今回の調査事業によりまして、結果的に全部Z E B化につながる部分で対応することもあるかとは思いますが、まず事業に着手といいますか、検討するに当たっては、二酸化炭素の排出抑制につながる再生可能エネルギーとしての検討ということではしております。

ですので、今後Z E B化とかについてのいろんな調査・研究とかも始まっているかと思いますが、今回の調査結果と今後のZ E B化の事業とかがリンクして、つながっていくということもあろうかと思いますが。

今回、この事業を検討する中においては、まずはそういった二酸化炭素排出抑制につながる取組の一つとして検討を始めたということでございます。

以上です。

#### **永江ゆき委員**

Z E B化することで補助金とかもありますので、どちらかといえばZ E B化のほうを注視していただきたいなと思っています。

よろしくお願いします。

それとまた同じですけど、コンポストに対して助成金をされていますよね。その目的を教えてください。コンポストの目的。生ごみコンポストの助成金。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

生ごみ処理機の購入費助成補助につきましては、要綱を定めておりますけれども、生ごみ処理機、これは電動タイプとか、ディスポーザーとかありますけれども、そういった機種、金額に応じて、購入に対する補助を行っております。

その分の当初の見込み台数に必要な額として、今回予算計上させていただいております。

以上です。（「目的」と呼ぶ者あり）

すみません。排出されるごみの大半が水分を含んでいるとか、そういったものがありますので、こういった生ごみ処理機等を活用しながらごみの減量につなげていくというのが大きな目的と思っております。

以上です。

#### **永江ゆき委員**

ごみの減量が目的ということですよ。そうしたら、最近、乾燥させるだけの機械があると思うんですけど、それに対しての助成がコンパクトなやつが出ているんですけど、それが鳥栖市内の指定されたお店じゃないと買えないってということで、市民の方がこれを買いたって、別のものを言われたんですけど、それに対しての助成ができないってということだったんです。

故障したときのことを考えて、鳥栖市内で電動のやつっておっしゃっているのは分かるんですけど、補助金であって、全部を見てくれるわけじゃないので、結局、買った人が乾燥させて軽くしたいっていう目的、小バエだったり、においだったり、そういうのがなくなるので、すごく助かるって言うてあるんだけど、コンパクトなやつじゃないと、うちには置けないっていうふうにおっしゃっていたので。

鳥栖市以外で買ってもいいような助成にはできないですか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

この制度を始めたときに――機種によるとは思うんですけど、今、委員がおっしゃったように市内の事業者、販売店からの購入を条件とするみたいなのが現にあります。

これは市内の販売店、事業者の育成と、あともう一つは、今おっしゃったように、メンテナンスといいますか、故障。やはり高額なもので故障することもあるだろうから、そういった場合にすぐ対応ができる市内事業者ということで、要綱を制定して始まって、現在に至ると思うんですけど。

お話があったように、利用者の方のニーズも変わってきておりますので、現行の要綱の中ではそういった取決めがございますので、そういうところについては、現状に合った形で見直していくことも必要かなとは考えております。

以上です。

## 永江ゆき委員

ぜひ検討していただけたらと思います。よろしくお願いします。

## 江副康成委員

1点だけですけれども、8ページに鳥栖・ツァイツ子ども交流事業がございます。今年はツァイツ市の市長さんもこっちに見えるということだったですね。

子供交流ということで、今の世の中の的には子供が中心ということ、子供ど真ん中というか、そういう取組もある。そういう中において、鳥栖市制70周年記念事業に、多分これはついていなかったですね。まずそこを確か確認したいと思います。

## 原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

鳥栖・ツァイツ子ども交流事業と70周年記念事業の関係というか、こちらにつきましては、一応、別として考えてはありました。と申しますのは、実は令和5年度までは5年間ほど、この交流事業につきましては、中止をいたしておりました。それには新型コロナウイルスのこともございましたし、ウクライナの状況もございまして、正直なところ令和6年度にお見えになるというふうに分かったのは、もう本当に当初予算を要求する少し前ぐらいだったと思いますけれども。ですので、70周年記念事業と連携したイベントというふうには今のところは考えておりません。

もう一つは、学生の皆さんがこちらに見えられるのが7月の半ばから下旬にかけてということになりまして、70周年記念事業として取り扱うのではなく、通常の70周年記念の様々なイベントと合わせるのには少し難しいのではないかなと。時期、タイミング的にも難しいのではないかなというふうな考えもございましたので、今のところは70周年記念事業として交流事業ということでは考えていないところでございます。

## 江副康成委員

現状はそうかもしれませんが、もともと月光の夏、ピアノの交流というか、そういうところから始まって、鳥栖市も向こうのほうに和式庭園といいますか、の文化を誘致じゃないけど、移築して、中断期間はあったにしても、いろいろ交流は続いているわけです。

恐らく、二十数年はもう続けている事業でもあるし、20年前っていうと、50周年か知りませんが、それから、どういう形で鳥栖市とツァイツ市との関係が深くなっていったのか。

たまたまでしょうけれども、アサヒビールが鳥栖市に来るということで、ドイツも全てビールとは言いませんけど、アサヒビールと、ツァイツ市といたら、ベルギーの南側にあって、どこのビールがおいしいのか知りませんが、飲み比べをやるとか。

せっかく向こうからトップが来られるから、よりよい関係を——昔からずっと関係人口と、総合政策課の一番のキーワードは関係人口でしょうけれども。国際的にそういう広がりを持

つ、いいチャンスじゃないのかなと。

それをうまく利用して、国際交流の担当でもございますし、そういったところでぐいぐい押すチャンスにさせていただけないかなと。6月補正もあるし、やっていただきたいと思いますが、いかがですか。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

ありがとうございます。補正はまたあれですけども、事業の内容については、やっぱりツァイツ市長がお見えになるというのは本当にすごく貴重なことでございますので、記憶に残るようなイベントを検討してまいりたいというふうに思います。

ありがとうございます。

#### **江副康成委員**

ツァイツ市とコアがしっかりしていて、ずっと続いていることはいいんでしょうけれども、どちらかというと閉じたと言ったらいかんですけど、特定の方の中で行けばすごくよかったなど。

それが市民の方に広がっているかという、あんまり広がっていないんじゃないかなというところが私の印象でございます。

そういったところからすると、長くやっていて、そこでどんなことをやっているのか。鳥栖市にみんな来られるわけだから。

そこで普通の人もその一端でも垣間見えるような、そういうイベント的な形で盛り上げていただきたいなと思います。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

ここ5年ほど交流事業が中断しておりましたけれども、実際に交流を行っていた際には、活動の報告会というものを開催されてあったようです。

ただ、それが広く広まっていないと、周知が進んでいないという部分につきましては、ホームページであるとか、そういったものを通じて広報ですね、成果と申しますか、こういう体験をしてきたんだというようなことを報告できる場というのを今後も設けて、広く周知をしていくように努めてまいります。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **伊藤克也委員**

22ページの太陽光発電設置調査事業についてまず伺いをします。

今回、対象を市庁舎及びまちづくり推進センターということで絞られておりますが、絞られた理由ですね。それと併せて、今後ほかの公共施設についても同様のお考えをお持ちなの

か、その点をお聞きします。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

今回の調査の対象施設として、庁舎及びまちづくり推進センターを上げさせていただいております。

これは日頃、太陽光での電力等を一定、夜とか休日とか、そういったときに活用するということで、ふだん利用者が多い施設、そういった施設をまず検討したところでございます。

庁舎そのものをやるというよりも、これから外構工事とかやっていきますので、広く庁舎敷地というような考え方でおります。

あと、まちづくり推進センターにつきましては、もともとこの目的は二酸化炭素を廃止するために再生可能エネルギーとしての太陽光発電というのを検討していく中だったんですけど、まちづくりセンターは、利用者の方もふだん非常に多い、夜間も含め使っていらっしゃる。休日もちろん使っていらっしゃる。加えて、避難所としての活用もされますので、そういったときに、そういった太陽光でいわゆる蓄電された電気とか、そういったものを活用することができれば、避難所運営の一助にもなるのかなというようなことで、まずは全公共施設というよりも、取っかかりのスタートとして、庁舎及び8つのまちセン、そういったところを対象施設として調査をする中で、今後、その結果を基にほかの公共施設へ広げることができないか、そういったこともあるのかなと思っております。

以上です。

**伊藤克也委員**

今のお答えを聞くと、学校施設関係も十分そういった対象になり得るのかなと思いますし、課長が言われたように、この結果を受けて、また広げられる対象があれば検討していただくこともいいのかなというふうに思いますんで、その辺よろしくお願いします。

それともう一点、16ページのコンテナ収集美化活動推進奨励金についてですが、これって具体的には毎月1回とかで町区で分別回収をやっていることに対する奨励金で、1世帯当たり240円を奨励金としてお渡ししているっていうことで間違いないですか。

確認です。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

今おっしゃったように町区によって1回、2回とばらつきといたしますか、ありますけれども、1世帯当たり240円という積算根拠でございます。

以上です。

**伊藤克也委員**

1世帯当たり240円ですよね。このコンテナ収集について、例えば、世帯数が多い少ないで

内容に違いがあるとか、市民の方に世帯が多いので、より迷惑かけるじゃないけれども、協力をしていただくとかっていう、そういう違いは明確にありますか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

確かに世帯数が多い町区等々ございますけれども、そこに対する交付金といいますか、奨励金の増額というか、そういうものについては、現状行わずに、一律240円世帯という形でお示しをして、それで活動をやっていただいております。

以上です。

**伊藤克也委員**

決して一律が悪いというふうに思っているわけではないんですが、どちらかというと世帯数が少ないところの町区ほど大変なのかなというふうな感じで受けるんですね。

そういうふうなことであれば、世帯数割だけではなくて、私は平均割プラス世帯割とかっていうふうな奨励金そのものを考え直していただくのもいいのかなというふうに思うんですよね。

ですので、例えば、650万円ほど予算を計上されておりますので、その半分以上を平均割で使っていて、残りを世帯数割とか、そういった柔軟な考えもあってもいいのかなというふうに思っていますので、その辺どのようにお考えかお聞かせをいただければと思います。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

貴重な御意見ありがとうございます。

本当に町区のほうで熱心に取り組んでいただいております。

今、伊藤委員がおっしゃったように、これをやるにあたって、地区の役員さんたちが、いわゆる当番制で出ていったりしていただいております。

ですので、やっぱりそのような展開をする部分で、やっぱり世帯数が少なければ、そういった出事が回ってくる回数が多いとか、そういったこともあることが今のお話の一つの要因かなと思います。

このコンテナ収集っていうのも、そういった課題も抱えていると思うんですけれども、ほかにもゼロカーボンという形で今回、宣言をいたしましたけれども、いろんな意味で今の様々なやり方というのものも一度考えていくような時期にも来ておると思いますので、今の御意見を参考にさせていただいて、今後の検討につなげていければと思っております。

**松隈清之委員**

鳥栖まちづくり推進センター基本設計委託料。17ページでもいいですけども、今回上がっているのが、新しいセンターの基本設計業務と分館解体工事設計業務ということになっていますが、これが出来てしまうと、今の本館の利用っていうのはどういうふうになっていく

予定なんですか。

**原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

新しく建て直した後の今の本館の取扱いですけれども、こちらについては、まだ決定って  
いうか……。

行政財産として、まちづくり推進センターとして使わせていただいておりますけれども、  
こちらについては用途を終えた後は、庁内でまた協議が必要になりますけれども、別の用途  
に使う方向であるというふうに考えております。

**中村直人委員長**

それはまだ今後の検討課題になるだろうと思うから。

**松隈清之委員**

答えられる範囲で言ってくれたらいい。

**原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

庁内で検討中でございますので、また方針が出ましたら、またお知らせをさせていただ  
けたらというふうに思います。

**松隈清之委員**

統合って書いてあるんで、今の分館のところに新しく出来ると、もう多分なくなるんだろ  
うと思いますし、逆に、中途半端に建物を残して、また何かに使おうってことになる、ま  
た余計な維持コストがかかってくるんで。

解体して、何らかそれが普通財産になるのか、新しい行政目的をつくるのか分からんです  
けれども。また御検討いただければと思います。

そして、先ほどあった太陽光発電設置調査委託料。もちろんゼロカーボンも分かりますし、  
取組としては全然悪いことではないのかなっていうふうに思うんですが。

これってタイミングってあると思うんですよ。というのは何かというと、テクノロジーの  
タイミングなんですよ。今やって、今の可能性とか、今のコストとかっていうのと、じゃあ  
これ3年後にやったときに同じ結果が出るのかなっていうと、違うので。否定はしませんけ  
れども。

例えば、蓄電池の性能、能力。特に全個体電池とかっていうのも出てきていますし、太陽  
光パネルにしても、ペロブスカイトとかっていうのが実用化されてくると、テクノロジーに  
よって、多分設置できる場所とかも全然変わってくるんですね。

重さも違いますし、今のシリコンベースのパネルとペロブスカイトとかってなると、全然  
重さも設置できる場所とかも変わってくるので。

悪いとは言わんけれども、今これでやって、じゃあこれが全てなのかなっていうのとまた

違うというふうに思うんで。

なおかつ、先ほど永江委員からは全部っていうこともありました。

僕は必ずしもゼロじゃなくてもいいと思うんです。

結果的に補助金の分もあるにしても、目的がCO<sub>2</sub>の排出削減とか、省エネっていうことであれば、必ずしもゼロにこだわる必要は、「Z」にこだわる必要はないと思うんだけども。

ただ、そういうのはやっていいんだけど、今やるのが本当にベストかなとか、今やったらもうやらなくていいことでもないような気もするし、そこなんですよ。

タイミング的にももちろんゼロカーボンシティ宣言もしたから何かやんなきゃなっていう気持ちは分かる一方で、今がベストなのかは疑問ですけど、どうでしょうか。

#### 鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

今回ゼロカーボン宣言をして、その後の取組等を検討していく中で、もちろんゼロカーボン宣言をする前から、こういった動きがあるということは当然、承知した上で宣言をしています。

そのときに、現状において、できる一つの方法として、まず、公共施設への太陽光導入というのをまず庁舎から始めようということでございます。

今、松隈委員おっしゃったように、タイミングとか、そういったものはあろうかと思えます。

それこそ太陽光が盛んにそういったものが叫ばれるというか、設置が始まって20年ぐらいたって、今度はその処分、廃却とか、そういった時代も来ている中でということも恐らくあるのかなと思うんですけれども。

確かにおっしゃるように、テクノロジーの進化というか、いろんな形で物そのものも軽量化とか、また姿とか、いろんなタイプも出てきておりますし、また蓄電池についても容量っていうものも様々あるところでございます。

ですので、そういったものを、こういったものが果たしてうちの公共施設に一番ふさわしいのか、もちろん日照の問題とか、あと周辺環境への問題とか、そういったこともありますので、今回調査します全ての施設に太陽光パネルが何かしら上げられるというものではないのかもしれないので。そういったものを調査していく中で、今おっしゃったような仮に上げるとしたときに、例えば、次年度に、9か所、10か所、一遍に上げるのか、年次的に上げていくのか。そうした場合に、また新たな技術が出てきているとか、そういったことが予見されるのであれば、そこら辺りもまた十分加味しながら進めていくのかなというふうに思っております。

以上です。

#### 松隈清之委員

ありがとうございます。内容的に太陽光とか電気関係、ここにあるように結構細かなシステム構成とか単線結線図とかあるんで、協定を結んだパナソニックにお願いするような感じで考えていいんですか。それともこれは入札とかになるんですか。委託の仕方としてはどうなるんですか。

#### 鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

今回のこの調査業務につきましては、現状、公募型のプロポーザルによる業者選定で準備を進めております。

以上でございます。

#### 松隈清之委員

であれば、もちろん公募にはなると思うんですけど、あくまでこれは可能性の調査なんで、例えば、それに基づいて、すぐ予算措置してつけるかどうかというところによっても、さっき言ったように、いつ予算措置するかによっても変わってくると思うんです。

ですから、プロポーザルにしても今がいいのかも含めて、いろんな提案を頂いたほうがいいんじゃないのかと御意見をしておきたいと思います。

それと委員会資料の15ページ、ごみ処理施設周辺活性化交付金。これも資料がついていて、21ページになっています。

これはいわゆる東部環境施設組合の分に関して、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進並びに地域の活性化を図るということが目的ですけれども、真木町ですよ。

立地する町区ということはもちろん分かるんですけども、どこまでこういう交付金が真木町に使われていくのか。総額が11億5,000万円ですよ。それが必ずしも全ての町区に割り振られる額でもないわけですよ。

当然、行政が行政として行う事業もあるので、必ずしも11億5,000万円が各周辺地域とかに、こういった形で使われるわけではないって考えたときに、これで逆に真木町は終わりとも言えないのかもしれないんですが、どういう金額の割り振りで、周辺地域にお金を使っていくのかというところが、次から次に出てくると、どこまで使うのかみたいな感じがするんですけど、考え方としてはどうでしょうか。

また今後何年かして、真木町から何か要望があればまたっていうような感じで捉えていいですか。

#### 鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

このごみ処理施設周辺活性化交付金につきましては、今おっしゃったように施設が立地する自治会と、あとその周辺自治会というところで、交付金の要綱等に基づいて各対象自治会

と協議をしながらこれまで進めてきたところでございます。

今回、真木町が藤棚とスピーカーということで要望書が提出をされてきましたので、その内容等について協議をしていく中で、今回予算措置をさせていただいております。

今のところ今後の分についてのお話はあっておりませんが、いずれにしても、向こう30年という長きにわたって施設が稼働してまいりますので、その期間において、そういった財源等を活用しながら、立地する自治会、またその周辺地域に対して、必要な対応を図っていくための財源だと思っております。ですので、今後もそういった自治会等と協議等を図っていく中で、協議が調いましたら、また議会のほうにも、お知らせ、お願いをしていくことになるかと思えます。

以上です。

#### 松隈清之委員

いかんっちゃ言わんですけど、ここ以外にもやっぱり周辺地域ってあるわけですよ。

当然、リサイクルプラザのほうにも周辺地域はもちろんあるし。

どこまでこういうふうに言ったらしてくれるのかっていうのが、際限なく出てきても、先は長いのに、お金って毎年6,500万円ずつしか入ってこないわけじゃないですか。

後々本当に何かしなきゃいけなくなったとかのときに、いや、もうお金ないんですけどは通らんですよね。本当にしなきゃならなくなったときに。あくまで3月までは試運転中ですよ。全量は来ていないじゃないですか。神崎市、吉野ヶ里町のごみはまだ来ていないですね、4月からしか。もう来ていますか。正式に引渡しされて稼働するのは4月からでしょう。

実際、今後どんな影響が出てくるのかって、これも分からない話なので、何かあったときには、地域に対して対応していかなきゃいけないわけだから。その財源としてもあるわけなんです。

要望があるからばんばん応えていくっていうことも、先も長いので、あまりすべきじゃないと思うんだけど。

もちろん立地町区なんで、先行して御理解いただかなきゃいけなかったところもあってやっているのは分かるんだけど。

周りのほかのところも立地町区ではあるけれども、町区の人あの近くには住んでいないわけじゃないですか。生活環境としては。

だから、生活環境としては、もっと近くに住んでいる方もいらっしゃるんで、そういったところからも具体的に何か問題が発生したときとか、要望が出てきたときには応えていかないかん部分もあると思うので、客観的に見ると、偏り過ぎているように見られるんじゃないのかなっていう気がするんです。

周辺の地域とのバランスも考えながら、30年という長い時間があるんで、そこも踏まえながら取り組んでいただきたいなっていう気持ちをお伝えして終わっとします。

以上です。

#### **池田利幸委員**

15ページが一番下です。不法投棄防止パトロール委託料年間46万8,000円。委託料にしたらかなり少ないなっていうイメージがあるんですけども。どういう委託をされているのかっていうのと、不法投棄の現状がどうなのか。

ちなみに、16ページのところに不法投棄防止連絡協議会負担金5万円、負担金を出していますってことでしょうけど、そこに対して出していて、現実的に会議に行っていますとか、そこで支援を受けていますっていうのがあるのか、まず教えてもらってよかですか。

#### **井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長**

まず、不法投棄防止パトロール委託料につきましては、民間の警備会社に年間24回、1回当たり約3時間、不法投棄が多い箇所を回っていただいて、報告書で不法投棄があったところについては個別に対応しているところです。

もう一つの負担金に関してメリットというか、あるかというところで、こちらの負担金については、毎回総会が不法投棄の会合の中であるんですけども、監視カメラを頂いたりとかっていうことがあります。

以上です。

#### **池田利幸委員**

不法投棄の現状はどんな感じですか。報告とかが上がってきているんでしょうけんが。

#### **井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長**

不法投棄の現状に関しては、報告で上がってきているところはあります。

以上です。

#### **池田利幸委員**

上がってきていますは分かっています。そのためにパトロールに回っているんでしょうから。現状で、結構な量が上がってきているとか、どういうものが上がってきているという具体的なものを聞いたかったんですけど。

#### **井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長**

例えば、冷蔵庫とか、そういった不法投棄とかがあったものが上がってきたりしております。

#### **池田利幸委員**

何でこれを聞いたかっていう部分ですけども、ここ近年で、私のところに御相談が上

って、私が実際見に行った場所っていうのがやっぱりあるんです。具体的に言ってしまえば、神辺町の上の車の周辺。そこに巨大マネキンが捨てられているとか、建築資材が溝に突っ込まれているとか。あと人形が大量に袋に詰められて捨てられているとか。要は、明らかに業務用で、市民さんじゃない不法投棄ですよ。基本的にそこに不法投棄をするってことは、その住民さんが不法投棄をするわけがないんで。私が相談を受けていくのは大体そっち側が多いんで、そうですけど。

あと、江島町だとか村田町とか不法投棄の現状があるっていう中で、基本的にそこに住んでいる住民さんからしてみれば、自分たちが住んでるところに、勝手にいろんな異様なものが捨てられている現状。捨てられている場所っていうのは、大体似通った場所、捨てやすい場所っていうのがあるでしょうから。

それから、また近年結構ちょこちょこあるし、住民さんが大きなものでない限り、自分で処理をされているとかもするんですよ。ですから、そういうところの対応。

今、パトロールを警備会社に頼んで、3時間で年間でいいのかっていう部分と、もう分かっているなら、そこに対する報告書が上がってくるってことは、ポイントポイントの指定が多分されているっていうことでしょうし、そこで上がってきている部分、上がっていない市民さんとかが――僕が自分で処理した分も何個かありますけど、そういう部分に対して、やっぱり対応――前は、赤い鳥居みたいなものが「必殺技です」って立てられたりとかしたときもありますけど。

そういう対応も込みで考えていただかんと、住民さんにとってはただの不快なもの以外何物でもないっていう部分なんで。その部分はもう一度考えてみていただきたいなと。

現時点でもやっぱり捨てられているっていう部分と、その対応を求められている住民さんたちが結構いらっしゃるっていう現状は御理解いただきたいなと思いますんで、よろしく願いいたします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

昼食のため暫時休憩します。

**午前11時50分休憩**



節 1 普通交付金については、歳出の療養給付費、療養費、高額療養費等の保険給付費は県が全額交付するため、その見込額を計上しております。

次に、節 2 特別交付金のうち、特別調整交付金については、結核や精神疾患に係る医療費が多額である場合や非自発的失業者に対する国保税減免、システム改修など特別な事情による財政負担の増加などに対して、交付される見込額を計上しております。

次の保険者努力支援制度交付金については、保険者の医療費適正化や予防、健康づくり等の支援のため、取組状況等に対する交付される見込額を計上しております。

県繰入金（2号分）については、医療費の適正化や保健事業等の事業経費に対して交付される見込額を計上しております。

最後の特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び保健指導の実施に対して交付される見込額を計上しております。

4 ページをお願いいたします。款 5 繰入金、項 1 一般会計繰入金のうち、説明欄 1 行目の事務費繰入金については、歳出の款 1 総務費の人件費などの事務経費を計上しております。

保険基盤安定繰入金については、経営基盤の安定化を図るため、低所得者に対する国保税軽減措置に対する交付見込額を計上しております。

次の未就学児均等割保険税繰入金については未就学児の国保税均等割の軽減措置に対する交付見込額を計上いたしております。

出産育児一時金繰入金については出産育児一時金支給額の3分の2の額を計上しております。

財政安定化支援事業繰入金については、国保財政の安定化や保険税負担の平準化等に資するため、標準的な保険者に比べ所得水準が低いことによる保険税の減や高齢者の割合が高いことによる給付費の増に着目し、地方財政措置される額を計上しております。

産前産後保険税繰入金については、出産被保険者に関わる産前産後期間の国保税軽減措置に対する交付見込額を計上しております。

項 2 基金繰入金、目 1 国民健康保険基金繰入金については、令和 6 年度の国保税率改定に伴う税率抑制財源として計上しております。

本市は県が示した標準保険税率を参考にして、基金積立金の一部を活用し税率を抑制し毎年度改定しております。今回県が示した令和 6 年度の標準保険税率は令和 6 年度の県全体の医療費の増額推計と後期高齢者医療支援金や介護納付金の 1 人当たりの納付額の増加などに伴い、医療分、後期分及び介護分の合計の所得割率が現行税率と比較して 1.9% の引上げとなるなど、高い税率が示されました。そのため、できるだけ税負担の軽減を図ることとし、合計所得額については 1 % の引上げにとどめることができる抑制財源として所要の額を計上し

ております。なお、税率改定の内容については、この後御審議いただきます議案甲第9号鳥栖市国民健康保険税保険条例の一部を改正する条例において御説明をさせていただくこととしております。

5ページをお願いいたします。款7諸収入、項1延滞金加算金及び過料のうち、目1延滞金につきましては、見込額を計上しております。

6ページをお願いいたします。項3雑入のうち、目2第三者納付金については交通事故などの第三者の不法行為によって生じた保険給付に対する損害賠償見込額を計上しております。以上が主な歳入となります。

7ページをお願いいたします。歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものについては、国保業務に従事する7人分の人件費を計上しております。

節11役務費については、保険証等の郵送料、国保連合会でのレセプトの例月処理や被保険者の資格情報等の処理業務に係る手数料などを計上しております。

節12委託料については、本年10月稼働予定の国保事務処理標準システム導入委託料及び標準システム稼働に伴う管理運用業務委託料として計上しております。

目2連合会負担金については、県内の市町が加入する佐賀県国保連合会の運営経費の本市負担分を計上しております。

目3医療費適正化特別対策事業費のうち、節11役務費については、レセプト点検手数料を計上しております。

8ページをお願いいたします。項2徴税費、目1賦課徴収費の主なものについては、国保税の賦課徴収や滞納整理に係る人件費、納税通知書や督促状の発送に係る役務費を。

また委託料として、本年10月稼働予定の国保事務処理標準システムに合わせて行う滞納整理システムの改修経費などを計上いたしております。

9ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費、目1療養給付費については病院や薬局などで被保険者が支払う自己負担分を除いて、保険者が医療機関へ支払う給付見込額を計上しております。

目2療養費については、コルセットなどの治療用装具の製作費やはり・きゅうなどの施術に対する自己負担分を除いた給付見込額を計上しております。

目3審査支払手数料については、レセプト審査等、医療機関への支払い事務手数料を計上しております。

項2高額療養費、目1高額療養費については、一月に高額な医療費の自己負担が必要となった際に所定の金額を超えた分を払い戻す給付見込額を計上しております。

10ページをお願いいたします。項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金、節18負担金、補助及び交付金については被保険者の出産1人につき、原則50万円の支給に要する経費を計上しております。

項3 葬祭諸費、目1 葬祭費、節18負担金、補助及び交付金については、被保険者の死亡により葬祭を行った喪主に対して被保険者1人につき3万円の支給に要する経費を計上しております。

11ページをお願いいたします。款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、項2 後期高齢者支援金等分及び項3 介護納付金分については、県が示した納付金をそれぞれ計上しております。歳入でも触れましたけれども、県全体の医療費の増額推計と後期高齢者医療支援金や介護納付金の1人当たりの納付額の増額や県による繰越金投入の終了などにより、各々増額となっております。

12ページをお願いいたします。款5 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費については、40歳から74歳の被保険者を対象とする特定健康診査等に要する経費を計上しております。

そのうち、節7 報償費につきましては、特定健診の受診率向上を図るため、令和6年度から新たに取り組むもので、受診率向上を図るためのインセンティブとして、1,000円のクオカード1,000枚分の購入費を計上しております。

事業の概要といたしましては、特定健診の新規受診者と継続受診者をそれぞれ対象にして、抽せん等により合計1,000名の方に1人につき1,000円のクオカードを贈呈する予定としております。この取組により特定健診や御自身の健康に関心を寄せていただき、1年に1度の受診への行動変容を促し、受診率向上を図るとともに生活習慣病による疾病の早期発見、早期治療、重症化予防などに努め、健康の保持増進と医療費適正化につなげてまいりたいと考えております。

節12委託料のうち、特定健康診査等委託料については、保健センターで行う集団健診及び市内指定医療機関で行う個別健診などの検査費用を計上しております。

未受診者勧奨委託料については、特定健診受診率向上を図るため、特定健診の受診案内や未受診者に対するはがき等による受診勧奨に係る経費を計上しております。

13ページをお願いいたします。

項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費、節11役務費については、医療費適正化を図るため、医療費通知や後発医薬品差額通知、重複服薬通知の発送に要する経費を計上しております。

目2 療養費、節18負担金、補助及び交付金については、はり・きゅう施術の1回につき1,000円の助成に要する経費を計上しております。

目3 健康推進事業費、節12委託料については人間ドック、脳ドック受診に対する助成に要

する経費を計上しております。

14ページをお願いいたします。款 8 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険税還付金、節22償還金、利子及び割引料については、所得の更正や社会保険加入などにより、過年度還付金が発生した場合の見込額を計上しております。

以上、議案乙第10号の説明といたします。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

12ページの特定健康診査等事業費。説明の中で報償費の1,000円のクオカード。今までやっていましたっけ。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

今回初めて行うものでございます。

#### **松隈清之委員**

これが効果的かというようなところで、ほかの自治体の取組と違って何かあるんですか。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

県内では佐賀市さん、多久市さん、神崎市さんあたりがやっています。

ほかの町もやられていますけれども、特に多久市さんが買物券500円券を受診者全員の方に配りをして、多久市が佐賀県内で一番特定健診の受診率が高い成果を収められています。

ほかの市町も同様の事業をやられたときと前年度を比べると、率が上がっているというのが見られました。

ですので、本市においても目標とする60%で、現在が47.7%ですから、できるだけ上げたいという思いと健康に関心を持っていただくという意味合いから令和6年、7年、8年の3年計画でやってみたいということで、今回予算を計上させていただいております。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

どれくらい上がっているんですか。多久市もそうですけど、今回1,000円のクオカードですよ。多久市は500円の商品券。やっているような取組で、これくらい効果がありましたみたいな。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

正直ここ数年、コロナ禍の中で受診率が本来右肩上がりであっていた市町もちょっと横ばいになっているんです。そういう中で、ここ数年やられた市町を見ていると、率自体は数%しか変わっておりませんが、県内の順位に関して言うと、五、六位ずつ上がって



## 中村直人委員長

続きまして、議案乙第11号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

## 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第11号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

資料は15ページをお願いいたします。令和6年度の当初予算の総額は歳入、歳出ともそれぞれ11億6,405万1,000円で、前年度の当初予算と比較いたしますと10億2,769万円、12.3%の増額となっております。後期高齢者医療広域連合への納付金の増が主な要因となっております。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料の収納見込額を計上しております。

目2 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替等による保険料の収納見込額を計上しております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、事務経費及び広域連合の共通経費負担分を計上しております。

次の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分を県、市で補填する保険者支援分を計上しております。

16ページをお願いいたします。款5 諸収入、項2 償還金及び還付加算金、目1 償還金につきましては、保険料の還付金を計上しております。

以上が主な歳入となります。

次に、18ページをお願いいたします。歳出の主なものについて御説明をいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、後期高齢者医療の事務経費を計上しております。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課徴収経費を計上いたしております。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合の共通経費や本市が徴収した保険料、保険基盤安定負担金を県広域連合への納付金として計上しております。

19ページをお願いいたします。款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正などにより過年度還付金が発生した場合の還付金等の見込額を計上しております。

以上、議案乙第11号についての説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

御説明ありがとうございます。後期高齢者医療特別会計の歳入で12.3%の増があっているということで、基本的に鳥栖市の中で後期高齢者医療の現状というのは、推移的にどういう感じになっているんですか。

支出というのは増えてきているものなのか、この辺が今後の部分に関わってくると思うんですが、今どういう状況ですか。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

どの市町も同じですけれども、団塊の世代の方が後期高齢者のほうに大量に移行しております。県内で見渡しますと、鳥栖市の1人当たりの医療費は上位になっておりまして、年々伸びております。1人当たり120万円程度の医療費がかかっているという状況でございまして、高度な医療化等も含めまして、今後ますます医療費が上がっていくのだろうというふうに推測しています。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

15ページの普通徴収保険料は結構割合は多いような気がするんですけど、どういった方が納付書で普通徴収を納めているんですか。年金天引きじゃないってことなんですけど。自営業者とか。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

普通徴収につきましては、介護保険料と後期保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない方が特徴になっております。それ以外の方が普通徴収。そういう取決めがございます。

#### **松隈清之委員**

ということは、年金所得とかが低いということですよ。よそは分かんないんですけど、こんなに割合的に高いってことですか。それとも高くなってきているとか。そういうわけではないですか。

基本的に、普通徴収しか滞納って発生しないじゃないですか。年金額があるから、特別徴収は滞納がないので、普通徴収の中での滞納の割合って結構高いですか。要は、払えないのかどうか分かんないんですけど。

## 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

収納率で申し上げますと、普通徴収でここ最近では99.5%前後となっておりますことから、約0.5%前後の方が滞納されているという状況が見て取れますけれども。

状況については、税務課からお答えいただきたいと思います。

## 佐々木利博税務課長

後期高齢の滞納状況について、今、詳しく把握はしていませんので、ここでお答えができません。

松隈清之委員

ここで答えられないのは、別の機会に答えがあるのか、そもそも答えられないのか分かんないんですけど。思ったより徴収率が低くなかったんで、しょうがないのかなと思うんですけども。

実際、75歳以上の高齢者の方ですから、年金額が少ない方が結構いらっしゃるのかなって  
いう気がしたので、それで滞納繰越分の金額も上がっているんで、滞納者がいるのかなと心  
配したんですけど、それほどでもないってことです。金額的には、もちろん額があるんで、  
あれですけど。ということでいいですか。

## 横尾光晴税務課長補佐兼管理収納係長

こういった料金につきまして、滞納になる状況というのは、やはり生活困窮とか、そういったのがもうほとんどでございます。

松隈清之委員

生活困窮になれば、またそのときにいろんな福祉的な支援があらうかと思いますんで、それで結構でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



議案甲第５号鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

続きまして、議案甲第5号鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

#### **佐々木利博税務課長**

ただいま議題となりました、議案甲第5号鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

常任委員会資料、議案参考資料の2ページをお願いします。

改正の理由といたしましては、固定資産税、都市計画税の算定基礎となる土地、家屋については、3年ごとに全筆、全棟の評価の見直しを行っております。

令和6年度が固定資産の評価替えの年度に当たり、市内の土地全筆、家屋全棟の評価額の見直しを行います。

評価替えに関する諸事務につきましては、事前に準備を進めておりますが、評価替えを行わない年度の当初賦課作業と比べまして、どうしても時間を要することから、第1期の納期を4月から5月に変更するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日といたしております。

以上、説明とさせていただきます。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **江副康成委員**

3年に1度の評価替え、これはもうずっと昔からやっているんだと思いますけれども、遡ること6年前、9年前、12年前。そのときから大体1か月を遅らせる形でされているんですか。

#### **佐々木利博税務課長**

この納期変更の特例に関する条例というのが3年に1回、追記されているような形で、納期の変更で1か月遅らせております。

以上です。

#### **江副康成委員**

昔から評価替えのときには一月を遅らせるパターンでずっとやっているんですかという質問ですが。

#### **佐々木利博税務課長**

委員言われるとおりでございます。

## 江副康成委員

やり方は細かく知っているわけじゃないんですけれども、今、税務課のシステム化がどんどん進んでおりまして、評価替えのどこの部分に時間がかかるのか分からないんですけれども、そういうリードタイムを吸収するぐらいのそれぐらいのシステム改修のスピードじゃないのかと思っているんですけれども。どこに一番時間がかかるんですか。

## 有馬健次税務課固定資産税係長

委員さんのおっしゃるとおり、システム化については、近年また急速に進んでおりまして、最近ではQRコードのスマートフォン決済であるとか、e L T A Xの共通システムとか、そういう普及も進んでおります。それに伴うように、固定資産税のシステム化をより進めているところでございますが、この評価替えというのは3年に1度あるわけですし、通常年と一番異なることは、市内全筆、全棟というところ、全てが評価替えに当たるということで、通常年だと登記移動が大体土地であると約5,000筆。それが評価替えの年になりますと6万筆を扱うことになります。

なおかつ、固定資産税の基準年、すなわち締めは毎年1月1日でございますので、それから皆様に課税評価して、納付書をお届けするのにそれ相応の作業期間が必要となっております。以上のことから、毎回3年に1度、評価替えの年については、納期を1か月後ろにずらして案内しているという状況でございます。

## 江副康成委員

今、家屋台帳とかの電子化がかなり進んでいるじゃないですか。でも今の話からすると、納税者とのコミュニケーション期間は変わらないと。それが一月遅らせる一番大きな要因になっているということではないんですか。

## 佐々木利博税務課長

評価というのが、目視によって現地確認しての異動があるかどうかというのを確認するものですから、それが全筆に対して行うということで、通常期と違う作業が入ってくるということで、評価替えのときについては、時間がかかるということになっております。

## 江副康成委員

評価替えのときに6万筆で多くなったということで、分かりました。ほかの市町も同じようにやっぱり従来どおり一月遅らせて、どこでもやっているんですか。

## 佐々木利博税務課長

人員があるところはそのまま——地方税法上の納期は4月末ですので、4月末でされている団体もありますし、評価替えのときに5月に延ばす、鳥栖市みたいなやり方をされてるところもあります。もともとを5月にされているところもございます。全体的には同じぐらい

中村直人委員長

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

~~~~~

議案甲第 9 号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

資料はタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

資料は 3 ページをお願いいたします。今回の改正は令和 6 年度国民健康保険税率の改定で
ございます。

改定の内容につきましては、表の着色部分のとおり改定するもので、県が示した標準保険税率を参考に、基金積立金の活用し、本市が再算定した税率としております。

後ほど再算定については御説明いたします。

施行日は令和6年4月1日としております。

また、この改定案については、国民健康保険事業の運営に関わる重要案件でございますので、鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問案件でございます。

そのため、本年１月25日に本協議会を開催し、本案について諮問した結果、全会一致で承認をいただき、２月１日には諮問のとおり答申を受けたことを申し添えさせていただきます。

運営協議会の説明資料 8 ページを除きまして、4 ページから 9 ページまでに掲載しておりますので、この資料に基づき、税率の改定について御説明いたします。

4 ページをお願いいたします。国保財政の仕組みについて示しております。

平成30年度に国保制度改正に伴い国民健康保険財政運営は県単位化され、県が財政上の責任主体となっております。

佐賀県は歳出部分の県内医療給付費や歳入部分の国・県の公費の見込みを立て、市町からの納付金として集める保険税必要収納額を算出し、被保険者数や所得水準、医療費水準等から市町ごとに納付金を割り当てすることになっております。

さらに、市町が保険税率を設定する上で参考となる標準税率を示すことになっております。

市町においては県に収める納付金や保健事業費を賄うため、標準保険税率に基づき、実際に賦課する保険税額、税率を決定することになっております。

5 ページをお願いします。今、説明した納付金と標準保険税率の算定の流れを示しております。

右側の令和6年度標準保険税率と記載された図の下を御覧ください。標準保険税率は市町の税率決定の参考となるもので、市町の国保特会が収支均衡するために必要な税率とされております。そのため本市は、県が示した標準保険税率に基本合わせることとしております。

6 ページをお願いいたします。県が示した令和6年度の納付金と標準保険税率を示しています。

まず、標準保険税率を算定するための基礎となる県全体の納付金を表示しております。

括弧書き部分が前年度比を示しており、医療費から介護分の全てが増額になっていることがお分かりいただけるかと思っております。

増額の要因としては、主に2つございます。1つは、コロナ禍での県による税率抑制の終了による反動でございます。2つ目には医療費増、医療費の大幅な増をはじめ、後期医療支援金や介護納付金の1人当たりの納付金額が増額されたことによるものです。

ここで医療費給付分の県全体の納付金額を御覧ください。189億2,143万円で前年度と比較して、5億4,872万円の増となっております。増額の主な要因といたしましては、県全体の保険給付費が前年度の686億円から、14億円増の700億円と試算されたことによるものでございます。

次に、鳥栖市の負担金は15億2,766万円で、前年度と比較して7,516万円の増となっております。按分要因に記載のとおり、本市の所得シェアや応益シェア、医療費指数のいずれも増加し、県内の他市町と比較をして相対的に上がり、本市按分率が高くなり納付金の増額と相まって大幅な増となっております。

なお、所得シェアは佐賀県全体の国保加入者の所得総額に対し、鳥栖市の国保加入者の所得総額の占める割合です。応益シェアは同様に人数と世帯数を割合で示したものになります。

また、医療費指数については、各市町村の1人当たりの医療費の過去3か年について、市町村ごとの年齢構成の差異を補正し、全国平均を1として医療費水準を指数化したものになります。

後期高齢者支援金分及び介護納付金分についても県全体の納付金から医療分と同様に按分要因に基づき、市町納付金が算定されており、いずれも増額となっております。

次に、県が示した標準保険税率につきましては、医療分から介護分の納付金の増額に被用者保険の適用拡大などにより、被保険者数や世帯数の減少という要因が加わり、医療分、後期分、介護分ともに前年度と比較して高い標準保険税率が示されました。合計で見ますと、所得割率で1.9%増の15.8%。均等割額で1万715円増の5万4,915円。平等割額で6,944円増の5万2,644円と示されたところです。

7ページをお願いいたします。令和6年度の税率改定方針と改定案です。

改定方針については、国保会計の収支均衡が図られる県が示した標準保険税率に合わせることを基本としております。その上で、これまで黒字運営により決算剰余金を基金に積み立ててきておりますので、令和3年度を除き、令和2年度以降、基金の一部を税率抑制財源として投入し、医療分のみ抑制してきております。

今回の改定に当たっては、令和6年度標準保険税率が現行税率と比較して、想定以上に引き上げられたことから、できる限り税率を抑制し、できる限り負担増を避けることが望ましいものと考えまして、これまで以上の抑制財源を投入する必要があると判断したところでございます。

一方で、令和9年度には県内税率が一本化されることが予定されており、今後一本化に向けて税率が高い市町と低い市町が収束していくことになります。

本市の場合は現在県内では比較的低い税率で運用しておりまして、一本化に向けて税率が上昇していくことが想定されます。そのため、税率を抑制し過ぎても、この先大幅な引上げを行わなければならない状況にありますので、税率を段階的に引き上げていくことが必要とも考えております。

さらにこの先の令和7年度、8年度の税率抑制財源を確保しておく必要があることや、今後の安定した財政運営にはある程度の基金の確保が必要でもあります。

これらを踏まえまして、今回の改定では所得割率の合計費の引上げ幅を1%にとどめると、合計税率で15%を超えないことができる抑制財源として基金残高の約半分の1億1,500万円を投入し、税率の改定案を行ったところでございます。

その結果、医療費給付費分の税率を所得割率では標準保険税率10.09%ところ、0.9%を抑制しまして現行税率より0.4%の引上げの9.19%。均等割額では標準保険税率3万1,779円の

ところを、2,979円抑制し、現行税率より4,000円の引上げの2万8,800円。

平等割額では標準保険税率で税率3万4,854円のところを2,854円抑制し、現行税率より2,100円の引上げの3万2,000円と改定しております。

なお、後期分及び介護分の均等割と平等割額については、県が示した標準保険税率の100円未満を切捨てた額として改定をしております。

以上で、この改定案を令和6年の国保運営に必要な不可欠な国保税を確保するための税率として提案するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。現行税率と改定案によるモデル世帯の税額比較表です。

上の表が給与所得者で、40歳以上65歳未満の1人世帯の税額です。介護支援分を含む税額の比較表となっております。

下の表が、年金受給者で、共に65歳以上の2人世帯の税額で、介護支援分を除く税額の比較表となっております。なお、本市では着色した7割、5割、2割の軽減世帯が約6割を占めております。

また年収では約320万円以下、所得で言いますと275万円以下の世帯が約9割を占めているところでもございます。

9ページをお願いいたします。本市の過去の10年の税率を掲載しております。

平成30年度から県が示した標準保険税率を参考に、本市が決定した税率となっております。

令和3年度から5年度はコロナ禍による県の税率抑制が実施されており、税率が抑えられていたことがお分かりいただけると思います。

10ページをお願いいたします。佐賀県が今年1月下旬に公表しました20市町の標準保険税率です。右側に合計欄を記載しております。

ほとんどの市町で15%から16%台の税率となっているのがお分かりいただけると思います。

ちなみに20市町の合計で、平均値が15.70%、均等割額が4万9,600円、平等割額が5万1,900円となっております。

11ページをお願いいたします。同じく、佐賀県が今年1月下旬には公表した20市町の令和6年度標準保険税率及び現行の税率によるモデル世帯の年間保険税額を示しております。このモデル世帯は夫婦2人暮らしで、共に66歳。所得はそれぞれ年金80万円の世帯となっております。

この世帯は7割軽減の対象世帯となっており、共に65歳以上ですので、介護分は課税されていない世帯となります。全ての市町が増額となっております。

本市の欄のみ括弧書きの数値を記載しておりますが、これは今回改定案で算定した税額と

なっております。

以上、議案甲第9号についての説明といたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

基本的に令和9年度にはもう完全統一。全市町が一本化で自治体として、今まで基金から繰り入れていたっていう部分も、もう全部一斉になくなるってことになる中で、1月25日でしたっけ、県の審議会の資料も実際、若干見た部分と首長さん系からお話を聞いた部分も若干あるんですけども。

このまま行くと介護保険と一緒に、介護保険はもともと県が管轄していて、市ってあんまりそこまで考えないっていう部分で、これは令和9年度で全自治体が統一になることによって、要は、全部一緒なんで、健康増進とかそういう部分になかなか目が行かなくなる可能性があるのではないか。要は、鳥栖市ががんがんやりました、お金も使わないでいいように、フレイルだとか力を入れてやりました。片やどこかの市町はやっていませんでした、しかしみんな一緒ですっていうふうになるんで。

やってもやらなくてもっていう部分の考え方が出てくるんじゃないかなっていう話も若干聞いている部分があります。そういう危惧を持たれているところもあるみたいですし、鳥栖市はどうなのかなと。

その部分を踏まえて、令和9年に統一になるのであれば、やっぱり統一して、きちんとみんなが抑制できるような取組っていうのをやらなきゃいけないんだらうなって。これは市に言う話じゃない、県に言えよという話なのかもしれないですけど。

そういう考え方の基に、今後、市として令和9年度の統一に向かって、どのようにされていく予定なのかなっていう部分と、訴える部分は訴えていただかなきゃいけないんだらうなと思うんですけど。

その辺の考え方はどう思われているのかなっていうことだけ1点お伺いいたします。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

令和9年度までに税率一本化ということで、当然、どの町にいても同じ所得で同じ家族構成、世帯構成であれば税額は一緒ということを基本に、税率一本化を図りますので、当然、受けるサービスも、同様のサービスが受けられなくてはいけないということになります。

それで、今やっている給付関係のサービスとか減免規定とか、そういうのはもう今、標準

化を大体しておりまして、していない部分の整理を今やっております。標準化を図るということをやっております。

今回、システムの標準化も同じようにやっておりますけれども、それに加えて、御質問の中でもありましたように、保健事業でございますけれども、これは特に各市町の保健師さんの関係とか人員の関係で、それぞればらばらといいたいでしょうか、事業内容が異なる部分がございますので、一本化に向けて今、関係市町が標準的な保健事業を行うための部会を設けて協議をしております。

その中で一定レベルの保健事業を標準化すると。その中で当然、差異がある部分については、市町でそのまま継続するという形で、県からの交付金等をもって実施していく予定で話がなされております。

ですので、若干保健事業に関しては、各市町の特色が少し残って継続されていくんではないかというところを今協議しているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。基本的に、積極的にどの市町もやって、全体で保険料を下げるっていう方向を取らんと、上がっていく一方だっていうところと、やっぱり不公平感っていう部分。現状でも基金を入れなければ、データの的にもう飛び抜けて使っているところもあれば、あんまり使っていないところからすれば、そこの部分を自分たちが賄わなきゃいけない現状っていうことになりますんで、全体的に下げられる部分、特色ある分はしっかりやるとかいいう部分で、鳥栖市からもしっかりとその辺はアプローチしていただきたいなと思いますんで、よろしくお願いします。

尼寺省悟委員

大きく2点質問したいんですが、今、佐藤課長から令和9年度の一本化に向けて、今後も値上げが続くと。だから、できるだけそれを抑えたいために精一杯やったんだと、値上げをされたんだと。

そういう気持ちで説明があったんですが、なかなか同意できないっちゃうか、先ほど資料の中でもモデル世帯の比較ということで、これだけ上がるんだという説明もあったし、私の一般質問の答弁の中でも、例えば、モデル世帯というのは配偶者30歳で所得48万円、就学児1人の場合で世帯主が100万円の場合で2万4,000円。所得200万円ですと3万8,600円。所得400万円ですと5万8,600円に円上がると。さっきの話は少数かもしれないけれども、こういう人たちはそれだけ上がるわけですね。

それで、一般質問で言ったんですけれども、いわゆる協会けんぽ、被用者保険と違うとこ

ろは、国保の場合やったら、均等割とか平等割とか、応益割額があるということだと思うんですけども。改定前と改定後に比べてみて、額として応能割と応益割、所得割と均等割、平等割。この比率というのは1対1で変わらない？どれぐらいの比ですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

均等割、平等割ですね、世帯数、被保者数に係る。それは5対5になっております。そのうち応益割ですね、均等割と平等割が3対2です。この3対2は医療分、後期分でございます。介護分については、3.5対1.5となっております。

尼寺省悟委員

一般的に言って、均等割とか平等割が少なければ少ないほど、いわゆる低所得者に対しては負担が減るということだと思うんですけど。そういった意味で、仮に今回の場合では、均等割は4,000円と。平等割は2,100円上がっているけれども、これを据え置くと。据え置いた場合、もちろん納付金は同じだとして、据置きとするならば、所得割率が高くなると思うけれども、上がったとしても、そのことが結果として低所得者に有利に働くといったことは普通考えてそう思うけれども、そうはならないんですか。

ならなかったからこういう結果だろうかと思うんですけど、その辺はどうですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

委員からの御質問でございます、令和5年度の現行税率に均等割と平等割を据え置いた場合、どうしても所得割率を上げなければなりません。不足分を賄うために。

それで今の質問で試算いたしますと、逆にあんまり変わらないといいましょうか、逆に据え置いた場合、税率が上がりますので、税率のほうが高くなるということで、税額は今年の改定のほうが安いという結果になっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

私としては、ここに9.19%と均等割で2万8,800円と、3万2,000円上がっているけど、これが本当にベストなのかと。もっとほかにシミュレーションできなかったのかと。そういう思いがあって言ったんですけども。そういったことはないということですね。

分かりました。

次の質問です。今回、均等割についても全体として5万1,800円という形で上がっているんですけど、子供の均等割が2年前か、国のほうで就学前については2分の1だと。そうなったということですが、この間、私の一般質問で、これでいいのかと、市長は、値上げに対して重く受け止めていると。そうならば、鳥栖市としてやれるやり方があるだろうもんといいことで、一般会計の繰入れをせんのかと言ったら、それはいかんと言ったんですよ。

子供の均等割、2分の1のところ、例えば、就学前から高校卒業までするとか、半分じゃなくて、もうなくしてしまうとか、そういったことはできるのか。

そういったことをすれば、もちろんこれは国保の中でなくて、一般会計から面倒を見るというふうになるんやけれども、そうすれば、かなりの負担の軽減になるんじゃないかなろうかと思うんやけど、その辺はどうですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

一般質問でもお答えしましたように、今の御質問の部分に関しては、決算補填目的に伴う法定外繰入金と、一般会計からの繰入金とみなされますので、それはできないことになっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

そう言われるだろうと思って、ほかのところはどうなのかわちゅうことで、いろいろ調べてみたんですが、兵庫県の加西市は2022年から高校3年生まで均等割はゼロと。それから、津波のあった陸前高田市、あそこは物価高騰だから、令和5年に限って均等割を半分にすると。それから、名古屋市の場合は2023年、去年から一律に均等割を5%にするとか、白河市、嵐山市、川越市、播磨市、いろんなところでも、特に均等割については削減する、減免するとかやっているわけ。

だから、そこでできるならば、鳥栖市だってできるんじゃないかなろうかと思うんですけど、どうですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

今の事例がありましたけれども、先ほどから申し上げているとおり、令和9年度に県内税率一本化ということに向けて、先ほど言いました税の減免であるとか軽減であるとかいうのも標準化を行っている最中で、その基準は県内市町共通です。ですので、それを単独でやるっていうのはなかなか厳しいものです。

財源も、またどこからかないことにはできませんので、現実的には、県内においてはできないというふうに考えております。

尼寺省悟委員

そうなってくると、一般質問で言ったんやけど、県の一本化といっても、一体何なのかわかざるを得ないんだよね。一本化することによってそれは保険者、鳥栖市はメリットが出てきたんだろうと思うけれども。一般の加入者にとってみて、何だったのかとかわかざるを得んたい。

本来やったら、鳥栖市の意向で、鳥栖市の福祉の向上のためにやろうとしている施策が一

資料はタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

甲議案参考資料の12ページをお願いいたします。

議案甲第10号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正の理由といたしましては、佐賀県東部環境施設組合が管理運営する真木町の次期ごみ焼却施設の本年4月の稼働開始に伴い、小動物廃棄物の自己搬入先が次期ごみ焼却施設になるものでございます。

改正の内容といたしましては、これまで一般世帯及び事業所が市長の指定する施設に小動物廃棄物を自己搬入する場合の手数料を削るというものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上でございます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

小動物廃棄物って言葉はきついですが、これ4月から自分で搬入するときの流れってどうなるんですか。自己で搬入するときの流れ。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

市民の方が持込みされる場合には、動物の体液といいますか、流れないように袋に包んでいただいて、なおかつ、段ボールに入れて持込みをしていただくと。それと手数料をお支払いいただいて、焼却という形になります。

以上でございます。

松隈清之委員

真木町の次期焼却施設になるかと思うんですけども、そういう告知って既にもうされているんですか。それはもう向こう側がやる話ですか。組合側が。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

4月1日から東部クリーンエコに変わっていきますけれども、現在のホームページではそういったお知らせはさせていただいております。

ただ、一般の市民の方がそういった形で利用されるときに、自分のところのペットが死んでしまったということかと思いますので、通常といいますか、そういった場合にはペット霊園とか、そういったところの御案内、そういったことも併せてお尋ねがあれば、させていた

以上です。

ほかにございませんか。

質疑を終わります。



パブリック・コメントで提出された意見の内容と意見に対する市の考え方について
鳥栖市とパナソニック株式会社エレクトリックワークス社との脱炭素社会の実現に
向けた連携協定について

それでは、順次説明をお願いいたします。

主なものとしましては、１点目が、住民税の定額減税で、令和６年度分の個人住民税の所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族１名につき、１万円の減額を実施するものでございます。仮に納税者が配偶者と子供２人を扶養していた場合には、４万円の

減額となります。右の図で見ますと、給与所得に係る特別徴収の場合は、令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の額を7月以降、11か月で徴収をいたします。

2段目の普通徴収である農業や事業所得者の場合は、定額減税前の税額を基に算出した第1期分の税額から定額減税額を控除し、控除し切れない場合には、2期以降の税額から順次控除していきます。

3段目の公的年金等に係る特別徴収の場合も、前段の普通徴収と同じですが、減額は10月分からの開始となります。

次のページに行きまして、2点目の固定資産税及び都市計画税につきましては、土地の負担調整措置の現行の仕組みを延長するものでございます。

負担調整措置とは評価替えによる地価の上昇に伴う税負担の急増を緩和する措置でございます。

また、土地の価格の特例は評価替え基準年度の固定資産評価額は、翌々年まで据え置くこととなっておりますが、地価が下落し、課税上著しく均衡を失う場合には評価額を修正することができるものでございます。

このような改正が予定されており、4月1日施行の予定となっておりますので、新年度の市税事務に支障を来すことがないよう専決処分において、市条例の一部改正を予定いたしております。

なお、地方税法改正に伴う地方税法施行例、地方税法施行規則などの細目など、まだ明確でない部分もありますので今後、情報に注意し対応してまいりたいと思っております。

以上です。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

続きまして、4ページをお願いいたします。

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決予定について御説明をさせていただきます。

今回の改正の理由でございますけれども、先ほどと同じで、現在会期中の国会で、地方税施行令の一部改正、この審議が行われております。

施行日が4月1日ということもありまして、3月末の成立で議会に諮ることが困難でございますので専決予定としているものでございます。

改正の内容については2点です。

まず（１）に記載しておりますけれども、国民健康保険税の課税限度額の改正というところでございます。

国保税の賦課限度額については、受益と負担の関係で、被保険者の納付意欲に与える影響

を考慮し、地方税施行令で規定されております被用者保険におけるルールとバランスを考慮し、限度額超過世帯を1.5%に近づけるよう、段階的に引き上げております。

今回は団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者支援金も増加傾向にある中、後期高齢者支援金分の賦課限度額が超過世帯の割合が増加していることを踏まえ、高所得者層にも応分の負担を求めることで、負担感が重い中間所得者層の税負担をできる限り緩和するものとして後期高齢者支援金分の賦課限度額を現行の22万円から2万円引き上げまして、24万円と改めるものでございます。

5ページをお願いいたします。2点目は国民健康保険税の保険税の軽減措置の改正です。

国保制度において、所得が低い世帯に対しまして、基準額以下の所得の場合、国保税のうち、均等割額と平等割額の軽減措置を行っております。

基準額が物価上昇の影響で軽減措置を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、消費者物価などを勘案し決定されており、今回、物価上昇を踏まえ、賦課限度額の基礎基準額を引き上げるものです。

今回の改正では5割軽減と2割軽減の賦課限度額の引上げを行うこととし、5割軽減では被保険者に乗ずる金額を現行29万円から5,000円引き上げ、29万5,000円と改め、2割軽減では被保険者に乗じる金額を現行53万5,000円から1万円引き上げ、54万5,000円と改めるものでございます。

なお、6ページ、7ページに今、御説明した制度概要を記載しておりますが、本日は割愛をさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、資料の8ページをお願いいたします。今回、第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針案につきまして、令和5年12月に議員の皆様へ御説明いたしました後に令和6年1月5日から2月5日にかけて、1か月間パブリック・コメントの募集をいたしております。その結果、3名の方から41件の御意見を頂くことができました。

非常に多くの御意見を頂きましたが、ほとんどが文言の追加や修正するものというふうになっておりまして、資料には頂いた御意見のうち、主なものについて掲載をいたしております。

1件目の御意見といたしましては、10年間の計画に対しまして、5年目にこの基本方針を見直して、後期方針を策定する考えがあるのかという御意見を頂きまして、5年後に中間見直しを行う旨を追記いたしております。

2件目の御意見といたしましては、「やさしい日本語」の普及と活用の取組に対しまして、

市のホームページや広報紙を活用した、「やさしい日本語の普及」としたほうがよいのではないかという御指摘を頂きまして、その旨修正をいたしております。

3件目の御意見につきましては、市の主な取組について、関係機関との連携の記載がないと御指摘を頂きましたので、「県等の関係機関との連携による」という文言を追記いたします。

4件目の御意見といたしまして、現在でも佐賀県教育委員会から、ポケトークという通訳機を活用しておるんですけれども、今回、御意見といたしまして、多言語翻訳機器の活用支援を追記してはどうかと御意見を頂戴いたしました。

今、申し上げましたとおり、佐賀県の教育委員会を通して、通訳機を活用した支援は既に実施をしておりましたので、県などの関係機関との連携による外国にルーツがある保護者、児童生徒、受け入れる学校に対しての情報提供やサポートと、こういう文言を追記いたしまして修正をいたしたところでございます。

以上、御報告いたします。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

続きまして、資料9ページをお願いいたします。鳥栖市とパナソニック株式会社エレクトリックワークス社との脱炭素社会の実現に向けた連携協定についてでございます。

2050年のゼロカーボンの実現を図るべく策定しております、鳥栖市地球温暖化対策実行計画区域施策編の中で定めます取組の6つの柱の1つ、に省エネルギー性能の高い設備、機器の導入促進がございます。

これにつきまして、本市の立地企業でありますパナソニック株式会社と住宅やオフィスビルの省エネ、快適さに関するものをはじめとした脱炭素社会の実現に向けた検討を行っていく中で、連携して取組を進めていくこととなりまして、去る2月29日に連携協定を締結したところでございます。

パナソニックグループ傘下の企業であり、電気設備を担当するエレクトリックワークス社は2020年9月に大阪府、その後、京都市とZEB化の推進に係る連携協定を締結されておりました、同社が九州内の自治体と建築物の省エネに関する連携協定を締結するのは今回が初めてということでございます。

協定内容につきましては、資料の協定内容というところで記載をしております5項目になっておりますが、今後は双方の資源やノウハウを活用し、大幅なエネルギー化が期待できるZEHとZEBの理解及び導入促進に向けて、まずは市が行います出前講座とか、セミナー等の機会を活用しながら普及啓発を図ることとしております。

以上で市民環境部の議案が報告を終わります。

中村直人委員長

ありがとうございました。

それでは、せっかくですので、委員から何か確認しておきたい点などがありましたらお受けいたします。

尼寺省悟委員

1点だけ質問します。この表の賦課限度額のところで、超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げられていくものというふうに書いてあるわけ。

ところが今回、現行が1.42%で改正後が1.35%。22世帯減少するということだから、これは逆行していない？

結果的に上げたことで、1.5%から遠ざかっていくようになっているんだから。逆行しているっちゃうことにならんのか。1.5%が目標ならば、上げる必要があるのか。どう考えたらいいか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

合計では1.35%となっておりますけれども、後期分を見てもらいますと、2.5%になっておりますから、ここを1.5%に近づけると。

下げていくということで、今回……（「1.35%になっているけど、2.5%？分かん」と呼ぶ者あり）

今、表を見られていると思いますが、基礎分が現行で1.44%、後期分が2.25%になっていますので、ここを2.1%に下げる。2万円引き上げることで、

さらに言えば、この後期分は下げなくてはいけないのかなというふうに思いますけれども、今回は2万円の引き上げによって、超過世帯の割合を増やしているということです。

結果的に合計が1.35%でありますけれども、後期の分は負担がかなりかかっています。

合計でいうとそう見えますけれども、後期分だけ単体で見ると、まだ2.5%に近づいてないわけですから、ここは下げなくてはいけないということになります。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議案外の報告を終わります。

~~~~~

中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

それで明日は祝日のため休会。21日は次期ごみ焼却処理施設の現地視察を予定しておりますので、10時でいいかな。10時に庁舎西側に集合していただきたいと思います。

なお、視察参加者や視察事項等についての報告等については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。



中村直人委員長

本日の総務常任委員会はこれにて散会をいたします。

午後 2 時35分散会



令和 6 年 3 月 21 日（木）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

## 5 日程

現地視察

佐賀東部クリーンエコランド（真木町）

自由討議

議案審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第5号鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の  
一部を改正する条例

議案甲第9号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第10号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第13号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし



きたいと思いますが、いかがでしょうか。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

**松隈清之委員**

議会報告会で来た要望とかに関して、委員会としてこうしようっていうやつを正副にお任せするってことですか。

**伊藤克也委員**

この間の報告会の中で、市民の皆さんから御意見とか要望等いただきましたので、それを各常任委員会にできる範囲で、3ずつほどですが、各常任委員会に協議をしていただくような形で上がってきております。

ですので、総務常任委員会としては、私から報告をさせていただいた、3つについて協議をしてほしいというふうなことで上がっておりますので、その辺で、皆さんにどのような取扱いというか……

**中村直人委員長**

議会報告会をしたときに、いろんな意見が出ましたので、これに対してこうしましたと、議会だよりに載せたいと。

意見、要望に対して、各委員会こういう考えを持っておりますということを議会だよりに載せて市民に知らせたいということだそうですが。

**松隈清之委員**

要は、ホームページとかで議会報告会であった要望に対する回答をするってことでしょ。ある意味、回答するってことですよ。

**中村直人委員長**

というような感じで持ってこられたみたい。

**松隈清之委員**

それだったら委員会で協議したほうがよくないですか。執行部を呼んで話を聞くとか。

多分、よそはそうするんじゃないですか。

**伊藤克也委員**

もちろん協議をしたほうがいいということであれば、委員の皆さんの御意見を頂くというやり方もありますので、そういうほうがいいということであれば、皆さんで協議をしていくということもいいのかなというふうに思っています。あくまでも案ということで申し上げたところです。

**江副康成委員**

伊藤克也委員

江副康成委員

伊藤克也委員

中村直人委員長

よろしいですか。（「いつまでに回答とかは」と呼ぶ者あり）

伊藤克也委員

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、自由討議を終わりますして、執行部を入室させますので、暫時休憩いたします。





oooooooooooooooooooooooooooooooo

## 採 決

中村直人委員長

これより採決を行います。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

### 議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

初めに、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

### 議案乙第10号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

中村直人委員長

次に、議案乙第10号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo



中村直人委員長

4 議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、4議案はいずれも原案のとおり可決いたしました。



以上で本日の日程は終了いたしました。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



これにて、令和6年3月定例会総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時45分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長          中    村    直    人

